

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

高千穂大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	36
基準 4. 教員・職員	53
基準 5. 経営・管理と財務	63
基準 6. 内部質保証	70
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	75
基準 A. 社会貢献	75
VI. 法令等の遵守状況一覧	78
VII. エビデンス集一覧	90
エビデンス集（データ編）一覧	90
エビデンス集（資料編）一覧	90

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

本学園は明治 36(1903)年高千穂尋常高等小学校開校以来 121 年の歴史を有している。創立者川田鐵彌の建学の精神・教育理念は、昭和 4(1929)年、川田鐵彌自らが著した「朝礼訓話集」に収められている「訓育上の方針」に求めることができる。すなわち、『教育の実践の場である学校は師弟一体となった修行の場、人生経験の場であり、(1)祖先の祭礼の重視と忠孝、(2)体育と勤労の重視、(3)自治の精神と品性の修行、(4)信義の重視、(5)言行の慎みと敬意の尊重、(6)年長者を敬い幼者を導き、(7)志操を固くし事実の正確さを守るべきこと』ということである。この建学の精神・教育理念は、昭和 56(1981)年学園創立 80 周年を前に、当時の理事会において下記の如く、今日的表現に改められ学則第 1 条第 1 項に明示されている。

まず、学風の指針として、「常に半歩先立つ進歩性」を掲げている。

「半歩」とは、自らの役割を着実に実行する不断なる行動の継続性を、又、「進歩性」とは、不断なる継続的行動力により培われた理論・知識を基礎に人間行動・社会現象を客観的に捉えると同時に、諸現象を生起せしめる原因ないし法則性を分析し、そのうえで将来を展望しうる先見性を具備するという学問研究に求められる体系的・理論的資質を意味するものである。

更に、この学風の指針を具現化するための人格的資質すなわち、豊かな人間性・人格の形成を明確に示すものとして、「気概ある常識人」・「偏らない自由人」・「平和的国際人」を掲げ、これを学風の目標としている。

「気概ある常識人」とは、自らの社会的役割を継続しうる精神的強さを有し、かつ健全な社会人として当然備えるべき学識やモラルを身につけ、正しいと信じることは、いかなることがあっても実行し、又、自らが信じたものが誤りであると気づいた時は、それを是正する勇気をあわせ持つ人間性を意味している。

「偏らない自由人」とは、人間行動・社会現象を分析する人間科学、社会科学を構成する各個別科学において、その研究対象を考察するうえで、常に客観的視点・中庸の視点に立脚することを意味すると同時に、真の自由を理解、実践し、義務不在、秩序無視を是正する勇気を持った人格の形成を意味している。

「平和的国際人」とは、他国の歴史と現状に対する正しい知識や認識を持ち、他者を理解・受容する寛容さと優しさを有し、外国語の能力に加え、精神的な「おだやかさ」を兼備すると同時に、常に民族としての誇りを失わず、他国・他者と対等の立場にて真の平和を追求する国際感覚を備えた人格の形成を意味している。

以上が本学の建学の精神・教育理念である。

2. 大学の使命・目的

大学の前身は、大正 3(1914)年に設置された我が国私学における最初の高等商業学校である高千穂高等商業学校であり、その設立趣意書によれば、「本校の目的は、人格養成を主とし、商業上必要なる高等の教育を施すにあり」とされている。

又、昭和 25(1950)年学制改革に基づく高千穂商科大学設置時の学則には、「本学は商業経済に関する単科大学として高千穂高等商業学校創立以来の歴史と伝統的校風に基づき広

く高い教養と深い専門知識を身につけた人物を育成するとともに商業経済の学術研究に従事することを目的とし平和国家の建設と世界経済の進展に寄与することを使命とする。」と明記されている。

現在の高千穂大学の使命・目的は、高千穂大学学則第1条第2項に「本学は創立者の建学の精神を継承し、人間科学、商学及び経営に関する学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させ、国際的視野にたつ有為の人材を育成すること」としている。又、同条第3項において人間科学部、商学部及び、経営学部(3学部ともに学科は各1学科)の教育目的を明示している。更に、同条第4項において、各学部の教育目的を達成するための三つのポリシー(①ディプロマ・ポリシー、②カリキュラム・ポリシー、③アドミッション・ポリシー)を掲げている。

又、大学院経営学研究科修士課程の教育目的は、高千穂大学大学院学則第3条第1項に「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業などに必要な能力を養い、地域社会の要望に応えるとともに、文化の進展に寄与すること」としている。

更に、大学院博士後期課程の教育目的は、高千穂大学大学院学則第3条第2項に「専攻分野について研究者として自立した研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するうえで必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」としている。尚、大学院においても大学院学則第3条第3・4項にて、三つのポリシー(①ディプロマ・ポリシー、②カリキュラム・ポリシー、③アドミッション・ポリシー)を掲げている。

3. 大学の個性・特色

(1)大学3学部3学科及び、大学院経営学研究科修士課程・博士後期課程の育成すべき学生像の明確化

「建学の精神・教育理念」、「大学の使命・目的」、「学部・大学院の教育目的」及び、「学部・大学院の三つのポリシー」に基づき、大学3学部3学科・大学院には明確なる「育成すべき学生像」を設けている。

商学部・商学科の「育成すべき学生像」は、「幅広い教養と深い専門知識とを身につけ、現代社会の多様な変化に対応しうる、国際的な視野を備えた、人間性豊かで高い実務能力をもつ企業人あるいはスペシャリスト」である。

経営学部経営学科の「育成すべき学生像」は、「あふれる教養と豊かな人間性を基礎に、企業経営の仕組みや機能及び、経営体の本質を理解し、時代の変革に対応した国際的視野で物事を考えることができる人材」である。

人間科学部人間科学科の「育成すべき学生像」は、同学部教育目的に明記されているとおり、人間科学専攻においては、人間科学を中心とする学問研究を通じ、『「主体的・自立的個人」及び「自他共生的社会人」として成長できる人材』である。又、児童教育専攻においては人間科学及び、教育学を中心とする学問研究を通じ、「児童期における児童の心理の発達、行動様式などを理解し、児童の健全な発達に寄与する人材」である。

又、大学院経営学研究科修士課程・博士後期課程の「育成すべき学生像」は、「高度な専門知識と広い対応力を有し、かつ、創造性豊かで将来のビジネス組織を担うに相応しい人材」である。

(2) 「家族主義的教育共同体」としての学園文化

学園創立明治 36(1903)年以來、創立者川田鐵彌の学園文化は「家族主義」であり、「師弟一体」による教育の実現にあった。

平成 15(2003)年、学園創立 100 周年を迎えるにあたり、創立者の学園文化を今日的により明確に表現する目的のもと、現在は「家族主義的教育共同体」と呼ばれている。

創立者川田鐵彌は、学園文化を「少人数教育」において実現することを強く意図し、この理念は今日まで、長く連綿として継承されている。

(3) 人格養成を主眼とする「ゼミ教育」

「家族主義的教育共同体」としての学園文化の下、創立者の建学の精神・教育理念に則り、人格養成を主眼とする「少人数教育」を実践化するための主たる教育方法の 1 つが「ゼミ教育」である。

本学のゼミ教育は、1 年次において本学専任教員が担当する必修科目としての「ゼミ I」(1 ゼミ約 13 人~15 人)又、2・3・4 年次においては本学専任教員が担当する選択科目としての「ゼミ II・III・IV」という形態を採用している。

「ゼミ I」は、大学生活のあり方、学習目標、学習計画の設定、履修・成績について又、ノートテイキング、図書館利用の方法等、大学生活へのスムーズな接続ができるための指導を実践している。又、「ゼミ II・III・IV」は、各ゼミの研究テーマを理論研究かつ、フィールド研究等を通じ考察・分析することにより、専門的知識の醸成を図り、同時に学問研究を通じた人格養成にも留意した指導を実践している。

尚、「ゼミ II・III・IV」の所属学生は各学年 71%~84%を数え、毎年 11 月に開催される「ゼミナール発表会」では、月曜日から金曜日までの 5 日間行われ、2023 年度は専任教員 61 人にて構成されるゼミから 133 パートが発表に参加している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治 36(1903)年	高千穂尋常高等小学校開校
明治 40(1907)年	高千穂幼稚園設置
明治 42(1909)年	高千穂中学校設置
明治 45(1912)年	財団法人設立認可「高千穂学校」
大正 3(1914)年	高千穂高等商業学校設置
昭和 4(1929)年	「朝礼訓話集」発行
昭和 19(1944)年	高千穂高等商業学校を高千穂経済専門学校に改称
昭和 25(1950)年	高千穂商科大学設置「商学部商学科」
昭和 26(1951)年	財団法人高千穂学校を学校法人高千穂学校に改める
昭和 28(1953)年	高千穂商科大学商学会設置「現・高千穂学会、高千穂論叢創刊」
昭和 41(1966)年	学校法人名を「学校法人高千穂学園」と改称 高千穂商科大学経理研究所設置
昭和 43(1968)年	高千穂商科大学語学研修所設置
昭和 46(1971)年	高千穂商科大学ストアマネージメント研究所設置
昭和 48(1973)年	高千穂商科大学入学定員 200 人に改正

高千穂大学

昭和 50(1975)年	高千穂商科大学入学定員 300 人に改正
昭和 56(1981)年	高千穂学園「学風の指針、学風の目標」制定
昭和 59(1984)年	高千穂商科大学「学生夏期オレゴン大学海外研修開始」
昭和 62(1987)年	高千穂商科大学入学定員 420 人+臨時定員 30 人=450 人
平成 2(1990)年	高千穂商科大学商学部経営学科設置 (商学科 250 人、経営学科 170 人+臨時定員 30 人=200 人)
平成 3(1991)年	高千穂商科大学商学科 250 人+臨時定員 100 人=350 人
平成 8(1996)年	高千穂商科大学大学院経営学研究科経営学専攻修士課程設置
平成 10(1998)年	高千穂商科大学大学院経営学研究科経営学専攻博士後期課程設置
平成 13(2001)年	高千穂大学経営学部経営学科設置 200 人(商学部経営学科廃止) 大学名を 2 学部制にともない「高千穂大学」に改称
平成 15(2003)年	高千穂学園創立 100 周年
平成 19(2007)年	高千穂大学人間科学部人間科学科設置「人間科学専攻、児童教育専攻」90 人(人間科学専攻 70 人、児童教育専攻 20 人) (商学部商学科 230 人、経営学部経営学科 230 人)
平成 25(2013)年	高千穂学園創立 110 周年
令和 5(2023)年	高千穂学園創立 120 周年

2. 本学の現況

・ 大学名

高千穂大学

・ 所在地

東京都杉並区大宮 2 丁目 19 番 1 号

・ 学部構成

	学部・研究科名	学科・専攻名	開設年月日
学 部	商学部	商学科	昭和 25(1950)年 4 月 1 日
	経営学部	経営学科	平成 13(2001)年 4 月 1 日
	人間科学部人間科学科	人間科学専攻	平成 19(2007)年 4 月 1 日
児童教育専攻			
大 学 院	経営学研究科(修士課程)	経営学専攻	平成 8(1996)年 4 月 1 日
	経営学研究科(博士後期課程)	経営学専攻	平成 10(1998)年 4 月 1 日
研 究 所	総合研究所(経理研究所、語学研 究所、ストアマネージメント研 究所を 統合)		昭和 62(1987)年 4 月 1 日
	アジア研究交流センター		平成 9(1997)年 4 月 1 日

・ 学生数、教員数、職員数

高千穂大学

(1) 学部学生数「令和6(2024)年5月1日現在」

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数	備考
商学部	商学科	230	920	908	
経営学部	経営学科	230	920	954	
人間科学部	人間科学科	90	360	355	
計		550	2200	2217	

(2) 大学院学生数「令和6(2024)年5月1日現在」

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員	在籍学生数
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	40	80	30
経営学研究科	経営学専攻	博士後期課程	5	15	4
計			45	95	34

(3) 教員数「令和6(2024)年5月1日現在」

学部	学科	教授	准教授	助教	計	兼任	合計
商学部	商学科	13	7	1	21	29	50
経営学部	経営学科	11	9	2	22	31	53
人間科学部	人間科学科	15	6	1	22	11	33
計		39	22	4	65	71	136
経営学研究科	経営学専攻	—	—	—	—	—	—
合計		39	22	4	65	71	136

(4) 事務職員数「令和6(2024)年5月1日現在」

専任	派遣	委託	合計
39	13	1	53

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

前述 I-1、I-2、I-3 のとおり、創設者の「建学の精神・教育理念」（学則第 1 条第 1 項）に則り、「学校法人の使命・目的」を寄附行為第 4 条に明文化している。又「大学の使命・目的」は高千穂大学学則第 1 条第 2 項に明確に記されている。更に、同学則第 1 条第 3 項第 1 号・第 2 号・第 3 号において、人間科学部、商学部及び経営学部 3 学部の教育目的が明示されるとともに、3 学部の教育目的を実現するための三つのポリシーである (1) 「ディプロマ・ポリシー」、(2) 「カリキュラム・ポリシー」、(3) 「アドミッション・ポリシー」を同学則第 1 条第 4 項に掲げることにより、「建学の精神・教育理念」、「学校法人の使命・目的」、「大学の使命・目的」、「学部の教育目的」、「三つのポリシー」各々の意味・内容と体系的関係性が明確化されている。

又、大学院においても前述 I-1 及び I-2 のとおり、大学院学則第 3 条第 1 項・第 2 項において、修士課程・博士後期課程の教育目的を明確に規程化している。

1-1-② 簡潔な文章化

「建学の精神・教育理念」、「学校法人の使命・目的」、「大学の使命・目的」、「学部・大学院の教育目的」及び「学部・大学院における三つのポリシー」は、いずれも各々の意味・内容を具体的かつ明確に表現すると同時に簡潔な文章化を意図し作成されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

明治 36(1903)年、高千穂尋常高等小学校の開学以来、明治 40(1907)年、高千穂幼稚園開園、明治 42(1909)年高千穂中学校開設、そして大正 3(1914)年、現在の高千穂大学の前身である、我が国私学高等商業学校としては最初の高千穂高等商業学校が創立された。今日まで 121 年間、前述 I-1、I-2、I-3 にみるとおり、「建学の精神・教育理念」、「学校法人の使命・目的」、「大学の使命・目的」、「学部・大学院の教育目的」、「学部・大学院の三つのポリシー」及び「3 学部 3 学科」、大学院修士課程、博士後期課程の育成すべき学生像は私学高等教育機関としての個性・特色を明確に示すものであると理解している。

更に、これら「大学の使命・目的」、あるいは「教育目的」等は、寄附行為、学則をはじめ履修要項・大学ガイドブック等に明示されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】 学校法人高千穂学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 1-1-2】 高千穂大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 1-1-3】 高千穂大学大学院学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 1-1-4】 大学履修要項 【資料 F-12】 と同じ

【資料 1-1-5】 大学ガイドブック 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-1-6】 大学院案内・募集要項 【資料 F-4】 と同じ

【資料 1-1-7】 本学ホームページ（大学案内）

<https://www.takachiho.jp/outline.html>

1-1-④ 変化への対応

「建学の精神・教育理念」及び、「学校法人の使命・目的」は普遍性を有するが、「大学の使命・目的」、「学部・大学院の教育目的」及び、「三つのポリシー」は、社会構造・産業構造・人口構造等の変化、あるいは人々の意識・行動の変化等により、普遍性を前提としつつも変化に適応させなければならないことは言うまでもない。

高千穂大学は、大正 3(1914)年に開学した高千穂高等商業学校を前身とし、戦後昭和 25(1950)年の学制改革により、高千穂商科大学として「商学部商学科」1 学部 1 学科のみの単科大学として発足した。その後、平成 2(1990)年に同学部に経営学科を新設し、さらに平成 13(2001)年には同学科を経営学部経営学科として開設した。ここに 2 学部 2 学科体制が確立され、この新学部・学科の増設は、財政健全化を図るという目的と同時に伝統的な商学教育とともに、より詳細に企業経営の本質を探究することへの社会的要請にも対応するためのものであった。

更に、平成 19(2007)年には、商学・経営学というビジネス系教育と同時に、創設者川田鐵彌の「人格養成」という本学園の建学の精神・教育理念に直接的にかかわる学問領域の新設、及び「経済的豊かさ」から「心の豊かさ」へという我が国の新たな価値実現を探究するという社会的要請にも対応すべく第 3 の学部・学科として人間科学部人間科学科を新設した。

更に、これら 3 学部 3 学科は、各々の教育目的のもと、三つのポリシーを策定し、社会に有為な人材として評価されうる学生として成長でき得るよう、その育成に取り組んできた。

これら 3 学部・3 学科の教育目的をより具体的かつ鮮明にすることを意図し、各々の学部学科のもとに複数のコースを設けている。又、各学部・学科・専攻・コースにおけるカリキュラムも継続性を原則としつつも改革にも取り組んできた。各時代におけるこれら一連の取組はまさに、環境変化に適切に対応するための組織的行為であるといえる。

尚、より高度な専門的学問を探究したいという本学学生及び、社会的要請にこたえるべく、平成 8(1996)年に大学院経営学研究科修士課程を、又、平成 10(1998)年に大学院経営学研究科博士後期課程を設置し、多くの修了者を輩出してきた。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

「建学の精神・教育理念」及び「学校法人の使命・目的」は、普遍的な理念である。ただし、「大学の使命・目的」、「学部・大学院の教育目的」及び、それを実現するための「学部・大学院の三つのポリシー」は、普遍性を前提としつつも社会の変化、人々の意識の変化等により修正が求められることもあり得るものと思われる。

その意味において、様々な環境変化に対応するための一層の検討が必要とされるであろう。理事会・教授会及び事務局による学内組織の連携により更なる改善・向上方策について考察を進めるものである。

「建学の精神・教育理念」、「学校法人の使命・目的」、「大学の使命・目的」、「学部・大学院の教育目的」、「学部・大学院の三つのポリシー」、及び「学部・大学院の育成すべき学生像」は私立学校法人及び、私立学校法人の設置する大学・大学院としての(1)個性・特色を有し、(2)私立学校法、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等の諸法令を遵守し、かつ(3)学園創立121年、大学創立74年（高千穂高等商業学校開設以来110周年）、大学院創立28年に亘り、環境変化への対応にも試みてきたと判断している。

今後も、より一層本学の個性・特色を社会に認知して頂くための工夫、及び学生一人一人が本学のデザインする学生像を体現化し、学生自らも満足できると同時に社会に評価して頂ける学生として成長できるよう、努力したいと考えている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

「学校法人の使命・目的」は寄附行為第4条に、又、「建学の精神・教育理念」、「大学の使命・目的」、「学部の教育目的」及び「三つのポリシー」は高千穂大学学則第1条第1項・第2項・第3項・第4項に明記され、役員・教職員に理解・支持されている。又、「大学院修士課程・博士後期課程の教育目的」及び「三つのポリシー」は大学院学則第3条第1項・第2項・第3項・第4項に明記されている。

更に、創設者の目指した学園文化「家族主義的教育共同体」は学園創立以来121年に亘り、連綿として学園役員、教職員に共有化されている。

1-2-② 学内外への周知

「建学の精神・教育理念」、「学校法人の使命・目的」、「大学の使命・目的」、「学部・大学院の教育目的」及び「三つのポリシー」は寄附行為、学則、本学ホームページ、大学・大

学院案内、あるいは、大学・大学院履修要項にも明示されていると同時に入学式、卒業式、父母の会等を通じ、新入生・在学生の保護者の方々にも周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-1】 本学ホームページ（教育目的と三つのポリシー 学部及び大学院）

<https://www.takachiho.jp/outline/policies.html>

【資料 1-2-2】 大学ガイドブック 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-2-3】 大学履修要項 【資料 F-12】 と同じ

【資料 1-2-4】 大学院案内・募集要項 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-2-5】 大学院要項 【資料 F-12】 と同じ

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学園は、5年毎に中期経営計画を策定し、現在(令和6年度)は、第8期中期経営計画(令和2年度～令和6年度)の5年目を迎えている。又、各年度の事業計画及び、予算編成はこの中期経営計画に基づき策定される当該年度予算編成方針に立脚し作成されている。

第8期中期経営計画の構成は、〔Ⅰ〕本学の建学の精神・教育理念、学校法人の使命・目的、〔Ⅱ〕大学・大学院の使命・目的の周知・徹底、〔Ⅲ・Ⅳ〕本学商学部・経営学部・人間科学部・大学院経営学研究科の教育目的及び、育成すべき学生像の周知・徹底、〔Ⅴ〕法人組織及び教学組織における具体的目標・計画（〔Ⅴ〕-（1）学園財政の健全化と帰属収入の安定的確保、〔Ⅴ〕-（2）人事・財務計画①人事方針、②財務方針、〔Ⅴ〕-（3）志願者・入学者確保対策、〔Ⅴ〕-（4）学生指導・支援計画、〔Ⅴ〕5-（5）施設・設備計画、〔Ⅴ〕-（6）幼稚園計画、〔Ⅴ〕-（7）法令遵守・情報公開方針、である。

上述のとおり、本学園の中期経営計画は、「建学の精神・教育理念」、「学校法人の使命・目的」、「大学の使命・目的」、「学部・大学院の教育目的」、「三つのポリシー」及び「学部・大学院における育成すべき学生像」と密接に連動し作成されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-6】 第8期中期経営計画

【資料 1-2-7】 2024年度予算編成方針

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

(1) 建学の精神・教育理念、(2) 大学の使命・目的 (3) 学部の教育目標及び、(4) 学部の教育目的を達成するための三つのポリシー（①ディプロマ・ポリシー、②カリキュラム・ポリシー、③アドミッション・ポリシー）は、体系的連動性を有し、高等教育機関としての機能を達成することとなる。

学園創立以来 121 周年（2024（令和6）年度）を迎えた本学は、創立者川田鐵彌の建学の精神・教育理念を実現すべく今日までこの高等教育機関としての使命・目的・役割を担ってきたものと考えている。特に、現在の高千穂大学の前身である高千穂高等商業学校（1914（大正3）年）創立以来、高千穂商科大学（1950（昭和25）年）を経た今日まで、上記三つのポリシー（三つのポリシーという表現は使用されてこなかったまでも）を前提

に学生教育に従事してきたことは言うまでもないことである。

よって、普遍性を有する、(1) 建学の精神・教育理念を前提とし、(2) 大学の使命・目的、(3) 学部の教育目的を具現化するための、(4) 三つのポリシーが大学の使命・目的及び学部の教育目的に反映されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-8】高千穂大学学則 【資料 F-3】と同じ

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

大学における教育課程（カリキュラム）にかかわる学内組織としては、(1) 学問分野ごとの各系列会議、(2) 各学部教授会、(3) 各学部教授会において審議された教育課程（カリキュラム）を調整し、学長の判断のもと、連合教授会に審議・提案する教務委員会が体系的関係性を有し、「大学の使命・目的」、「学部の教育目的」を達成するために機能している。

大学院における教育課程（カリキュラム）にかかわる学内組織としては、(1) 経営・金融・会計・税法・マーケティング各分野における教員会議をまとめる教務部会を設置し、(2) 学長の判断のもと、大学院研究科長を議長とする大学院研究科委員会において「大学院の教育目的」を達成するための機能を果たしている。

この他、(1) 総合研究所、(2) アジア研究交流センター、(3) 図書館運営委員会、(4) 教職課程運営委員会、(5) 海外研修委員会、(6) 資格審査委員会、(7) 情報メディアセンター運営委員会、(8) 課外講座運営委員会を設置し、教育研究組織としてそれぞれの委員会機能を有し、「大学の使命・目的」及び、「学部・大学院の教育目的」を達成するための役割を担っている。

尚、当然のことではあるが、教育研究組織を広義に解釈すれば、上述委員会以外にも大学では (9) 入試委員会、(10) 学生委員会、(11) 就職委員会を、又、大学院では (12) 入試・PR 部会、(13) 学生・就職部会、(14) FD 委員会を設置している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-9】全学組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

既述のとおり、「建学の精神・教育理念」、「学校法人の使命・目的」、「大学の使命・目的」、「学部・大学院の教育目的」等は、寄附行為、学則、大学・大学院案内、履修要項、大学ホームページ等を通じ、学園役員、教職員をはじめ、本学学生、御父母の方々等、学内外に周知され、理解・支持されているものと判断する。

又、「使命・目的」、「教育目的」等の実現に向けた取り組みは、5年毎に策定される中期経営計画に反映されると同時に、中期経営計画に基づき作成される各年度別事業計画・予算編成にも適切に盛り込まれている。更に、「使命・目的」、「教育目的」等の実現のために策定される中期経営計画及び各年度別事業計画は、学内に設置されている各種教育研究組織において適切に実践されている。今後も、「使命・目的」、「教育目的」の有効性を継続的

に実現できるよう、今日までの取り組みを更に、深化させることとなる。

【基準1の自己評価】

「大学の使命・目的」、「学部・大学院の教育目的」、「学部・大学院の育成すべき学生像」及び「学部・大学院の三つのポリシー」は、普遍性を有する「建学の精神・教育理念」、「学校法人の使命・目的」に立脚しつつ、体系的関係性を意図し策定されている。又、それぞれの内容も私立学校法人の設置する大学・大学院に要請される「使命・目的」及び「教育目的」としての具体性と明確性を有している。

更に、学園創立121年、大学創立74年（高千穂高等商業学校開設以来110周年）、大学院創立28年に亘り、本学の個性・特色を明示しつつ、かつ学部・学科新設、コース新設、カリキュラム改革等にも着手し、環境変化にも可能な限り対応を図ってきた。この間、私立学校法、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等、法令遵守にも細心の注意を払い、「使命・目的」及び「教育目的」等の法的・社会的適切性にも留意してきた。

学内的には、5年毎に中期経営計画（現在は、第8期中期経営計画の段階にある）を策定し、「建学の精神・教育理念」、「学校法人の使命・目的」、「大学の使命・目的」及び「学部・大学院の教育目的」等を反映させたプランとしてデザインされている。又、この中期経営計画に反映された「使命・目的」及び「教育目的」等の実現のため、各年度別事業計画・予算編成方針を作成し、学内各種教育研究組織において検討が進められている。

今後もさらなる創意工夫を重ね、「大学の使命・目的」及び、「教育目的」等の実現を図りたいと考えている。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーは、建学の精神・教育理念及び、大学の使命・目的、更に、各学部の教育目的に基づき、育成すべき学生像を明確にしたうえで、学部教授会・連合教授会にて議論し、最終的に理事会にて決定した。アドミッション・ポリシーは大学学則に明示されているとともに、本学ホームページにも掲載されている。

更に、大学ガイドブック各学部のページ扉にも、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲載し、各学部への興味関心をもつ人々への学びの理解の促進を図っている。大学ガイドブックはホームページでも見ることができるため、高校生、保護者等へも広く周知されている。又、受験生に配布する学生募集要項では目次の次ページに各学部のアドミッション・ポリシーを掲載している。企業に対しては、アドミッション・ポリシ

一の前提となる学風の指針及び学風の目標を掲載した大学案内を就職支援課の企業訪問の際に配布している。各学部及び、大学院修士課程・博士後期課程におけるアドミッション・ポリシーは下記のとおりである。

(商学部アドミッション・ポリシー)

- ・日本国内外における経済の動向に関心を持ち、経済・産業・企業および社会の仕組みやその機能について関心を抱く人
- ・より良い経済・社会の構築のためにビジネスの世界で自らの能力を発揮したいと考える人
- ・商品の流通の仕組みやお金の流れ、会計の仕組みなどを学び、自らの能力向上を目指す意欲と基礎的能力のある人

(経営学部アドミッション・ポリシー)

- ・日本国内外における経済の動向に関心を持ち、経済・産業・企業および社会の仕組みやその機能について関心を抱く人
- ・企業・団体の成長・発展のために自らの能力を発揮したいという意欲と基礎的能力を有する人
- ・経営活動に必要とされる企業法務の専門的知識を習得し、コンプライアンス・マインドを具備した社会人・組織人を志望する人
- ・既存の会社や団体などの事業を継承したい、あるいは自らが新たに企業や事業を起こしたいという意欲と基礎的能力を有する人
- ・ICT（情報通信技術）の仕組みを学び、ICTを活用したビジネスの革新を目指す意欲と基礎的能力を有する人

(人間科学部アドミッション・ポリシー)

- ・日本国内外における人々の価値観・行動様式などの特徴・変化に関心を持ち、個人および社会的存在としていかに自立的かつ、自他共生的に成長していくのかについて興味を抱いている人
- ・幅広い教養を身につけ、人間および人間の成長過程について学び、さまざまな人と関わりあいながら自らも成長したいという意欲と基礎的能力を有する人
- ・子どもを愛し、子どもの成長に貢献するために自らの資質・能力を発揮したいという意欲と基礎的能力を有する人

(大学院)

本大学院経営学研究科では、大学院の研究目的を踏まえたディプロマ・ポリシー及び、カリキュラム・ポリシーとの整合性を有することを意図し、修士課程及び、博士後期課程のアドミッション・ポリシーを設定し、それをホームページ、大学院案内・募集要項に明記することにより広く学内外への理解・周知を図っている。

(修士課程)

大学院の教育目的である専攻分野における研究能力の育成、又は専門的職業人の育成に基づき、多様な学習歴、職歴をもつ志願者に応じた入学者選抜を行います。学生募集・大学広報を通じて、大学院の教育目的やアドミッション・ポリシーの学内外への周知を図ります。

(博士後期課程)

大学院の教育目的である専攻分野における研究能力の育成、又は専門的職業人の育成に基づき、多様な学習歴、職歴をもつ志願者に応じた入学者選抜を行います。博士後期課程では、①修士の学位を有する者、②修士と同等以上の外国の学位を有する者、③文部科学大臣の指定した者、④その他本大学院で修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたものを入学資格とし、入学選抜試験に合格した者を受け入れている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-1】 高千穂大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 2-1-2】 高千穂大学大学院学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 2-1-3】 大学ガイドブック 【資料 F-2】 と同じ

【資料 2-1-4】 大学案内 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-5】 2024 年度高千穂大学大学院案内・募集要項 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-6】 本学ホームページ（教育目的と三つのポリシー 学部及び大学院）

<https://www.takachiho.jp/outline/policies.html>

【資料 1-2-1】 と同じ

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

（学部共通）

商学部、経営学部は学習内容が隣接する社会科学分野であり、人間科学部は、人文科学、社会科学の両分野に関連する学際的分野であることから、選抜区分は3学部とも共通としているが、面接、志望理由書等により各学部のアドミッション・ポリシーに沿った受入方法（入試制度）を実施しており、全学部共通であり大別して下記5種類である。又、入学者と大学とのミスマッチの防止、入試制度の改善のため、1年次終了後に選抜区分ごとに、入学後の修学状況（退学者、学業成績優秀者）の検証を行っている。尚、大学入学共通テスト利用を除き、本学が実施する一般選抜の入試問題の作成は、学長のリーダーシップの下、「入学試験問題管理マニュアル」、「入学試験問題作成上の留意事項」に基づき、大学が自ら行っている。

(1) 総合型選抜(2020 年度入学者までは A0 入試)においては、基礎的な学習能力及び意欲を有する生徒を評価するための方法として、小論文と面接を課している。又、学業、資格取得、課外活動などの高校生活への取組姿勢を評価する方法としては、一定の条件（例えば、出願時、直前に修了した学期までにおいて、国語、地理歴史、公民、数学、外国語のいずれか 1 教科の学習成績の状況が 3.5 以上であることを高等学校調査書で証明できる者）を設定し、その条件を有する受験生に対しては書類審査において加点している。面接試験においては、志望理由として学習・将来目標を確認し、アドミッション・ポリシーの理解度を確認している。

(2) 学校推薦型選抜(公募制)(2020 年度入学者までは公募制推薦入試)においては、出願要件として一定の学業成績を設定することにより、基礎的な学力を担保している。志望理由書、面接により学習目的、学習姿勢、アドミッション・ポリシーの理解度を確認している。

(3) 学校推薦型選抜(指定校制)(2020 年度入学者まで指定校制推薦入試)においては、本学の建学の精神・教育理念や教育目的を理解していただいている高等学校に対し、一定の学

業成績を有する生徒を推薦していただき、面接にてアドミッション・ポリシーの理解度を
確認し受け入れている。

(4) 一般選抜（2020 年度入学者までは一般入試）、大学入学共通テスト利用（2020 年度入学者まではセンター方式）では、基礎的能力を確認するために幅広い選択科目と国語、英語を試験科目とし、受験生の最も得意とする 2 科目または 3 科目にて判定し受け入れている。経営学部経営学科起業事業・承継コースでは、志望理由書の提出を課し、アドミッション・ポリシーの理解度を確認している。尚、平成 30（2018）年度入試より、一部の一般選抜の「外国語（英語）」及び「国語」において記述式問題を出題している。

(5) 特別選抜（留学生公募制）（2020 年度入学者までは外国人留学生入試）では、修学に必要な日本語能力を日本留学試験又は日本語能力試験の結果と、面接により留学目的、学習目標、アドミッション・ポリシーの理解度を確かめつつ、実際の日本語によるコミュニケーション能力も合わせて総合的に判定し受け入れている。

（大学院）

本大学院では、アドミッション・ポリシーに基づき、専攻分野における研究能力の育成、又は専門的職業人の育成を目的とし、多様な学習歴、職歴をもつ志願者を受入れるべく、修士課程では原則として年に 3 回の実施、又、本学学部からの進学者を対象とする学内推薦入試を、年 3 回実施している。博士後期課程については、年に 1 回、修士課程のⅡ期と同一日に実施している。

出願区分（一般、社会人、留学生）の出願資格、選考方法等については、添付資料（大学院案内・募集要項）に記載のとおりであり、修士課程においては、筆記試験結果及び提出書類に基づく口述試験結果を総合的に判断し可否を決定する。社会的な要請と学術の動向により修士課程、博士後期課程に社会人を受け入れ、特に修士課程においては働きながら学位取得を目指す方々を対象とした夜間コース、土日コースを開設している。本大学院の修士課程の入試では、「社会人」受験生に対し、筆記試験の出題に小論文を加え、「一般」受験生よりも問題選択肢を拡大している。又、社会人を受け入れるということから、受験生の負担軽減も考慮し、入学試験は、全 3 回のうち 2 回を日曜日に実施している。

大学院入試においては、修士課程及び博士後期課程とも研究者の育成及び専門的職業人の育成の 2 つの目的から、出願区分（一般、社会人、留学生）に応じた出願資格、選考方法等を実施しており、アドミッション・ポリシーに沿った方法を実施していると判断している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-7】 2024 年度学生募集要項 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-8】 2024 年度高千穂大学大学院案内・募集要項 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-9】 入学試験問題管理マニュアル・入学試験問題作成上の留意事項

【資料 2-1-10】 入学者選抜検証資料（①2021 年度、②2022 年度）

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（学部）

入学定員に沿った適切な学生数の受け入れについては、平成 30(2018)年度から令和

3(2021)年度までは3学部全てにおいて順調に入学定員を充足してきたが、令和4(2022)年度に入学定員充足率96.4%(商学部商学科92.6%、経営学部経営学科100.0%、人間科学部人間科学科96.7%)となった。その後、令和5(2023)年度には入学定員充足率120.7%(商学部商学科114.4%、経営学部経営学科128.3%、人間科学部人間科学科117.8%)に改善したが、令和6(2024)年度は入学定員充足率87.6%(商学部商学科89.6%、経営学部経営学科87.4%、人間科学部人間科学科83.3%)となった。各学部の収容定員については、令和6(2024)年度の商学部および人間科学部を除き、全ての年度において充足している。コロナ禍を経て、受験生の志向の変化に対応するためには、①専任教員及び専任事務職員全員による高校訪問(約532校)により、本学の教育目標、育成する学生像が理解されること、②高校への出張講義、入試課職員による高校内ガイダンスによる本学に対する興味や理解度の上昇、③本学の学園文化である「家族主義的教育共同体」を、オープンキャンパスの参加者が短い時間の中で感じ取ること、の3点が重要であると考えている。尚、②の高校への出張講義、校内ガイダンスでは、経済学、経営学、商学の違いを論理的に説明するだけでなく、高校生の身近にある具体的な例を取り上げて解説することに主眼を置いている。又、人間科学部については、人文科学と社会科学の両分野にまたがる学際的分野である点を特に説明の主眼においている。

(大学院)

修士課程については、平成8(1996)年度の開設以来、平成27(2015)年度までは入学定員を確保していたが、受験生の志向の変化に加え、コロナ禍による進学者の減少等の影響を受け、平成28(2016)年度入学者31名(対文部科学省認可定員9人不足)以降、減少に転じた。そのため、年に3回の入試相談会(日曜日開催)に加え、学部のオープンキャンパス時や平日において、対面形式のほか、オンラインによる入試相談に対応できるよう努めているものの、文部科学省認可定員に対し未充足の状態が続いている。又、博士後期課程については、入学定員5名の定員を満たしてはいないものの、直近3年間は毎年1~2名の入学者がある。

修士課程及び、博士後期課程においては、社会的要請である社会人の受入れにも充分対応し広報活動を行っているものの、入学定員に沿った適切な受け入れ数の維持ができていない状況である。

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-1-11】学部別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去5年間)

【資料2-1-12】大学院研究科の志願者数、受験者数、合格者数、入学者数の推移(過去5年間)

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

(学部)

各学部の入学者の受入れについては、高等学校の学びと大学の学びの関連性をより強くアドミッション・ポリシーにおいて明示するとともに、各入試制度に反映させつつ、受験生を含め広く周知することにより、各学部の学びの違いをより明確化できるよう努める。更に、アドミッション・ポリシーをより周知することにより社会での認知を得ることに重

点をおくこととする。又、長い歴史において培われた学園文化を教員、職員が一層体現化し、face to face の広報活動により一層浸透させるよう努める。

(大学院)

修士課程においては、特に、税理士資格取得を目指す社会人入学者の割合が高く、在學生も税法を主専攻とする会計分野希望者となる傾向である。金融分野及び経営分野の入学者・受験者の確保に向けた学部オープンキャンパスにおける大学院入試相談会を平成 29 (2017) 年度から開始した。入学後の学生とのミスマッチの防止等、一定程度の効果があり、今後も継続していく。又、留学生受験者については、面談等を通じた日本語能力の適切な把握等も行った。更に、令和 3 (2021) 年度入試から、募集要項の出願資格に一定程度の日本語能力の保持が望ましい旨の明記と任意記入を前提に日本語能力に関するレベル・得点等の記載者については試験取得確認書の添付を求め、入学後の円滑な修学に継続的な効果が認められた。

尚、博士後期課程への入学者確保のための検討も継続する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

・教員と職員の協働

本学では、理事長・学長の主導のもと、教務委員会を含めた学内委員会は全て教員と職員の協働により運営されている。ほぼ全ての教学系委員会には、専任事務職員の内、部長あるいは課長が出席し、委員会と事務部門の情報共有化を図っている。又、教学系委員会における連携としては、たとえば、教務委員会においては、入試委員会や学生委員会と連携し、下記の学修支援及び授業支援を行っている。

・入学前課題の実施

本学では、高等学校までの教育と大学入学後の教育を接続させ、大学での学習や研究に必要な基礎学力を再確認しつつ、講義へのスムーズな導入を図るために、入学前課題を実施している。入学前課題は全 2 回実施し、第 1 回は現代文の長文読解、第 2 回は修学目標シートの作成を課し、第 1 回については教員が詳細に添削して返却し、第 2 回は「ゼミ I」におけるアドバイザー制度の資料とすることとなっている。

・新入生オリエンテーション

本学では、学生同士又は学生と教職員との交流、大学への帰属意識の形成を目的として、新入生全員を対象に、4 月入学直後に学内で 3 日間の新入生オリエンテーションを実施している。新入生オリエンテーションの企画・運営は教職員が担当し、参加学生に対する学修面の指導はゼミ I 担当教員が、履修登録や学修上の注意等の具体的な指導は職員が行っている。

・オフィスアワーの実施

本学では、全教員が特定の曜日・時間を設定してオフィスアワーを実施し、学部学科の枠を越えて、授業に関する質問、学生生活及び就職相談にいたるまで、多岐にわたる対応を実践している。

・アドバイザー制度の実施

本学では、学修面をはじめとして、学生が抱える様々な問題の早期発見とその対応を図るため、本学専任教員が年間を通じて学生1人ひとりに積極的に働きかけを行うアドバイザー制度を設けている。1年生はゼミIの担当教員が、2年生以降は専門ゼミの担当教員がアドバイザーとして、入学から卒業まで一貫したサポート体制で学生生活を支援している。サポート内容は、学習目標、学習計画の設定、履修・成績など卒業へ向けた単位習得へのアドバイス、全授業科目の学生出席データによる指導などの学修面に加えて、学生生活のサポート、将来目標の設定、就職へ向けたサポートなどを行っている。

・授業運営マニュアル（出講案内）の配布

本学では、平成28(2016)年度より、学生の就学意欲の維持とそれによる除籍・退学者及び、学生生活不適應者の減少を目的として、学生指導と授業実施上のガイドラインを「授業運営マニュアル」としてとりまとめ、兼任講師を含む全教員に「出講案内」としてWebサイト（学内からの接続のみ可）にて配布・周知している。「授業運営マニュアル」には、出席管理の厳密化、授業相談先情報の開示、成績に関わる情報の開示、成績評価方針の明示、授業資料の配布方法、理解度の把握、授業規律の遵守、障害をもつ学生への対応等の諸注意点が明記されている。「授業運営マニュアル」については、上記の目的に照らして各項目の要・不要を不断にチェックし、教員の声を反映し、必要に応じて項目の加筆、削除、修正を行っている。

・「T-Navi」の運用

本学では、学生支援システムのWebポータルサイト「T-Navi」を運用し、Webシラバスに加えて、学生個人の時間割、出欠席、履修状況、成績表等の情報を学生本人とゼミ担当教員が閲覧できるようにしている。「T-Navi」では、授業を履修している学生に対して教員から連絡することができ、休講情報や緊急連絡を含む大学からの連絡も発信している。

・「ハイブリッド型サポートシステム」の運用

2016年度に1年生を対象に導入された「タカチホ・セーフティネット」は、欠席・遅刻者に対するきめ細かい指導体制（特にゼミIを連続2回欠席・遅刻した者及び、ゼミI指導教員に対する連絡体制）を具体化した。その結果、欠席者数が多いものを容易に可視化することができるようになったが、全体の除籍退学率が大幅に改善されている状況になかった。この点については、「タカチホ・セーフティネット」だけの問題ではなく、多くの問題が複雑に関係していることを踏まえる必要がある。そこで、2020年度から「ハイブリッド型サポートシステム」が導入された。

「ハイブリッド型サポートシステム」は、ゼミナール担当教員、教務委員会、授業担当者、事務局との連携を踏まえたサポートシステムであり、授業に出席しているが成績不良者となっている学生を中心にサポートするものである。学年度において単位の習得状況の悪い学生（半期13単位以下）と欠席率の高い学生（30%以上）を抽出し、学年度において

修得単位数半期13単位以下の学生と欠席率が30%以上の学生を抽出し、教務委員会及び、教務課職員による面談を実施することでサポートを行っている。

・成績不良者の呼び出しと指導

除籍・退学者の多くは、取得単位数が少ない学生である。そのため、1年の秋学期終了時に30単位、2年の春学期終了時に45単位、2年秋学期終了時に60単位、3年春学期終了時に75単位、3年秋学期終了時に90単位という基準を設け、この基準に満たない学生に対しては、春・秋学期に呼び出しと修学の指導を主に教務委員会及び教務課職員にて協働で行っている。

・資格取得支援

学生の自主的な学修意欲を高め、又、自らの学修成果を確認させるために、3学部における使命・教育目的の達成に連動する各種資格取得のための課外講座を設置し、課外講座運営委員会、教育研究事務課が運営している。会計分野では日商簿記講座(2・3級)、ビジネス分野ではファイナンシャルプランナー(3級)、社会保険労務士入門講座、リテールマーケティング(販売士2級)講座、ビジネス実務法務講座(3級)、秘書検定講座(2級)、教育分野では保育士講座、情報分野ではマイクロソフトオフィススペシャリスト講座(Word、Excel)、ITパスポート講座が設置されている。更に、難易度の高い資格取得のうち、本学が指定する上位資格(税理士、日商簿記1級、販売士1級など)を取得するために専門学校等の講座を受講する場合には、一定の要件を満たす者に対し奨学金を支給し、学修支援を行っている。

・障がいを持つ学生の支援

身体に障がいを持つ学生のために、学内の一部施設を除き、バリアフリー化と全教室へのエレベーターでの移動、車椅子でのトイレ利用を可能にした。又、身体以外にも何らかの障がいがあり、授業や試験等で特別な配慮が必要な場合は、入学前や入学後に限らず、支援が必要な時に学生自身からの申し出により、入学試験の配慮については入試委員会・入試課にて、入学後の支援については障がい学生支援合同会議(学生委員長、教務委員長、学務部長で構成)にて面談を実施し、必要に応じて履修科目の教員、事務職員、保健室、学生相談室へ申し送りを行っている。支援は在学中に継続して行われ、申し出により内容や方法を変更している。

(大学院)

教育・研究指導は、各教員が講義・演習ともにシラバスに準拠しつつ、受講生とのコミュニケーションを図りながら指導している。大学院生には研究者志望の者と、社会人が在籍しており、演習において前者に対しては研究者養成を目的とした指導を行い、後者に対しては主として実証研究を通じた理論研究の方法を採用している。

入学式直後に大学院オリエンテーションが開催され、教員及び職員から、卒業要件、履修方法、その他学生生活に関する項目等が説明・指導される。その後、各指導教員の研究室にて個別の履修指導が実施され、大学院生としての研生活がスタートする。

修士課程では、計画的に論文に関する教育・研究指導の効果を測定するため、2年次の6月にテーマ登録とプレゼンテーションの実施、9月にプロポーザルの提出を義務付け、主査1人、副査2人の教員によって段階的なプロセスにて指導の効果、論文の完成度を確認している。複数の教員によって指導、評価され、一定の研究水準と客観性が

維持されている。

又、修得単位についても、2年次の春学期履修登録時に対象者全てについて事務職員が修了要件に関するデータを整理し、教務部会で確認のうえ、必要に応じて大学院生に連絡、修正の指導を実施している。

博士後期課程における講義科目は、より高度な専門的研究を可能とするため、担当教員の専門分野の立場から、大学院生の研究の質的向上を意図した内容となっている。演習担当の指導教員は大学院生個々の知的水準を高めるとともに、自発的な探求心を刺激し研究課題の決定とその理論的、実践的アプローチの手法指導、資料の提示などに努めている。具体的に「高千穂論叢」(紀要)、リサーチ・ペーパー、学会誌への寄稿、学会発表などを奨励している。学位の授与は、学力試験を実施、その後、公開の論文発表会による質疑応答を経て、3名の審査委員による最終の論文審査が実施される。

学部同様、大学院生も Web ポータルサイト「T-Navi」が利用可能であり、履修登録手続き、大学や教員からの連絡、休講情報、シラバスの閲覧などに利用されている。大学院生は一人年間 30,000 円を上限に図書館備付けの図書を購入すること並びに、大学院生用に 2 台配置された複写・プリンタ複合機を年間 3,000 枚までは無償で利用することが可能である。

更に、大学院生には、修士課程、博士後期課程の各々の共同研究室、個人用ロッカー、パソコン室 (22 台) が用意されている。それらの施設利用時間は平日 9 時から 22 時 (最大延長 23 時まで)、土・日は 9 時から 18 時 30 分、祝日は 9 時から 17 時 (最大延長はいずれも 20 時) までとなっている。休館は正月三ケ日だけであり研究への物理的配慮をしている。夜間、土日コースの大学院生を対象として、図書館総合カウンターが大学院事務部の時間外受け付け窓口として機能している。

・自主学習支援体制の構築

学生が自主的に学習できるように、LMS (Google クラスルーム) の活用を各科目に促している。このため、Zoom、LMS (Google クラスルーム) について利用方法を案内している。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 2-2-1】 入学前課題のご案内

【資料 2-2-2】 2024 年度新入生オリエンテーションパンフレット

【資料 2-2-3】 2024 年度オフィスアワー実施時間及び連絡方法

【資料 2-2-4】 T-Navi 利用者マニュアル【保存版】

【資料 2-2-5】 ハイブリット・サポート・システム

【資料 2-2-6】 履修要項 【資料 F-12】 と同じ

【資料 2-2-7】 授業運営マニュアル (出講案内)

【資料 2-2-8】 アドバイザー制度

【資料 2-2-9】 高千穂大学障がい学生支援に関するガイドライン

【資料 2-2-10】 「高千穂論叢」(紀要)

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

・コンピュータ授業におけるTAの活用による学修支援及び授業支援

コンピュータを使用する情報関係科目において、授業を円滑かつ効果的に行うことを目的としてTA、SA(Student Assistant)を活用している。各授業におけるTA、SAの人数は、履修者数10～39人の場合は上限1名。40人以上の場合は上限2名とし、情報科目担当教員や専任教員に推薦された当該授業の単位取得済みの者を採用している

本学では、情報関連科目を全学的な情報科目として設定することによって現代社会において必要となる情報リテラシーやデータサイエンスの基礎の養成を行っている。

情報関連科目では、情報機器やアプリケーションの習熟度が学生によって大きく異なることがある。授業担当者の指示のもとTA、SAを活用し情報機器の設定やアプリケーションの活用にかかっている学生に必要な助言を行い、授業全体が停滞しないように効率的な授業を実施している。

TA、SAは、空き時間にレポート作成や授業の演習ができるように開放しているコンピュータ室にも利用相談員として配置され学生からの相談を受付けている。

TA、SAに対し実習補助研修会を年1回実施しスキルの向上を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-11】2024年度春学期TA・SA担当者表

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

学部・大学院とも学修支援については、概ね実施してきているが、最後に掲げたTAとSAが情報関連科目に限定されている。その他の領域で必要と判断された場合に、対応できる準備を進めていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(学部)

(教育課程内)

各学部・学科・専攻及びコースの履修要項において教育プログラム表を示し、修得すべき専門知識とスキルを列挙するとともに各科目の関連性についても明らかにしている。又、同プログラム表において、将来の職業選択を視野に入れた履修モデルを学生に提示している。

教育課程内における学生の社会的・職業的自立に向けた指導を行う科目として商学部・経営学部には「キャリアデザイン論A」及び「キャリアデザイン論B」、人間科学部には「キャリアデザイン論」及び「キャリア心理学」を選択必修科目として配置している。これら

の科目は、働くことの意義や自己のキャリア形成について学ぶものであり、教育課程内におけるキャリア教育の柱となるものである。

初年次における社会的・職業的自立に関する指導の一環として、全1年生に「学生生活充実ガイド」を配布し、大学での学びと将来の職業選択をより早期から意識させている。又、全学共通の必修科目である「ゼミⅠ」のプログラムにおいてキャリア形成に関する視点を盛り込んだ授業を実施している。春学期にはキャリアアセスメントを実施し、秋学期には就職活動を終えた4年生のキャリア選択についての体験談をもとにワークを行い、自身の将来とキャリアを早期に考える機会としている。

各学部2年次から開講される専門ゼミナールでは継続的にキャリアアセスメントを受検し、その結果も踏まえて担当教員が面談を行っている。又、3年次の専門ゼミナールを中心に就職支援課職員が出張ガイダンスを実施し、同時間内に就職活動に必要な情報を伝達している。インターンシップや実際の就職活動においては担当教員が学生の履歴書・エントリーシートの添削指導を行っている。

(教育課程外)

教育課程外における学生の社会的・職業的自立に向けた支援は、就職委員会及び就職支援課により実施している「就職支援行事」が柱となっている。全3年生を対象とした「就職支援行事」は、原則として火曜日に実施され、令和5(2023)年度は26行事を行っている。

就職委員会及び就職支援課による社会的・職業的自立に関する支援として、全3年生を対象とした「進路相談会」がある。同相談会では、就職委員又は就職支援課職員と学生が1対1で進路についての相談を行っている。

就職支援課による継続的な就職支援も学生の職業的自立をサポートする大きな役割を担っている。履歴書・エントリーシートの添削、面接練習などの実践的な指導だけでなく、就職活動全般に対するカウンセリングや求人紹介も行っている。

学生が就職活動を効率的に進められるようにするため学生ポータルサイトである「T-Navi」と連携する形で「就職コンパス(キャリアタスUC)」を導入している。「就職コンパス(キャリアタスUC)」を活用して企業の求人情報を検索できるだけでなく、学生との面談記録を教職員間にて共有することも可能となっている。

更に、本学学生の保護者が組織する「父母の会」と連動して、保護者対象の就職ガイダンスを実施している。就職支援サイト運営会社から講師を招聘し就職活動全般に関するガイダンス、就職委員から本学の就職支援体制についての説明及び4年生による就職活動体験報告が行われる。

3年次夏季休業中は、学生に就業体験をさせるため「学内選抜インターンシップ」を実施している。令和5(2023)年度は、本学が選定した協力企業30社に110人の学生を派遣した。本インターンシップ制度は、就職委員会・就職支援課が実施しているものであり、学生の選抜、インターンシップ前後の指導を行い、報告会及び報告書の作成に至るプログラムである。

(大学院)

修士課程では、理論研究だけでなく、実践的な現象を対象とした研究に配慮してケーススタディ科目も配置され、又、ケーススタディ科目の発展型の1つとして毎回、企業経営

者や実務家を招聘する「経営・マーケティング特殊講義」を開講し、実学としての体系的な研究機会を提供している。これらの科目を通じて、すでに仕事に就いている大学院生も刺激を受け、又、社会人の仲間との議論を通じ、一般大学院生も仕事や社会に関する直接的な議論に触れることが可能となっている。

修士課程に社会人として入学した大学院生のすべてが、元々職業を有しており、これらの大学院生に対する就職支援は基本的には必要ないと考える。一般大学院生の中には、一般企業等への就職志望の大学院生もいるため、各種就職支援イベントへの参加案内や活動支援など、基本的に学部学生と同様の就職支援活動を実施している。留学生に対しても、学部学生同様、留学生専用のガイダンスや求人イベントを実施することにより支援している。尚、最近では東京外国人雇用サービスセンターが募集するインターンシップにエントリーする留学生が見られる。

博士後期課程の大学院生は、すでに社会人として仕事に従事しているケースがほとんどであるため就職支援活動は必要なく、研究職を目指す大学院生については、社会的・職業的自立のために研究の質を高める指導を実施している。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-3-1】 就職の状況（過去 3 年間） 【表 2-5】 と同じ
- 【資料 2-3-2】 就職活動状況調査報告（過去 5 年間）
- 【資料 2-3-3】 2023 年度高千穂大学インターンシップ実習報告書
- 【資料 2-3-4】 2023 年度卒業生産業別内定者数一覧
- 【資料 2-3-5】 大学院要項 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 2-3-6】 学生生活充実ガイド
- 【資料 2-3-7】 就職支援行事年間スケジュール(過去 3 年間)
- 【資料 2-3-8】 進路相談会集計表(過去 3 年間)
- 【資料 2-3-9】 保護者対象就職ガイダンス資料

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

（学部）

本学の就職内定率は良好な状態を保っており、就職を希望する学生のほとんどが就職できている。しかし、卒業時点において進路未決定の学生もいるため（令和 5（2023）年度卒業生は 544 人、進路未決定者 5 人）、更に、「全員就職」を目指し、学生の個性にあった就職指導を継続する。

又、学生の「就職の質」を向上させることも求められる。より本人が望んでいる企業に就職できるように、早期から動機付けを行い、しっかりと準備した状態にて就職活動を迎えられるよう指導を行う。

（大学院）

社会人ではなく、仕事に就いていない一般及び留学生の大学院生については、これまでと同様の就職支援活動を継続し、学生生活調査結果や就職支援課が実施する進路希望調査結果を反映した支援の徹底を図る。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(学部)

学生生活を安定させるための経済面での支援、健康や精神面での支援、モラルやマナー面での支援、課外活動への支援は、学生課を窓口とし、学生委員会が中心となり、ゼミ担当教員（アドバイザー制度に基づくアドバイザー）・保健室・学生相談室・学友会と連携し行われている。

1. 奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金、地方自治体の奨学金、留学生を対象とした公的・私的奨学金など、学外の奨学金の有効活用を図っているが、それ以外には、以下のような本学独自の奨学金を設け、幅広い経済的支援を行っている。

①学費等免除奨学金

対象者は、入学後の家庭事情の急変などにより学業の継続が困難となった学生。教育を受ける機会均等の観点から、授業料と施設設備費を免除している。給付期間は、当該学期から1年間である。

②私費外国人留学生奨学金

対象者は、「留学」としての在留資格を有する私費外国人留学生であり、学業・人物ともに良好な者。通常は授業料の30%を免除し、特に成績優秀な者は授業料の50%を免除している。

③公的資格取得支援奨学金

対象者は、一定の公的資格を有し、更に、上位の公的資格を目指そうとする学業成績優秀な学生であり、専門学校などの講座を受講し、8割以上の出席率を条件としている。給付額は、10万円を限度とし、講座受講料の半額としている。尚、「上位の公的資格」とは、公認会計士、税理士、日商簿記検定1級、英検準1級相当以上、ITストラテジスト相当以上、社会保険労務士、中小企業診断士、リテールマーケティング（販売士）1級である。

④海外短期・中期留学奨学金

対象者は、本学が指定する海外の大学において外国語や外国文化などの習得を目指そうとする学生であり、本学で実施する海外留学プログラムに合格した者。奨学金額は留学先大学の授業料相当額としている。

⑤海外長期留学奨学金

対象者は、本学が指定する海外の大学において外国語による専門科目の修得を目指そうとする学生であり、本学で実施する海外留学プログラムに合格した者。奨学金額は留学先大学の授業料相当額としている。

尚、これらの他に、表彰制度として小池厚之助賞と学業成績優秀者賞を設け、学業・人

物ともに優秀な学生を表彰対象としている。前者は5万円を支給し、後者は年間の授業料相当額を免除している。

令和5(2023)年度の対象者は、私費外国人留学生奨学金37人、公的資格取得支援奨学金3人、海外短期・中期留学奨学金2人、小池厚之助賞71人、学業成績優秀者賞6人であり、学費等免除奨学金、海外長期留学奨学金は該当者がいなかった。

2. 保健室の運営

保健室には、看護師1人を配置している。開室曜日・時間は月～金曜日10時から17時、土曜日10時～14時である。授業がある期間は1か月に5～50人程度の学生が来室しており、ケガや腹痛、発熱などの身体不調による利用が多い。

保健・安全管理の一環として、全学生を対象とした定期健康診断を学内にて無料実施している。AEDは学内5か所に配置している。

3. 学生相談室の運営

学生相談室には、精神科医1人と臨床心理士の資格を有するカウンセラー1人を配置している。開室曜日・時間は、精神科医は毎週木曜日・11時から14時、カウンセラーは毎週水曜日・金曜日の10時30分から16時30分であり、授業期間外も一部の特定日を除き毎週木曜日・金曜日は開室している。学生相談室の場所は、入室が他の学生の目に触れにくいよう配慮している。

相談者数(実数)は令和2(2020)年度は、コロナ禍による入構制限もあって少なかったが、令和3(2021)年度以降は、対面に加えオンラインによる相談方式を取り入れ、コロナ禍以前の相談数となった。特に、発達障がい等に起因すると思われる修学困難者が多くなっている。又、近年、同一の学生が相談室を習慣的に利用し、長期化するケースが増えている。もしくは、保健室に相談に行く学生もでており、学生相談室へいくように促すケースもでてきた。このような事情から、本学では、発達障がい、特に学習障がいと思われる学生の修学の支援を重視し、ゼミ担当教員との連携を強化している。

学生相談室の利用目的や利用方法については、学年初めのオリエンテーション時に説明するとともに、パンフレットを学生課前に置き、随時自由に利用できるようにし、本学ホームページでも、開室曜日・時間・担当者などの情報を開示している。

4. アドバイザー制度

学生の大学生活をより充実したものとするためのサポートとしてアドバイザー制度を設けている。1年生はゼミI担当教員、2年生以上には専門ゼミの担当教員がアドバイザーとなり、学生からの相談に応じている。相談内容は、授業、定期試験、友人関係、将来の生活や就職、資格取得、留学、大学院進学に関することなどが多い。内容が多岐にわたるため、必要に応じ、就職支援課、教務課、学生課、学生相談室などとも連携している。尚、専門ゼミを履修していない学生には、教務課が窓口となり教務委員会が支援している。

5. オフィスアワー

オフィスアワーは、学生が専任教員へ直接相談・質問できるよう、正規授業とは別の時間帯に設けている。各教員は、あらかじめ設定した時間帯に研究室などで待機し、来室した学生の授業内容・レポート・単位取得・卒業後の進路などに関する質問や相談に応じている。利用可能時間帯は、「T-Navi」の「オフィスアワー実施一覧」によって周知してお

り、所属学部の教員だけでなく、他学部の教員にも質問・相談することも可能である。

6. モラル・マナーの指導

入学時のオリエンテーションにて、大学生として守るべきモラル、通学マナー、20歳未満の喫煙と飲酒の禁止（一気飲みの注意を含む）、違法薬物の使用禁止、SNSの利用に係る情報倫理などについて、きめ細かな注意喚起を実施している。ただし、このオリエンテーションは新入生が動画で見るため、入学後には新入生が所属するゼミ I において担当教員からの指導も実施している。

オートバイ通学学生には、交通安全講習会を実施し、安全運転を励行させるために届け出と受講を義務づけている。自転車通学学生にも、任意ではあるが、受講させるようにしている。

尚、近隣住民から通学マナーに関する苦情が寄せられることもあり、T-Navi や学内掲示板、及び各学年のゼミ担当教員より学生に注意喚起しつつ、再発防止に努めている。

7. 課外活動への支援

学友会各団体、すなわち、学友会本部・体育会・学術文化団体連合会・高千穂祭本部・留学生交流会への支援を行っている。

学友会全団体に対しては、毎年研修会を実施し、学生と教職員が直接交流する機会を増やすとともに、教職員が各団体の活動内容をよりの確に把握し、その向上・改善に資するよう努めている。具体的には、学友会の課題を共有化し、学友会則・体育会則・文連会則・部室使用規則・会計監査基準等を周知徹底するというものである。

体育会に所属する硬式野球部とアメリカンフットボール部には、強化支援クラブとして、特別の活動資金を支援している。同様に、体育会に所属する運動クラブには、特別検診（心電図検査）の費用を支援している（令和 5（2023）年度は、311,850 円を支援した。）

令和 5（2023）年度の学友会団体所属学生数は、学友会本部 29 人、体育会本部 18 人、体育会 387 人、学術文化団体連合会本部 18 人、学術文化団体連合会 131 人、・高千穂祭本部 82 人、留学生交流会 80 人（留学ビザを持つ学生 52 人、留学ビザを持たない外国籍の学生 28 人（大学院含む））であった。

（大学院）

多様な就学形態を可能とする教育課程を提供していることとともに、公的奨学金制度との連携、本学独自の奨学金制度などが整備されており、学生生活の安定のための支援は充実していると判断している。

修士課程の 3 コース制（昼間コース、夜間コース、土日コース）、博士後期課程の 2 コース制（昼間コース、土日コース）

上記のような教育課程を提供することにより、企業などに勤務する社会人の方々の便宜を図り、専門性向上、知的向上、生涯学習への要求に応えるため、仕事と研究を両立できる条件を整備し、多様な修学形態を可能とすることにより、多くの社会人大学院生に対する学生生活の安定に寄与しているものと判断している。

又、本大学院の修士課程の夜間コースと土日コースは、厚生労働省の「教育訓練給付制度」の指定講座としての認可を受けており、一定の条件を満たす社会人大学院生は、授業料等の一部の給付を受けることができる。

本大学院独自の奨学制度としては、学術・人物ともに優秀であり、研究意欲が旺盛な者に対する貸与型の奨学金（Ⅰ種）、経済的理由により就学が困難となった場合の免除型の奨学金（Ⅱ種）が設置されている。更に、私費外国人留学生に対しては、授業料の30%相当額を免除する奨学金制度も設けられている。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-4-1】 奨学制度に関する運用規程
- 【資料 2-4-2】 海外短期・中期留学奨学金制度に関する細則
- 【資料 2-4-3】 海外長期留学奨学金に関する細則
- 【資料 2-4-4】 公的資格取得支援奨学金制度に関する細則
- 【資料 2-4-5】 公的資格取得支援奨学生に関する内規
- 【資料 2-4-6】 学費等免除奨学金制度に関する細則
- 【資料 2-4-7】 学費等免除奨学金制度に関する内規
- 【資料 2-4-8】 表彰規程
- 【資料 2-4-9】 表彰規程に関する細則
- 【資料 2-4-10】 表彰規程に関する内規
- 【資料 2-4-11】 「学業成績優秀者賞」に関する細則
- 【資料 2-4-12】 「小池厚之助賞」に関する細則
- 【資料 2-4-13】 「学業成績優秀者賞」及び「小池厚之助賞」に関する内規
- 【資料 2-4-14】 私費外国人留学生授業料減免奨学金制度に関する細則
- 【資料 2-4-15】 私費外国人留学生授業料減免奨学金制度に関する内規
- 【資料 2-4-16】 高千穂大学大学院奨学金規程
- 【資料 2-4-17】 高千穂大学大学院私費外国人留学生授業料減免奨学生に関する内規
- 【資料 2-4-18】 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）
【表 2-7】と同じ
- 【資料 2-4-19】 学生相談室、医務室等の状況 【表 2-9】と同じ
- 【資料 2-4-20】 学生相談室過去5年間の利用者数（実数・延べ数）
- 【資料 2-4-21】 学生相談室のご案内
- 【資料 2-4-22】 オフィスアワーについて 【資料 2-2-3】と同じ
- 【資料 2-4-23】 学生生活の手引き 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-4-24】 学生の課外活動への支援状況（前年度実績） 【表 2-8】と同じ
- 【資料 2-4-25】 教育訓練給付金申請者数一覧
- 【資料 2-4-26】 大学院案内・募集要項 【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-4-27】 学友会クラブ活動の手引 2024

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

(学部)

本学独自の奨学金を設け幅広い経済的支援を行い、かつ、アドバイザー制度も定着し機能しているものと評価している。今後も、学生委員会、学生課、保健室、学生相談室が連携して、安定した学生生活の支援のために、きめこまかい支援を実施していく。又、日常

的に学生と接するアドバイザーであるゼミ担当教員との連絡を円滑にして、モラル・マナー指導もきめ細かく行うよう努めていく。

(大学院)

学生生活調査と授業評価アンケート（毎年・各学期）の調査項目を更に、精査・修正し、両調査がこれまで以上に有機的に機能するよう検討を進めたい。又、それらの結果を分析・活用することにより、学生生活改善へ向けての努力を継続する。

又、経済的支援については、本学独自の制度の継続と、外部の奨学金制度の利用にむけた検討を継続する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

大正 2(1913)年に現在の校地を取得し校舎等、教育環境を整え、昭和 25(1950)年学制改革により高千穂商科大学として認可され、大学としての教育環境を整備した。

しかし、戦前から使用していた校舎等の老朽化や大学入学者の増加により、さらなる教育環境の整備が必要となり、昭和 40(1965)年に「学園全校舎総合建設計画」が策定され、本計画に基づき校舎、体育館、図書館等が新築された。

これらの校舎等も今日、築 40 年を経過し老朽化も目立ちはじめ、さらなる建て替えを検討する時期となった。平成 23(2011)年に発生した東日本大震災により体育館の一部に被害も発生した。

そこで学園は平成 24(2012)年度理事会にて、昭和 56(1981)年以前に建てられた 1、3、7 号館及び 8 号館を建て替えることを決議し「高千穂大学杉並校地再構築・新校舎建設計画」を策定した。

この新たな計画に基づき、平成 25(2013)年 9 月より工事が開始され、新 1 号館は平成 27(2015)年 9 月に竣工し、平成 27(2015)年度秋学期授業より使用している。更に、平成 29(2017)年 1 月には新体育館棟が完成し、実習棟も平成 29(2017)年 9 月に竣工した。

尚、新体育館棟は平成 27(2015)年度文部科学省「防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震改築）」に申請・採択されている。

又、グラウンドは杉並校地が手狭なこともあり、平成 10(1998)年に川崎市多摩区登戸の多摩川河川敷の土地を購入し、登戸総合グラウンドとしてオープンした。グラウンド 1 面の他、テニスコート 5 面を有し、体育の授業はもとよりクラブ活動、体育祭等にも利用している。登戸総合グラウンドクラブハウスは令和 4(2022)年度から令和 5(2023)年度にかけて建替え工事を行った。

大学の主要施設の概要は共通基礎データ様式1に示すとおりであり、校地・校舎面積ともに大学設置基準を上回っている。

建築基準法、労働安全衛生法 及び 建築物における衛生環境の確保に関する法律（学校保健安全法、学校環境衛生基準、事務所衛生基準規則等）、消防法 及び 消防法施工令、水道法他、該当する法や規則に則り管理・運営されている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1. 図書館

図書館は、2号館(地上4階・地下1階)の内、地上2階から地下1階までの施設であり、1階には参考図書、新刊雑誌、紀要、及び新聞を、2階には専門図書、会社史等を配架している。地下書庫には、貴重図書や本学関係者の出版物、創立100周年記念図書(経営・経済学コレクション)をはじめ、学位論文(修士論文、博士論文)、新聞縮刷版のほか、図書や雑誌、紀要のバックナンバー等を集密書庫に収納している。

現在の蔵書数は和書19万7千冊、洋書7万4千冊、合計27万1千冊である。視聴覚資料(マイクロフィルム、ビデオ、DVD、CD、カセット等)は1万7千点、雑誌・紀要等1,600誌を配架している。この他にオンラインジャーナル、オンラインデータベースを導入し、学外からはVPN接続でのアクセスを可能にして図書館内外での利用促進に努めている。冊子の外国雑誌はオンラインジャーナルへ移行し、現在は一部を除きアグリゲータジャーナルと文献複写(取得)サービスの導入により、閲覧タイトル増加と必要な論文取得を可能とする体制を整えて利便性向上に努めている。

閲覧席は274席あり、利用者の用途に応じた閲覧席を設けている。館内はWi-Fi接続が可能であり、1階には一般閲覧57席、雑誌閲覧5席、新聞閲覧8席、レファレンスカウンター2席、データベース検索2席、印刷専用2席、視聴覚閲覧14席、2階には一般閲覧91席、個人閲覧36席、グループ学習室3室48席、OPAC用検索2席、地下にはOPAC用検索1席、マイクロ資料閲覧1席、個人閲覧5席を設置しており、図書館内で利用できる貸出用ノートパソコンも5台用意している。

令和5(2023)年度の開館日数は314日(含む日曜日・祝日)であり、私立大学の年間開館日数平均247日(学術情報基盤実態調査・大学図書館編・2021年度開館日数より)を大きく上回っている。通常開館時間は以下のとおりであり、大学院の授業の無い期間、長期休業期間中は開館時間を変更している。

平日(月曜日～金曜日)	9:00	～	21:30
土曜日	9:00	～	18:00
日曜日	10:00	～	18:00

本学図書館は、杉並区立図書館と杉並区内3大学1短期大学(高千穂大学、女子美術大学、明治大学、東京立正短期大学)との連携によるネットワークを形成し、図書館間の相互利用、杉並区民への図書館の開放、講演会・図書館見学の実施などにより、地域貢献にも努めている。

又、図書館において国立情報学研究所『JAIRO Cloud』を利用し、高千穂大学学術リポジトリとして、学術情報(本学の博士学位論文、紀要)を公開(オープンアクセス)している。

2. 情報メディアセンター

学生生活を安定させるための情報環境の支援は、情報メディアセンターを窓口とし、情報メディアセンター運営委員会を諮問機関として、方針を立案・実施している。情報処理教育設備として8つのコンピュータ室（学部・大学院用コンピュータ室7室、大学院専用コンピュータ室1室）にパソコン266台を配置している。その他に貸出用ノートパソコン147台、プロジェクター、スクリーン、ビデオカメラ等を揃え、授業、ゼミナールをはじめとする様々な用途に利用されている。Wi-Fi アクセスポイントはキャンパス内全域に設置し、学内のどこからでも学内ネットワークを利用できる環境を整備している。コンピュータ室は授業のない時間帯は教育・研究用に開放している。通常期の利用可能時間は以下のとおりである。

[通常期のコンピュータ室の利用可能時間]

平日(月曜日～金曜日) 9:00 ～ 19:00

土曜日 9:00 ～ 12:00

尚、大学院専用のコンピュータ室の利用可能時間は下記のとおりである。

[大学院専用のコンピュータ室の利用可能時間]

平日(月曜日～金曜日) 9:00 ～ 22:00 (最大 23:00 まで延長可)

土・日曜日 9:00 ～ 18:30 (最大 20:00 まで延長可)

祝日 9:00 ～ 17:00 (//)

① ネットワークの整備

学内の情報環境を整備し、持ち込みノートパソコンやスマートフォン、タブレットを学内ネットワークに接続できるよう環境を整備している。又、eduroam(他大学やホテル、空港等において、国際的に相互利用が可能なローミングサービス)に加盟し、学外でも、キャリア回線の使用量を気にすることなくインターネット接続可能とするよう支援を行っている。

学外からも、学内と同等のサービスを受けることができるよう、VPN 接続サービスを提供し、図書館等で契約している有償データベースにアクセスすることができるなど、時間や場所にとらわれることなく、サービスの提供が受けられるよう支援している。

② コンピュータ室の開放利用

開放教室には、原則として利用相談員(アルバイト)を配置して、機器の操作に不慣れた学生もコンピュータ操作でつまづくことなく学生生活に活用できるようサポート体制を整えている。利用相談員(アルバイト)が手配できない場合には見守りカメラを使用することで、希望する時間に開放教室を利用できるよう、サービスを提供している。

③ アプリケーションの整備

学生全員に Google アカウントと Microsoft 365 アカウントを付与している。Gmail や Google Drive、Google Classroom はインターネット上での授業等でのやり取りのサポートにつながっている。Microsoft Office 製品(Word、Excel、PowerPoint、Access)は個人所有のパソコンに無償でインストール可能であり、経済的負担の軽減につながっている。又、Teams などのコラボレーションツールによって、空間を超えたコミュニケーションをサポートしている。

④ 情報機器の貸出

ノートパソコンやプロジェクター、モバイルルーターなどの機器を授業のある期間は7泊8日の貸出しを行い、夏季・春季休暇中などの授業のない期間は長期の貸出しを行っている。貸出し機器は学内外で利用することができる。モバイルルーターはキャリア回線の使用量を気にすることなくインターネット接続できるメリットがあり、学生の費用面での支援にもつながっている。

⑤情報機器・アプリケーションの利用相談

個人デバイスの学内ネットワーク接続、アプリケーションのインストール、VPN 接続手順、授業資料のダウンロードやレポートの提出手順・印刷などの利用相談に応じており、学生生活や授業履修がスムーズに進むように支援している。

⑥COVID-19 対応

2020 年度はコロナ禍による遠隔授業が実施され、オンライン授業のための Zoom、Google Meet、Microsoft Teams などのリモート授業支援のためのアプリケーションの導入や利用手順書の配布、メールやミーティングアプリケーション利用によるユーザーサポートを行った。又、専門教育で使用する弥生会計などのアプリケーションについても、履修者の私物パソコンへのインストールを可能にするよう、メーカーと大学間で契約を取り交わすなどの対応を行った。更に、問い合わせや各種申請手続きがインターネット上で完結するよう環境を整えた。

3. 教職関係実習室

教職関係実習室は7号館2階に図工実習室、家庭科実習室、体育室（体育座学）、理科実習室、音楽実習室、教職課程実習室、ピアノ練習室を整備している。

【エビテンス集(資料編)】

【資料2-5-1】 図書館利用の手引き

【資料2-5-2】 閲覧座席数、図書資料所蔵数等

【資料2-5-3】 情報メディアセンター等の状況 【表2-12】 と同じ

【資料2-5-4】 情報メディアセンター利用の手引き2024年版

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

校地への入退構、構内路はバリアフリー法に準じバリアフリーとなっている。建物施設・設備は各建物の施工時期のバリアフリーに関する法令に準拠し、その後は必要と対応が可能なものを順次整備をしている。授業で使用される施設には周辺を含め段差解消の昇降機、だれでも(多目的)トイレ、車椅子対応冷水器があり、聴講席は車椅子対応席を用意している。

【エビテンス集(資料編)】

【資料 2-5-5】 杉並校舎地バリアフリー状況（全体図）

【資料 2-5-6】 杉並校舎地バリアフリー状況（写真）

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(学部)

「家族主義的教育共同体」としての学園文化及び教育方針のもと、創立者の建学の精神・教育理念に則り、人格養成を主眼とする少人数教育を実践化するため、授業科目においても学生数について配慮している。必修科目となるゼミ I では教育効果を活かすために、教員 1 人当たりが担当する学生数を制限し、1 ゼミ約 12～13 人の学生数になるよう運営されている。ゼミ I 以外の必修科目では、学生のレベル別にクラスを編成し、「基礎コンピュータ I/II」、「英語 I/II」は 1 クラス 40 人以内としている。更に、体育については 1 クラス 30 名以内、PC 室で行う情報関連科目、外国語科目については 1 クラス 20 名～40 名以内、簿記 I・II については 70 名～80 名以内としている。更に全学共通科目、専門科目についても必要に応じ、講座数を増加するなどの措置をしている。この結果、本学の全授業科目のうち 70%程度が 1 クラス 40 人以下のクラスサイズである。

令和 6(2024)年春学期学部全授業科目の状況

授業科目履修者数区分	授業科目数	%
1 人～20 人	272	48.7
21 人～40 人	150	26.8
41 人～50 人	28	5.0
51 人～100 人	47	8.4
101 人～150 人	17	3.0
151 人～200 人	21	3.8
201 人～250 人	18	3.2
251 人～280 人	6	1.1
計	559	100

(大学院)

大学院については、修士課程の入学定員40人、收容定員80人、博士後期課程の入学定員5人、收容定員15人である。大学院における授業は、主に講義及び演習(研究指導)の2種類に分けられるが、これらの授業形態を採りつつ、指導内容の充実を図るため、指導教育1人当たりの学生数も少人数にて構成されている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-5-7】 学部履修者数一覧

【資料 2-5-8】 大学院履修者数一覧

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

現在、一クラスの履修人数の上限を 280 名として運用している。今後は、250 名を上限とし、少人数教育による「家族主義的教育共同体」の推進を検討する。

図書館においては、資料の体系的かつ効率的収集、図書館機能の強化、図書館利用促進・利便性向上策について更に、図書館運営委員会にて検討を行う。

情報メディアセンターにおいては、情報環境及びサポート体制の整備により、学生生活

を支援している。今後も情報メディアセンター運営委員会と情報メディアセンター、及び学内の関連する委員会や部署と連携して安定した学生生活支援のためにきめ細かい支援を実施していく。

バリアフリー化については、ほぼ整備されてきているが、今後も必要性が確認された折にさらなる整備をすすめていくこととする。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(学部)

本学は、「先生と近い大学」をモットーとしている小規模大学であり、教職員と学生との間のコミュニケーションは良好である。

学生生活の状況把握のために、学生生活調査アンケートを実施している。令和 5(2023)年度では、11 月から 12 月にかけて、PC やスマートフォンによる学生生活調査を実施した。学生課や教務課など事務局の学生対応、図書館・保健室・学生相談室・学生食堂・売店などの利用時間・利用環境に関する満足度を問う項目も含まれており、年度末に学生委員会がその調査結果の整理と分析を行い、学生生活の改善に繋げている。そして、分析結果は、教授会をとおして、全学の教員と共有している。

又、毎年実施している学友会との研修会では、学生と教職員が直接交流することで、学生から学生生活の意見・要望を聴取し学生生活の向上に資するよう努めている。

(大学院)

学生生活全般にかかわる学生の現状については、「学生生活調査」を実施し、その把握に努めている。調査の内容は、生活実態、心身の健康状態等、教員や大学行事との関係、進路関係、施設・設備関連、そして自由記述と、幅広く多くの質問に回答してもらうことにより、詳細に大学院生の現状を知ることが可能となっている。集計結果については研究科委員会全体において分析・検討・改善を実施するサイクルが確立されていることにより、学生サービスの充実化が図られているものと判断している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学部・大学院ともに、心身に関する健康相談に関しては、保健室や学生相談室と学生課が連携して、学生の相談窓口となり対応している。更に、アドバイザーと情報共有をして、日常的な支援について取り組んでいる。

経済的相談に関しては、主に学生課が窓口となって、奨学金や学費延納の相談に応じている。特にコロナ禍の影響から学費の延納希望も増える中、特別延納（納入期日の再延長）を含め、学生課窓口では、学生の相談に応じ柔軟に対応している。

学生生活調査アンケートにおいても、健康や経済状況の悩みについての質問を設け、個別対応の他に、大学全体としての状況把握に努め、分析している。

学生生活調査アンケートの分析は学生委員会（大学院は学生就職部会）が行い、必要な改善については教授会（大学院は研究科委員会）と理事会をとおして実施している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学部・大学院ともに、学修環境に関する学生の意見を、学生生活調査アンケートを用いて把握している。学内設備の満足度と改善が必要な施設・設備を選択式で選ぶほか、自由記述欄を設けて学生のニーズの把握に努めている。学生委員会（大学院は学生就職部会）が行った分析に基づき、教授会（大学院は研究科委員会）と理事会が学修環境の改善を実施している。

具体的には、①学生が利用するポータルサイト「T-Navi」は、夜間12時から翌朝6時まで保守作業のため使用できなかったが、学生生活調査アンケートにおいて不便との回答があり、保守作業時間を2時間短縮し、午前1時から午前5時とした。②学食の券売機は、新500円玉が使えず、キャッシュレスに対応して欲しいとの要望があり、新500円玉、7月の紙幣改刷及びキャッシュレス決済に対応した券売機に入れ替えをし、学生の要望に対応した。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-6-1】 2023 年度学生生活調査報告書

【資料 2-6-2】 授業評価アンケート改善計画書（学部）

【資料 2-6-3】 授業評価アンケート改善計画書（大学院）

【資料 2-6-4】 学生委員会議事録（2024 年 4 月 9 日開催抜粋）

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

（学部）

上記のように、今後も教職員と学生との間の良好な人間関係を活かし、学生の意見や要望を広く汲み上げていく。

直近では令和5(2023)年度に学生生活調査を実施した。学生課や教務課などの事務局の学生対応、図書館・保健室・学生相談室・学生食堂・売店などの各種施設の利用時間・利用環境に関する満足度等を把握したうえ、今後の学生対応の在り方、図書館・保健室・学生相談室・学生食堂・売店などの各種施設の利用時間・利用環境の改善を検討していく。

更に、発達障がい等による学修困難学生に対する支援は、近年いっそう必要性を増してきており、これからも、学生相談室を核としつつ、学生課やゼミ担当教員が連携し、出来る限り手厚い指導に取り組んでいく。

（大学院）

授業評価アンケートと学生生活調査の実施により学生の意見・要望を把握・確認する体

制は整備されている。そして、その結果を研究科委員会全体において分析・検討・改善を実施するサイクルが確立されていることにより、学生サービスの充実化が図られているものと判断している。

ただし、変化する学修環境に対応するため、今後も学生生活調査と授業評価アンケート両方の調査項目を更に、精査・修正し、両調査がこれまで以上に有機的に機能するよう検討を進め、それらの結果を分析・活用することにより、学生生活改善へ向けての努力を継続する。

【基準 2 の自己評価】

基準 2「学生」についても基準項目 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6 全てにおいて「評価の視点」に則り考察した結果、評価機構が定める評価基準を学部・大学院とも満たしているものと判断する。

本学での学生の受入れは以下のとおり評価できる。「建学の精神・教育理念」、「大学の使命・目的」を基本とし、アドミッション・ポリシーを明確化し、高校生をはじめ、社会に対してさまざまな方法により周知している。

商学部、経営学部、人間科学部の 3 学部とも選抜区分は共通としているが、面接、志望理由書等により各学部のアドミッション・ポリシーに沿った受け入れを実施している。又、入学者と大学とのミスマッチの防止や入試制度の改善のため、1 年次終了後に選抜区分ごとの検証を行っている。

入学定員に沿った適切な学生数の受け入れは、真摯な学生募集、広報活動により改めて本学の特色が認知されるような運営を継続している。近年各学部とも入学定員を割り込む状況はあったが、全ての年度において収容定員の充足状況を満たしている。

本学での学修支援は以下のとおり評価できる。学修支援体制は、教員と職員の協働により運営され整備されている。入学前課題の実施、入学段階での新生オリエンテーション、在学時にはオフィスアワーやアドバイザー制度、授業マニュアルのハイブリッド型サポートシステム、成績不良者対応が取り入れられている。これら学修支援では、学生への指導やフィードバックを通じて教育体制の構築を行っている。更に、Web ポータルサイト「T-Navi」が利用可能であり、履修登録手続き、大学や教員からの連絡、休講情報、シラバスの閲覧などに利用されている。

TA、SA の活用による学修支援は、実習を含む情報関連科目について取り入れられている。情報関連科目は履修者の習熟度やレベルが異なるので、TA、SA を導入して情報関連科目の実習部分においてサポートを行うことで効率的に授業運営を行っている。

本学でのキャリア支援は以下のとおり評価できる。全学必修科目のゼミ I でキャリア意識を醸成し、3 年間の学びを通じて形成された自己のキャリアデザインを実現させるべく、就職支援行事において就職試験に向けての準備を進めている。就職内定率が 98.3%であることから学生に対する社会的・職業的自立に関する指導は一定の成果を上げているといえる。

本学での学生サービスは以下のとおり評価できる。学生生活を安定させるための経済面での支援として、学費等免除奨学金、私費外国人留学生奨学金、公的資格取得支援奨学金、海外短期・中期留学奨学金、海外長期留学奨学金といった奨学金制度と、学業優秀者を対

象とする表彰制度を設けている。

情報環境の支援は、情報メディアセンターを窓口とし、コンピュータ室 8 室、貸出用ノートパソコン 147 台などを揃え、キャンパス内全域に Wi-Fi アクセスポイントを設置している。

健康や精神面での支援として、保健室は看護師 1 人、学生相談室は精神科医 1 人と臨床心理士の資格を有するカウンセラー 1 人を配置して運営している。学生相談室は対面に加えオンラインによる相談方式を取り入れている。又、1 年生はゼミ I 担当教員、2 年生以上には専門ゼミの担当教員がアドバイザーとなり、学生からの相談に応じるアドバイザー制度を設けている。加えて、正規授業とは別の時間帯にオフィスアワーを設けている。この他にもモラルやマナー面での指導を行っている。

課外活動への支援として、3 学部が提示する学生像に沿う民間資格計 10 講座について、資格取得支援のための課外講座を実施し、大学が 35%相当の経費を補助している。ほかにも、学友会各団体、すなわち学友会本部・体育会・学術文化団体連合会・高千穂祭本部・留学生交流会といった学友会各団体への支援を行っている。

本学での学修環境の整備は以下のとおり評価できる。大学の施設は校地・校舎面積ともに大学設置基準を上回っており、建築基準法、労働安全衛生法 及び 建築物における衛生環境の確保に関する法律（学校保健安全法、学校環境衛生基準、事務所衛生基準規則等）、消防法 及び 消防法施工令、水道法 他、該当する法や規則に則り管理・運営されている。

又、教職関係実習室は図工実習室、家庭科実習室、体育室（体育座学）、理科実習室、音楽実習室、教職課程実習室、ピアノ練習室を整備している。

校地への入退構、構内路はバリアフリー法に準じバリアフリーとなっている。建物施設・設備は各建物の施工時期のバリアフリーに関する法令に準拠し、だれでも（多目的）トイレ、車椅子対応聴講席などを用意している。その後は必要と対応が可能なものを順次整備をしている。

授業科目についても学生数について配慮し、必要に応じて講座数を増加するなどの措置をしている。この結果、全授業科目のうち 70%が 1 クラス 40 人以下のクラスサイズである。

本学での学生の意見・要望への対応は以下のとおり評価できる。本学は小規模大学であり、教職員と学生との間のコミュニケーションは良好である。学生生活の状況把握のために、事務局や学内施設の利用時間・利用環境に関する満足度を問う項目や健康や経済状況の悩みについての項目や学修環境の項目も含めた学生生活調査アンケートを実施している。年度末に学生委員会がその調査結果の整理と分析を行い、全学の教員と共有し、必要な改善については教授会と理事会をとおして実施している。

心身に関する健康相談に関しては、保健室や学生相談室と学生課が連携して、学生の相談窓口となり対応している。経済的相談に関しては、主に学生課が窓口となって、奨学金や学費延納の相談に応じている。

大学院でも、学部と同様に、教育目的とアドミッション・ポリシーは、ホームページや大学院案内により広く学内外への周知を図っている。

修士課程では教育目的である専攻分野における研究能力の育成又は専門的職業人の育成に基づき、博士後期課程では教育目的である専攻分野における研究能力の育成又は専門的

職業人の育成の目的に基づき、多様な学修歴、職歴をもつ志願者に応じた出願区分（一般、社会人、留学生）ごとの出願資格、選考方法等を実施しており、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施している。

修士課程及び博士後期課程においては、社会的要請である社会人の受入れにも対応し広報活動を行っているものの、入学定員に沿った適切な受け入れ数の維持ができていない状況である。

大学院においては、各教員が講義・演習ともにシラバスに準拠しつつ、受講生とのコミュニケーションを図りながら教育・研究指導している。大学院生も Web ポータルサイト「T-Navi」が利用可能であり、履修登録手続き、大学や教員からの連絡、休講情報、シラバスの閲覧などに利用されている。学修環境として、共同研究室、個人用ロッカー、パソコン室が用意されている。更に、自主的に学修できるように、LMS の活用を各科目に促している。

大学院修士課程においては教育課程の内容及び各種の就職支援イベント等を行い、博士後期課程においては研究の質を高める指導を行い、社会的・職業的自立に結びついている。大学院については、修士課程で昼間コース、夜間コース、土日コース、博士後期課程でも昼間コース、土日コースを設置し、指導教育 1 人当たりの学生数も少人数にて構成されている。

そして、本大学院独自の奨学制度として貸与型の奨学金と免除型の奨学金が設置され、私費外国人留学生に対しては授業料の 30%相当額を免除する奨学金制度も設けられている。

大学院においても大学院生活の状況把握のために、事務局や学内施設の利用時間・利用環境に関する満足度を問う項目や健康や経済状況の悩みについての項目や学修環境の項目も含めた学生生活調査アンケートを実施している。年度末に学生就職部会がその調査結果の整理と分析を行い、大学院担当の全教員と共有し、必要な改善については研究科委員会と理事会をとおして実施している。

今後も長い歴史において培われた本学の「家族主義的教育共同体」という特色を改めて重視し、学生に対するさまざまな取り組みを継続実施する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の「建学の精神・教育理念」は「常に半歩先立つ進歩性」を「学風の指針」とし、

この「学風の指針」を具現化するために「偏らない自由人」、「気概ある常識人」、「平和的国際人」の3つの「学風の目標」を掲げている。この「建学の精神・教育理念」のもと、各学部は大学の使命・目的及び学部の教育目的に従い、「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」と「ディプロマ・ポリシー」を策定している。これら三つのポリシーは学則第1条第4項に明示されると同時に、学生及び教職員等に配布している「履修要項」にも掲載し、新生にはオリエンテーションにおいて解説・説明を行っている。又、本学ホームページ上にも掲載し、広く周知を図っている。

(商学部)

商学部の教育目的は、「豊かな人間性と高い実務能力を有する企業人・スペシャリストの育成」である。この教育目的に立脚する商学部商学科の育成すべき学生像は、「幅広い教養と深い専門知識とを身につけ、現代社会の多様な変化に対応しうる、国際的な視野を備えた、人間性豊かで高い実務能力をもつ企業人あるいはスペシャリスト」である。この学生像を実現するため、商学部では「マーケティングコース」、「金融コース」、「会計コース」の3コースを設置している。「マーケティングコース」は需要創造のためのマーケティング諸施策を立案・実行しうる人材の養成、「金融コース」は金融の仕組みと機能を理解して幅広い領域でその能力を発揮できる人材の養成、「会計コース」は会計知識を習得し、会計情報を作成・活用することによって企業活動に貢献できる人材の育成を目指している。又、商学部では、より高度な専門的・実践的知識の学習のために、既設の「税理士養成プログラム」、「観光・地域プログラム」に加えて、2018年度カリキュラムにより「ファイナンシャル・マスター・プログラム」を新設した。「税理士養成プログラム」では、税理士としての高度な専門的・実務的な知識を身につけるために、理論面の学習に重点をおき、応用力のある知識体系を身につけることを目指している。「観光・地域プログラム」では、マーケティング理論に裏付けされた企画立案とプレゼンテーション能力を習得し、日本の良さと地域の良さをPRする専門家を育成することを目指している。「ファイナンシャル・マスター・プログラム」では金融業界を目指す学生を対象として系列専任教員がサポートを行い、金融の専門科目を学びながら関連資格取得やキャリア形成を目指している。

(経営学部)

経営学部の教育目的は、「幅広い教養と経営能力を有する創造型企業人の育成」である。この教育目的に立脚する経営学部経営学科の育成すべき学生像は、「あふれる教養と豊かな人間性を基礎に、企業経営の仕組みや機能及び経営体の本質を理解し、時代の変革に対応した国際的視野で物事を考えることのできる人材」である。この学生像を実現するため、経営学部では、「企業経営コース」、「経営法務コース」、「起業・事業承継コース」の3コースを設置し、更に、平成29(2017)年度カリキュラム改革により「情報コース」を新設した。「企業経営コース」はライン部門やスタッフ部門の専門的なビジネスマネジャーの養成、「経営法務コース」は主にスタッフ部門での実践的な法律知識をもつビジネスプロフェッショナルの育成、「起業・事業承継コース」は会社の起業や起業家、事業後継者として必要な知識と能力を備えた人材の養成を目指している。又、「情報コース」は経営の視点から情報技術や情報システムを理解し、データ分析に基づいた問題解決のできるビジネスパーソンの育成を目指している。

(人間科学部)

人間科学部の教育目的は、「自立的個人・自他共生的社会人としての人材育成」である。特に人間科学専攻では、『人間を「個人」と「社会的存在」という二つの側面から捉え、「主体的・自立的個人」及び「自他共生的社会人」として成長できる人材の育成』を、又、同学部同学科児童教育専攻では『人間の成長過程における「教育」の重要性に視点をおき、特に「児童期」(6歳から12歳)における児童の心身の発達、行動様式などを理解し、児童の健全な発達に寄与する人材の育成』を目指している。この教育目的に立脚する人間科学部人間科学科人間科学専攻の育成すべき学生像は、上記に明示されているとおり、社会科学・人間科学を中心とする学問研究を通じて「主体的・自立的個人」及び「自他共生的社会人」として成長できる人材であり、また児童教育専攻の育成すべき学生像は、教育学をはじめとする諸科学の学問研究を通じて「児童期」における児童の心身の発達、行動様式などを理解し、児童の健全な発達に寄与する人材である。この学生像を実現するため、人間科学部人間科学科人間科学専攻では「社会・ライフデザインコース」、「心理・コミュニケーションコース」を新設し、平成28(2016)年度の入学者より適用している。「社会・ライフデザインコース」は社会や経済を含めて社会生活全般にかかわる知識をもち、将来の社会生活をコーディネートできる人材の育成、「心理・コミュニケーションコース」は人間の多様な心の働きについての知識をもち、コミュニケーション能力、企画力、行動力をそなえた人材の育成を目指している。又、児童教育専攻では、教育者としての使命感をもち、人間の成長・発達について理解し、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養をもった指導者の養成を目指している。

(大学院)

本大学院経営学研究科は、経営学・金融・会計学分野に関する知識、技術を身につけた国際的視野を有する人材の育成を目的とし平成8(1996)年4月1日に修士課程が、平成10(1998)年4月1日には博士後期課程が開設・設置された。

修士課程の教育目的は、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、または高度の専門性を要する職業などに必要な能力を養い、地域社会の要望に応えるとともに、文化の進展に寄与すること」(大学院学則第3条第1項)であり、この教育目的を実現すべく、以下の修士課程に関するカリキュラム・ポリシーを設定・明示している。

「修士課程の教育課程は、経営学分野、金融分野、会計学分野の主要3分野に区分され、 Semester制度のもと、基本及び応用の科目を配置しています。理論研究だけでなく、実践的な現象を対象とした研究に配慮してケーススタディも配置されています。他の専攻分野の科目履修を義務付けています。専任教員の担当科目は、平日昼間及び夜間と土日コースとを隔年開講としています。」

又、博士後期課程の教育目的は、「専攻分野について研究者として自立した研究活動を行ない、又はその他の高度に専門的な業務に従事するうえで必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うこと」(大学院学則第3条第2項)であり、この教育目的を実現すべく、以下のような博士後期課程に関するカリキュラム・ポリシーを設定・明示している。

「博士後期課程の教育課程における専攻科目は、経営学と会計学の2分野に区分されています。博士後期課程では、3年間に亘り同一の指導教員の演習科目研究指導12単位を含む合計20単位以上の修得を課しています。学位(いわゆる課程博士)の申請には研究指導

を除く講義科目 8 単位の修得が必要です。各分野に主要な講義科目として特殊研究の通年科目を配置しています。」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-1】高千穂大学学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-2】大学履修要項 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-3】大学院要項 【資料 F-12】と同じ

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、
修了認定基準等の策定と周知**

(学部)

・単位認定

単位認定は、学則第 14 条および第 16 条に明示して、商学部、経営学部、人間科学部のディプロマ・ポリシーのもとで、全学的な基準のもとで単位を認定している。履修要項に単位設定についての詳細が記述されている。成績評価は春・秋学期の定期試験期間中に実施される定期試験、授業内で実施される授業内試験やレポート、授業への取り組み状況などを総合的に評価し、AA (100～90 点)、A (89～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点) を合格、59 点以下を不合格 D として評価している。本学では更に、資格取得による認定科目と本学において認定された海外研修・留学科目については認定(*)としている。評価不能の場合はその内容によって、Y1「定期試験不受験」、Y2「レポート未提出」、Y3「過度の出席不良」、Y4「休学・退学・除籍」と表記することとしており、履修要項並びに成績表に明記している。

各教員から提出された成績データは、ポータルサイトで表示し最終確認する体制をとっている。更に、単位認定に誤りが生じないように、成績開示後には D 評価及び Y1、Y2、Y3 評価について成績質疑の期間を設け、学生からの質疑には必ず教員からの回答を提示している。

・補習及び再試験制度

1 年生対象の「簿記 I / II」(人間科学部を除く)及び「英語 I / II」については、必修科目であることを考慮し、成績評価が D もしくは Y1 評価の場合には、補習を受講した学生のみを対象に、再試験を実施している。又、卒業の可否を問わず、4 年生及び留年生全員を対象に、成績評価が D もしくは Y1、Y2 評価の場合には、ゼミや体育科目などの一部を除いて、年間(春・秋学期合計)4 科目 8 単位を上限として再試験の申請を認めている。

・単位互換制度

本学は、平成 11(1999)年度に首都圏西部大学単位互換協会に加盟し、平成 12(2000)年度より単位互換を実施している。この制度により単位修得した科目は、本学にて修得したのものとして 1 年～3 年まで 3 年間で 20 単位を上限に認定する。又、本学と協定を締結し本学の学生を派遣する海外研修制度、海外留学制度により修得した単位は、海外研修制度に関しては、研修先での学習内容に基づき「短期留学」という科目として 2 単位を認定する。又、「海外留学」の場合は、留学先での単位修得科目に関して、授業時間、科目内容を検討し、本学設置科目として単位認定できるものを上限 30 単位まで認定している。更に、

本学入学前に他大学などで修得した単位についても、本学カリキュラムに照らし、認定可能な科目は60単位以内で認定している。加えて本学では、入学前にコンピュータ関連、会計関連の一定資格を取得している場合にも、その資格により必修科目の単位を認定する制度があり、最高4科目合計4単位を認定している。

(大学院)

成績評価については、大学院学則第9条において、「試験成績の評価はA、B、C、Dとし、A、B、Cを合格、Dを不合格とし、合格した科目には所定の単位を与える」と規定している。具体的には、試験点数80点以上をA、70点から79点をB、60点から69点をC、60点未満がDとなり、これについては「大学院要項」で明記している。

修士課程修了の要件は、2年以上在学し、所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することと規定されている。この所定の単位とは、2年間にわたる同一教員の指導による演習(8単位)、指導教員の担当授業科目A/B(4単位)、専攻分野以外の科目(4単位)を含む合計32単位以上のことをいう。修士論文については、指導教員に2年間の指導を受け、通常、2年生の5月に修士論文のテーマ登録、6月に修士論文のプレゼンテーション、9月にプロポーザル審査を実施し、その合格者が論文提出資格を得る。修士論文の提出者に対して2月に最終試験(口頭試問)を実施する。修士論文審査は、指導教員が主査となり、通常、副査2人の合計3人によって実施される。最終的に研究科委員会の審議を経て、その試験に合格した者に対して修士の学位が授与される。これらの手続きについては「大学院学位規程」及び「修士論文の提出、審査及び管理等に関する規程細則」にて明記されている。

博士後期課程修了の要件は、博士課程に5年(修士課程に2年を含む)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することと規定されている。この所定の単位とは、3年間にわたる同一教員の指導による演習(12単位)、指導教員の担当授業科目(4単位)を含む合計20単位以上のことをいう。

演習及び博士論文については、指導教員のもと、研究テーマに沿って、研究の指導を受ける。3年時に学位請求論文を取りまとめ、5月に第1回目の申請及び9月に第2回目の申請を受け付ける。申請においては、学力試験(授業科目1科目と外国語)の後、論文審査の段階で公開の論文発表会を開催し、論文審査が実施される。博士論文審査も修士論文審査と同様、指導教員が主査となり、通常、副査2人の合計3人によって実施される。その審査結果報告書に基づき、研究科委員会で学位授与審査の合格判定の審議を実施し、最終合格の場合、博士の学位を授与し、学位記を交付する。

又、いわゆる論文博士の申請のあった場合には、前述の審査の前段階として、学位請求論文について3人の審査員による予備審査を実施する。研究科委員会にて予備審査が合格と決定された場合、本審査の段階へと進むこととなる。本審査については、授業科目について3科目以上という学力試験の科目数が異なる以外、基本的には博士後期課程在学者と同様の手続きにより審査が実施される。博士論文に関するこれらの手続きについても「大学院学位規程」及び「博士論文の提出、審査及び管理等に関する細則」にて明記されている。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 3-1-4】 大学履修要項 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 3-1-5】 高千穂大学大学院学位規程
- 【資料 3-1-6】 修士論文の作成及び管理細則
- 【資料 3-1-7】 修士論文の提出、審査及び管理等に関する細則
- 【資料 3-1-8】 博士論文の作成及び管理細則
- 【資料 3-1-9】 博士論文の提出、審査及び管理等に関する細則

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(学部)

単位認定については学則第 14 条及び第 16 条に明示し、商学部、経営学部、人間科学部の単位認定については、それぞれの学部学科・専攻（人間科学部のみ）のディプロマ・ポリシーのもとで、全学的な基準のもとで単位認定を行っている。単位認定基準については、学生及び教職員等に配布している「履修要項」に掲載しており、試験（定期試験、授業内試験）、レポート、授業への取り組み状況などによって総合的に評価している。これらの単位認定に関する評価基準については、シラバスと関連付けており、ポータルサイトにて表示される。この評価基準のもとで、本学では 60 点以上を合格としている。

更に、本学では履修科目の成績評価を点数化し、単位数との計算による GPA 制度を成績表彰の制度として取り入れている。この計算方法は、学生の手引きを通じて全学生、教職員に通知されており、前年度の GPA が 4.85（5 点満点）を超える学生および GPA の上位者については、毎年 7 月に表彰している。

卒業認定については、学則第 18 条に明示し、全学共通科目及び商学部、経営学部、人間科学部の要件を示しているとともに履修要項にも掲載している。これらの基準をもとに、教務委員会において卒業判定を行い、連合教授会において卒業判定を審議・認定することによって厳格な運用を行っている。

(大学院)

大学院修士課程、博士後期課程における単位認定、修了・学位認定基準は規定によりその手続きを含め明確化され、履修要項に明記されており、客観性、公平性が十分に担保され、厳正に適用されていると判断している。

尚、学位論文の質の維持、向上を担保し、不正行為を防止することを目的として平成 30（2018）年度から学位請求論文提出時に「研究倫理に関する誓約書」と学位請求論文のデータの提出を義務付けた。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 3-1-10】 高千穂大学学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 3-1-11】 大学シラバス 【資料 F-12】 と同じ

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

(学部)

厳格に運用されている単位認定、成績評価及び卒業認定を今後も継続する。

(大学院)

規程により明文化されている手続きも含め、大学院生にとってより理解しやすい大学院要項の作成を目指し、毎年度、その内容、記載方法等の見直し、改善を継続していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の「建学の精神・教育理念」のもと、各学部は大学の使命・目的及び学部の教育目的に従い、「カリキュラム・ポリシー」を策定している。これらのポリシーは学則第1条第4項に明示されると同時に、学生及び教職員等に配布している「履修要項」にも掲載し、新入生にはオリエンテーションにおいて解説・説明を行っている。又、本学ホームページ上にも掲載し、広く周知を図っている。

(商学部)

商学部の教育目的は、「豊かな人間性と高い実務能力を有する企業人・スペシャリストの育成」である。この教育目的を達成するため、以下の四つの「カリキュラム・ポリシー」を策定し、教育課程を編成・実施している。

マーケティング、金融、会計のコース制の下、専門的知識の深化を目指す。需要を創造してゆくための調査・意思決定・戦略の策定・実行過程について学ぶ。金融業界の仕組みと機能等を学習する。会計情報の作成に関する知識と関連諸科学を学ぶ。

(経営学部)

経営学部の教育目的は、「幅広い教養と経営能力を有する創造型企業人の育成」である。この教育目標を達成するため、以下の六つの「カリキュラム・ポリシー」を策定し、教育課程を編成・実施している。企業経営、経営法務、起業・事業承継、情報のコース制の下、専門的知識の深化を目指す。生産・サービス、総務・人事・経理・企画の機能と仕組みを学ぶ。グローバルな視野に立った国際経営を学ぶ。起業及び経営者として要請される知識・資質を学ぶ。企業活動に関連する諸法規と企業の社会的責任について学ぶ。ICT（情報通信技術）を経営に生かすために必要な知識・スキルを学ぶ。

(人間科学部)

人間科学部の教育目的は、「自立的個人・自他共生的社会人としての人材の育成」である。この教育目標を達成するため、以下の三つの「カリキュラム・ポリシー」を策定し、教育課程を編成・実施している。

人間を個人・社会的存在として捉え、主体的・自立的個人及び自他共生的社会人として

成長可能ならしめる学問体系を学ぶ。人間科学専攻では、社会・ライフデザインと心理・コミュニケーションのコース制のもと、社会科学・人文科学を中心とする理論を学際的・総合的に学ぶ。児童教育専攻では、教育学をはじめとして、児童の心身の発達、行動様式等を理解し、児童の健全な発達に寄与しうる諸科学を学ぶ。

(大学院)

大学院経営学研究科修士課程の教育目的は大学院学則第3条第1項に、博士後期課程は大学院学則第3条第2項に明示し、同大院学則第3条第3項にて、以下のカリキュラム・ポリシーをディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに掲げている。尚、これらのポリシーは、学生及び教職員等に配布している「大学院要項」にも掲載し、新入生にはオリエンテーションにおいて解説・説明を行っている。又、ホームページ、大学院案内・募集要項に明記することにより広く学内外への理解・周知を図っている。

修士課程の教育目的は、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、地域社会の要望に応えるとともに、文化の進展に寄与すること」である。この教育目的を達成するため、以下の「カリキュラム・ポリシー」を策定し、教育課程を編成・実施している。

「修士課程の教育課程は、経営学分野、金融分野、会計学分野の主要3分野に区分され、 Semester制度のもと、基本及び応用の科目を配置しています。理論研究だけでなく、実践的な現象を対象とした研究に配慮してケーススタディも配置されています。他の専攻分野の科目履修を義務付けています。専任教員の担当科目は、平日昼間及び夜間と土日コースとを隔年開講としています。」

博士後期課程の教育目的は、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」である。この教育目的を達成するため、以下の「カリキュラム・ポリシー」を策定し、教育課程を編成・実施している。

「博士後期課程の教育課程における専攻科目は、経営学と会計学の2分野に区分されています。博士後期課程では、3年間に亘り同一の指導教員の演習科目研究指導12単位を含む合計20単位以上の修得を課しています。学位（いわゆる課程博士）の申請には研究指導を除く講義科目8単位の修得が必要です。各分野に主要な講義科目として特殊研究の通年科目を配置しています。」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-1】 大学シラバス 【資料 F-12】 と同じ

【資料 3-2-2】 大学履修要項 【資料 F-12】 と同じ

【資料 3-2-3】 大学院要項 【資料 F-12】 と同じ

【資料 3-2-4】 高千穂大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 3-2-5】 本学ホームページ（教育目的と三つのポリシー学部及び大学院）

<https://www.takachiho.jp/outline/policies.html> 【資料 1-2-1】 と同じ

【資料 3-2-6】 高千穂大学大学院学位規程 【資料 3-1-5】 と同じ

【資料 3-2-7】 修士論文の作成及び管理細則 【資料 3-1-6】 と同じ

【資料 3-2-8】 修士論文の提出、審査及び管理等に関する細則 【資料 3-1-7】 と同じ

【資料 3-2-9】 博士論文の作成及び管理細則 【資料 3-1-8】 と同じ

【資料 3-2-10】 博士論文の提出、審査及び管理等に関する細則 【資料 3-1-9】 と同じ

【資料 3-2-11】 ゼミナールシラバス

【資料 3-2-12】 履修系統図

【資料 3-2-13】 学部履修者数一覧 【資料 2-5-7】 と同じ

【資料 3-2-14】 大学授業評価アンケート（春学期、秋学期）

【資料 3-2-15】 大学授業評価アンケートに対する改善計画書 【資料 2-6-2】 と同じ

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の「建学の精神・教育理念」のもと、各学部は大学の使命・目的及び学部の教育目的に従い、「カリキュラム・ポリシー」と「ディプロマ・ポリシー」を策定している。これらのポリシーは学則第 1 条第 4 項に明示されると同時に、学生及び教職員等に配布している「履修要項」にも掲載し、新入生にはオリエンテーションにおいて解説・説明を行っている。又、本学ホームページ上にも掲載し、広く周知を図っている。

（商学部）

商学部の教育目的は、「豊かな人間性と高い実務能力を有する企業人・スペシャリストの育成」である。この目的にかなった人材育成の具体的な目標として、3 つのコースそれぞれに対応した「ディプロマ・ポリシー」を策定している。

マーケティングコースではマーケティング戦略の企画・立案・実行ができる人材、金融コースでは金融の担い手である銀行・証券・保険の仕組みを学び活躍できる人材、会計コースでは財務・会計知識を習得しつつ、会計情報を活用し企業活動に貢献できる人材を掲げている。

これらの人材育成を達成すべく、「カリキュラム・ポリシー」が策定され、教育課程を編成・実施している。

（経営学部）

経営学部の教育目的は、「豊かな人間性と高い実務能力を有する企業人・スペシャリストの育成」である。この目的にかなった人材育成の具体的な目標として、4 つのコースそれぞれに対応した「ディプロマ・ポリシー」を策定している。

企業経営コースでは、生産・サービス、総務・人事・経理・企画の機能と仕組みを知り、グローバルな視野に立った国際経営を理解した人材、経営法務コースでは企業活動に関連する諸法規と企業の社会的責任を知る人材、起業・事業承継コースでは起業及び経営者として要請される知識・資質を有する人材、情報コースでは ICT（情報通信技術）を経営に生かすために必要な知識・スキルを有する人材を掲げている。

これらの人材育成を達成すべく、「カリキュラム・ポリシー」が策定され、教育課程を編成・実施している。

（人間科学部）

人間科学部の教育目的は、「自立的個人・自他共生的社会人としての人材の育成」である。この目的にかなった人材育成の具体的な目標として、人間科学部全体、ならびに人間科学専攻の 2 つのコース、また児童教育専攻それぞれに対応した「ディプロマ・ポリシー」を策定している。

人間科学専攻心理・コミュニケーションコースでは、個性化・多様化する社会で適切な

コミュニケーションを交わすことができるマインドとスキル・行動力・企画力を身につけた人材、社会・ライフデザインコースでは、異文化理解の重要性を学び、家族・組織・国家の関係性を理解できる人材、そして児童教育専攻では、人間の生涯にわたる成長・発達を支援するなど、社会生活の構築やコーディネートを担える人材、そして人間科学部全体としては、人間の発達過程を学び、生活における危機管理や社会保障の知識を身につけた人材、教養と社会モラルを兼ね備えた、人間教育を実践できる人材を掲げている。

これらの人材育成を達成すべく、「カリキュラム・ポリシー」が策定され、教育課程を編成・実施している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-16】 高千穂大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 3-2-17】 本学ホームページ (教育目的と三つのポリシー学部及び大学院)

<https://www.takachiho.jp/outline/policies.html>【資料 1-2-1】と同じ

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

(商学部)

商学部は、上述の教育目的を達成するため、商学に関する教育と研究に必要とされる授業科目が、全学共通科目からコース専門科目へと発展的・段階的・体系的に履修できるよう編成されている。商学部・経営学部共通の1年生必修科目として「簿記Ⅰ/Ⅱ」を、又、商学部1年生の必修科目として「マーケティング論 A/B」、「金融総論 A/B」、「会計学総論 A/B」を設置し、商学部の各領域の基礎的知識を習得することを意図した科目配置を行っている。専門科目は、マーケティングコース、金融コース、会計コースの3コース制とし、2年生から各コース必修科目と選択科目により、各領域の専門知識と深い見識をもった人材の育成を目指している。更に、ゼミナールでは少人数教育によるきめ細かな指導により、専門的知識の習得と論理的思考力を育成している。これら以外に、商学部・経営学部共通科目の「関連科目」が選択必修科目として配置されており、知識と見聞を広めるための配慮がなされている。又、税理士養成プログラムと観光・地域プログラムに加えて、平成30(2018)年度カリキュラム改革により新設されたファイナンシャル・マスター・プログラムにより、より専門的かつ実践的な知識の習得が図られている。

(経営学部)

経営学部は、上述の教育目的を達成するため、経営学に関する教育と研究に必要とされる授業科目が、全学共通科目からコース専門科目へと発展的・段階的・体系的に履修できるよう編成されている。商学部・経営学部共通の1年生必修科目として「簿記Ⅰ/Ⅱ」を、又、経営学部1年生の必修科目として「経営学概論 A/B」を設置し、経営学の基本的知識の習得と2年生以降のコースの基礎を形成することを意図した科目配置を行っている。平成29(2017)年度からは、初年時の段階で、経営学部で学習できる幅広い領域の紹介と専門科目への関心を高めるため、学部選択科目として、経営学部全教員によるリレーオムニバス講義「はじめての経営学」を新たに導入した。専門科目は、企業経営コース、経営法務コース、情報コース、起業・事業承継コースの4コース制のもと、2年生から学部選択必修科目と各コース選択必修科目により、各領域の専門知識と深い見識をもった人材の育成

を目指している。更に、ゼミナールでは少人数教育によるきめの細かい指導により、専門的知識の習得と論理的思考力を育成している。これら以外に、商学部・経営学部共通科目の「関連科目」が選択必修科目として配置されており、知識と見聞を広めるための配慮がなされている。

(人間科学部)

人間科学部は、上述の教育目的を達成するため、人間科学に関する教育と研究に必要とされる授業科目が、全学共通科目から各専攻科目へと発展的・段階的・体系的に履修できるようカリキュラムを編成している。人間科学部1年生必修科目として「人間科学概論 A/B」を配置し、更に、各専攻へのスムーズな移行を目的として、人間科学専攻に「ヒューマン・コミュニケーション論 A/B」と「ライフデザイン論 A/B」を、児童教育専攻に「児童学概論 A/B」と「児童心理学」を必修科目として配置し、各領域の基礎的知識を習得することを意図した科目配置である。リレーオムニバス方式による講義「人間科学基礎論」では1年時の段階にて、人間科学部で学習できる幅広い領域の紹介と専門科目への関心を高めている。人間科学部専門科目は、人間科学専攻と児童教育専攻の2専攻を基礎とし、更に、人間科学専攻は心理・コミュニケーションコースと社会・ライフデザインコースの2コース制のもと、2年生から各専攻・コースの選択必修科目を修得することによって、各領域の専門知識と深い見識をもった人材の育成を目指している。また平成29(2017)年度カリキュラム改革により科目の改廃・新設を行い、心理・コミュニケーションコースと社会・ライフデザインコースの2コースに新たに23科目を設置し、コースの学習内容に即した幅広い専門的知識を習得できるようにしている。更に、ゼミナールにおいては少人数教育によるきめの細かい指導により、専門的知識の習得と論理的思考力を育成している。他学部関連科目は、商学・経営学の知識と見聞を広めるためのものであり、社会人として基礎的知識となる科目を配置している。

(大学院)

修士課程の教育課程は、経営学分野、金融分野、会計学分野の主要3分野に区分され、 Semester制度のもと、基本及び応用の科目を配置している。理論研究だけでなく、実践的な現象を対象とした研究に配慮してケーススタディも配置されている。他の専攻分野の科目履修を義務付けている。就学形態として「昼間」、「土日」コースがあり、修士課程には更に、「夜間」のコースも開設されており、専任教員の担当科目は、平日昼間及び夜間と土日コースとを隔年開講としている。

博士後期課程の教育課程における専攻科目は、経営学と会計学の2分野に区分されている。博士後期課程では、3年間に亘り同一の指導教員の演習科目研究指導12単位を含む合計20単位以上の修得を課している。学位(いわゆる課程博士)の申請には研究指導を除く講義科目8単位の修得が必要である。各分野に主要な講義科目として特殊研究の通年科目を配置している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料3-2-18】履修系統図 【資料3-2-12】と同じ

3-2-④ 教養教育の実施

(学部共通)

本学各学部における教育課程は、「カリキュラム・ポリシー」にしたがい、全学共通科目から専門科目へと発展的・段階的に履修できるよう体系的に編成されている。全学共通科目としては、必修科目（「ゼミⅠ」、「基礎コンピュータⅠ/Ⅱ」、「英語Ⅰ/Ⅱ」）、選択必修科目（外国語、情報）、教養、体育、留学生、その他が設置されている。全学共通科目を踏まえ、更に、商学部・経営学部では学部必修科目、学部基礎科目、コース専門科目が、又、人間科学部では学部必修科目、学部選択必修科目、専攻選択必修科目が設置されており、学生が各自の専門性を高めることができるよう工夫されている。全学共通必修科目の「ゼミⅠ」、「基礎コンピュータⅠ/Ⅱ」、「英語Ⅰ/Ⅱ」では、専門的能力を身につけうえに必要な基礎知識を習得する。「ゼミⅠ」では、本学の教育の中心に位置するゼミナール教育の基礎を1年生対象の内容として実施し、2年生以降の専門ゼミナール（「ゼミⅡ」・「ゼミⅢ」・「ゼミⅣ」）へスムーズな移行を目指している。

教養については、学部基礎（教養）として人文、社会、自然の領域ごとに科目を設定している。それぞれ歴史や文学、地理、法律、経済、政治、心理、数学等の科目が設置され、学生がそれぞれの目的に応じて履修できるように配置されている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（学部）

・一授業あたりの履修者数の制限

本学の個性・特色の一つである人格養成を主眼とする少人数教育を実践するため、一授業あたりの履修者数の制限を行っている。必修科目となる「ゼミⅠ」では教員1人当たりの担当数が、12～13人となるように運営されている。又、ゼミⅠ以外の必修科目となる「基礎コンピュータⅠ/Ⅱ」、「英語Ⅰ/Ⅱ」はレベル別クラス編成を行うとともに、40人以内に履修者を制限することにより、きめ細かな指導が可能となるように工夫している。

・ゼミⅠ共通プログラムの実施と見直し

本学の初年次必修科目の「ゼミⅠ」は、平成28(2016)年度より内容の見直しに着手し、アクティブ・ラーニングを主体とした全学共通プログラムが実施されている。又、学長室・教務委員会を主体として春・秋学期開講時に各一回開催されている全ゼミⅠ教員参加のゼミⅠ検討会議により、プログラムの内容・教材・教授法の改訂・開発が継続的に行われている。

・成績評価の厳密化

本学では、成績評価はシラバスに評価方法（定期試験、授業内試験、レポート提出の有無）とその基準を詳細に明記し示している。又、全授業・ゼミにおいても厳格な出席管理を義務づけている。

・単位制度の実質化

本学での卒業に必要な単位数は各学部124単位以上であるが、半期の履修登録単位数の上限を24単位・通年48単位に設定し、4年次においても最低8単位以上の卒業認定単位の取得を卒業要件とすることにより、4年間をつうじて継続的な履修と実質的な学習を行えるようにしている。又、全授業でアクティブ・ラーニングを導入し、能動的かつ実践的な学習の機会を提供している。更に、シラバスには授業内外での予習・復習の内容と時間を指定することにより、授業での学習内容の確実な定着を図っている。又、試験やレポ

ート等の課題の結果に対してはフィードバックを行い、学習内容の定着度の確認を行っている。

・授業評価アンケートの活用

本学の授業評価アンケートは、ゼミ以外の全授業で実施されており、結果を教員へフィードバックし、その結果をもとにした授業改善案の提出を義務づけることにより、教授方法の工夫・開発に取り組んでいる。更に、アンケートの評価項目に学生の記述項目を設け、学生の生の声を担当教員が受け取ることにより、教授方法の具体的な改善案の検討に役立っている。

・外部講師の招聘

本学では、専任教員が担当するゼミを含む全ての授業において外部講師招聘制度（同一科目同一年度各セメスター1回）を設け、さまざまなジャンルで活躍する教員・社会人による実践的な内容の授業をとおして、学問の多様性や社会との接点を学生に意識させるようにしている。外部講師の招聘は、アクティブ・ラーニングの一環として、またキャリア教育の一環としても活用されている。

（大学院）

修士課程の「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業などに必要な能力を養い、地域社会の要望に応えるとともに、文化の進展に寄与すること」、及び博士後期課程「専攻分野について研究者として自立した研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するうえで必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」という各課程の教育目的に立脚し、「高度な専門知識と広い対応力を有し、かつ、創造性豊かで将来のビジネス組織を担うに相応しい人材」を大学院学生像としている。

修士課程、博士後期課程ともに就学形態として「昼間、土日」コースがあり、修士課程には更に、「夜間」のコースも開設されている。修士課程の教育課程は、セメスター制度のもとに経営学分野、金融分野、会計学分野の主要3分野と関連分野の4区分に、一方、博士後期課程の教育課程は、経営学分野と会計学分野の2区分によって構成されている。

修士課程では2年間の同一指導教員の演習(8単位)、指導教員の授業科目A/B(4単位)、専攻分野以外の科目(4単位)を含む32単位以上を修得することを要件とし、修士論文の審査及び最終試験に合格することにより修士の学位が授与される。

博士後期課程では、3年間の同一指導教員の演習(12単位)を含む合計20単位以上の修得を課している。学位(課程博士)は、演習担当教員の全般的指導のもとに研究を行い、博士論文の審査、最終試験に合格することにより授与される。

更に、修士課程では、経営学分野、金融分野、会計学分野の講義科目が用意され、理論研究だけでなく、実践的な研究に配慮してケーススタディも配置されている。その発展型の1つとして「経営・マーケティング特殊講義」を開講し、毎回、企業経営者や実務家を招き実学としての体系的な研究機会も提供している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料3-2-19】大学シラバス 【資料F-12】と同じ

【資料3-2-20】大学履修要項 【資料F-12】と同じ

【資料 3-2-21】 大学院要項 【資料 F-12】 と同じ

【資料 3-2-22】 シラバスの作成 (Web 入力) について

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

(学部)

平成 29(2017)年度カリキュラム改革により新たに導入した教育課程、各種制度を点検しながら着実に実施する。

(商学部)

商学部では、実践的な科目とゼミナールを通じた専門的な学びの場を提供しているが、ビジネス領域の動きが激しいため、定期的にその科目配置と内容を点検する必要がある。又、学生の能力育成に対する社会的な要請を踏まえた取り組みが必要となっている。そこで以下の 2 点について改善を行っていく予定である。

(1) 科目内容の確認

シラバスの内容チェックを継続的に行うことにより、現代的な課題にも対応する基礎学力の育成を図っていく。近年では情報化、グローバル化、地域の重視、サービス化の拡大とともに、ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) によって、マーケティング、金融、会計ともに状況が大きく変化している。そのため、各科目が基本的な知識とともに、これら先端的な内容を取り入れた授業となっているのかを確認する。その際、学部教授会及びマーケティング、金融、会計の各教務委員がコース科目に関するシラバスをチェックし、その内容の妥当性確認するとともに、取り上げるべき内容について教員間で相互に助言しつつ、改善を重ねる。

(2) 達成度リストの作成

本学の科目ではシラバスに到達目標が記載されている。この内容をもとにして、それぞれのコースにおける学習達成度リストの作成を考えていきたい。このリストをもとに、学生が将来のキャリアをもとにした必要な知識や能力が身についているかを確認するとともに、アドバイザー制度に基づき、ゼミナール担当教員の指導により、各学生の将来の方向性を明確にする。

(経営学部)

経営学部では、それぞれのコースにおいて基幹となる科目を担当する教員が配置されている。それらの教員を中心に、各コースにおける教育目標を達成しうる科目設置や科目内容となっているかを随時確認し、必要に応じて講義内容等の連携や調整が行えるような体制を構築していく。更に、広く企業経営に貢献しうる人材育成の観点から、上記のコースにおける科目の設置や配置、内容を学部教授会及び教務委員会が定期的に議論し、必要に応じてそれぞれのコースに横断的な科目等も検討する。

又、ゼミナール担当教員は、学生が各年次において必要な知識や能力を習得しているか、ゼミナール指導を通じて随時確認し、アドバイザー制度にもとづいた適切な指導や改善を促すようにする。

(人間科学部)

・人間科学専攻

平成 28(2016)年度から導入された新カリキュラム、新コース制について、学部教授会及

び教務委員会を通して、平成 29(2017)年度内に以下の 5 点の点検を行い、問題のないことが確認され、又、最初の卒業生を輩出した完成年度の令和 2(2020)年 3 月においても問題のないことが確認された。以後、各年度末の学部教授会では、以下 5 点の点検を含めてカリキュラム、コースの運営状況について継続的に確認が行われており、又、将来の改善に向けた改革案の検討も継続的に進められている。

(1) 学生への適切なインフォームドコンセントにもとづいてコース選択がなされているか否か。

(2) 選択されたコースにおいて偏りなく、又、自らの主体的な関心のもとで科目選択が行われているか否か。

(3) 基礎的な専門科目と応用的な専門科目の教授内容は、それぞれ適切であるかどうか否か。又、ステップアップできる連動した内容となっているか否か。

(4) 専門ゼミでの学びに資するような講義科目が用意されているか否か。同時に専門ゼミでは講義より発展した学びがなされているか否か。

(5) その他、卒業に要するコース科目の履修単位数、非コース専門科目の単位数等の適切性、必要な追加科目の有無、座学以外の学びの場（演習、アクティブラーニング）の必要性等。

・ 児童教育専攻

教員採用の実績も踏まえながら、改廃や新設の必要な科目、学修サポートシステム、卒業要件・単位を点検する。又、上記の (2)、(3)、(4)、(5) についても同様である。

(大学院)

毎年度初頭において、教育課程編成を担当する大学院教務部会において、次年度の教育課程改革に関する基本方針が検討される。本学の良き伝統を継承しつつ、環境変化や時代のニーズを踏まえて企業や自治体などの組織が直面している課題あるいは多様な社会的要求に応えるべく教育課程の基本方針及び具体的な教育課程の改革案が検討され、それを研究科委員会全体で議論する機会を継続的に設けている。2019 年度からのコロナ禍においては、感染防止の徹底と学修機会の確保の両立維持を図るため、原則、オンライン遠隔授業により運営対応を図ってきたが、学位論文の指導等のため各担当教員の判断により院生の自主通学を原則としたうえで対面授業の機会を増やしていった。現在では、対面授業を原則としている。又、授業評価アンケート結果における大学院生の要求についても考慮しつつ、さらなる検討・改革を継続していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

・学修行動・成果アンケートの実施

2023 年度に各学年に対して学修行動・成果アンケートを実施し、その結果を学長室で点検し、本学の三つのポリシーの妥当性について検討を行っている。2024 年度以降も学修行動・成果アンケートを実施し、三つのポリシーの妥当性の検証を学長室で行い、必要があれば三つのポリシーの見直しを行うことになる。

・卒業時アンケートの実施

本学の 4 年次在籍者に対して本学の教育内容等に関するアンケート調査を実施している。このアンケートの結果も本学における三つのポリシーの妥当性の検証の材料としている。同アンケートの検証も学長室で行い、必要があれば三つのポリシーの見直しを行うことになる。

・卒業後アンケートの実施

2023 年度より本学の卒業生及び卒業生の在籍する就職先に対して本学の教育内容等に関するアンケート調査を実施している。このアンケートの結果も本学における三つのポリシーの妥当性の検証の材料としている。同アンケートの検証も学長室で行い、必要があれば三つのポリシーの見直しを行うことになる。

・授業評価アンケートの実施

本学の学生に対して学期ごとに授業評価アンケートを実施している。このアンケートの結果も本学における三つのポリシーの妥当性の検証の材料としている。同アンケートの検証も学長室で行い、必要があれば三つのポリシーの見直しを行うことになる。

・学長室による点検・評価

学修行動・成果アンケート、卒業時アンケート、卒業後アンケート及び、授業評価アンケートの結果は、学長室で検討を行い、三つのポリシーの妥当性の点検を行っている。三つのポリシーに変更の必要が生じた場合には、理事会に報告を行い、新しい三つのポリシーの策定を行うこととなる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-1】卒業生アンケート報告書

【資料 3-3-2】大学授業評価アンケート（春学期、秋学期） 【資料 3-2-14】と同じ

【資料 3-3-3】大学授業評価アンケートに対する改善計画書 【資料 2-6-2】と同じ

【資料 3-3-4】授業評価アンケート結果（大学院）

【資料 3-3-5】授業評価アンケート改善計画書（大学院） 【資料 2-6-3】と同じ

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

・授業評価アンケートに伴う授業改善計画書の提出

学部及び、大学院において学期ごとに授業評価アンケートを実施し、その結果は授業担当教員に開示される。各教員は、アンケートの結果を受けて、授業の改善を検討し、それを改善計画書にまとめ FD を統括する学長に提出を行うこととなっている。次年度は、同計画に従って授業を実施し、改善が行われているか授業評価アンケートで再確認を行う。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

（学部）

本学が教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検をするために実施しているアンケート調査は、いずれも回収率が低く、多くの回答が回収できていないという問題点がある。アンケートの実施時期、質問内容等を改善し、学生が回答した内容がより早期に授業等の教育内容に反映されるように改善を行う。

又、授業評価アンケートによる教育内容の点検にあたっては、在学生の意見を取り入れる必要性を認識している。

（大学院）

各学期の授業評価アンケートは講義や演習についてシラバスの有効性、授業準備の状況、授業内容、授業の進展状況、教材、指導方法等を学生が評価するとともに、学生自身の自学自習を含めた授業への取り組み姿勢、出席状況などを自己評価するものとなっている。

よって、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価、教育内容・方法及び学修指導等の改善に対して一定の効果があるものと判断している。

【基準3の自己評価】

基準3「教育課程」についても基準項目3-1、3-2、3-3 全てにおいて「評価の視点」に則り考察した結果、評価機構が定める評価基準を学部・大学院とも満たしているものと判断する。

本学での単位認定、卒業認定、修了認定は以下のとおり評価できる。教育課程の編成及び教育目的は、学校教育法並びに大学設置基準に従い適切に設定されており、各学部におけるカリキュラム・ポリシーは、本学の使命・目的、学部の教育目的及び育成すべき学生像を実現すべく明確に示されている。

単位認定、卒業修了の基準はディプロマ・ポリシーを踏まえ学則により明確にされており、厳正に適用している。又、学生への周知は、年度初めに履修要項を配付し、履修ガイダンスを実施して、適切な履修指導を行っている。

卒業認定基準については、学則に明示するとともに、商学部、経営学部、人間科学部の卒業要件を明示しており、これらの基準のもと、教務委員会において卒業判定を行い、連合教授会において卒業判定を審議・認定することによって厳格な運用を行っている。

本学での教育課程及び教授方法は以下のとおり評価できる。カリキュラム・ポリシーは本学の建学の精神・教育理念のもと、各学部は大学の使命・目的及び学部の教育目的に従い策定されている。これらのポリシーは学則に明示されると同時に、学生及び教職員等に配布している履修要項にも掲載し、新入生にはオリエンテーションにおいて解説・説明を行っている。又、本学ホームページ上にも掲載し、広く周知を図っている。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、各学部の教育目的及び育成すべき学生像を実現すべく明確に策定され、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーに掲げる人材育成を達成すべく対応したものとなっている。

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成は、商学部、経営学部、人間科学部いずれにおいてもその専門領域に関するに教育と研究に必要なとされる授業科目が、全学共通科目からコース専門科目へと発展的・段階的・体系的に履修できるよう編成されて

いる。

教養教育課程は大学の使命・目的、及び学部の教育目的を実現するために、体系的に編成されている。特に①全学共通科目は専門的能力を身につけるうえで必要な幅広い基礎知識を修得すること、②学部科目は全学共通科目から専門科目へと発展的・段階的に履修できるようにカリキュラムを体系的に編成していること、③幅広い基礎的知識や専門的知識を習得し、論理的思考力を育成するゼミ科目があること、④専門的知識に加えて社会人となるための多様な知識を修得するために、商学部・経営学部には共通科目を、又、人間科学部には他学部関連科目を設置していることが挙げられる。

教育方法は教育目的が反映されたものとなるよう工夫が行われている。特に①少人数制の授業を実施していること、②初年次教育の根幹となるゼミ I 教育プログラムでは継続的な見直しを行っていること、③出席管理をはじめとして成績評価の厳密化を行っていること、④単位制度の実質化のため、アクティブ・ラーニングや課題のフィードバック等を実施して学習内容の定着・確認を行っていること、⑤授業評価アンケートを教育方法の改善に活用していること、⑥学生や社会のニーズに応えるべく外部講師を招聘していることが挙げられる。

本学での学修成果の点検・評価は以下のとおり評価できる。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、学修行動・成果アンケート、卒業時アンケート、学期ごとの授業評価アンケートを実施している。これらのアンケート結果は、学長室で三つのポリシーの妥当性の点検を行っている。三つのポリシーに変更の必要が生じた場合には、理事会に報告を行い、必要があれば三つのポリシーの見直しを行う。

授業評価アンケートの結果は授業担当教員に開示され、各教員は学修成果の点検・評価結果のフィードバックとして授業の改善を検討し、それを改善計画書にまとめ、学長に提出を行うことを学期ごとに行っている。

大学院修士課程・博士後期課程でも、学部と同様に、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定とディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準等の策定と周知をし、大学院研究科委員会において修了判定を審議・認定することによって厳格な運用を行っている。

大学院修士課程・博士後期課程ともに、専攻分野を高度に研究するために演習担当教員による直接的な論文指導だけではなく、総合的な能力の養成のために体系的な科目履修に関する指導も実施されている。

尚、大学院においても学期ごとの授業評価アンケートを実施するとともに、その結果は各教員に配布され、今後の対応、改善案も含めた報告書が作成・提出され、教員自らの授業方法の改善に役立てている。

今後も教育目的と三つのポリシーを踏まえ、教育の質を向上させるため教育内容・方法及び学修指導等の改善などのさまざまな取り組みを継続実施する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学則第 50 条第 2 項・第 3 項において、教学領域に関する大学の意思決定の仕組みは明確に規程化されている。学長は、この規程に従い、自らの業務を執行することが求められることになる。

又、適切な業務執行がなされることにより、はじめてリーダーシップが発揮されていると判断されることになるのである。本学においても、この視点に立脚しつつ学長としての職務が遂行されることになる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-1】高千穂大学学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-2】高千穂大学大学院学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-3】学長選出規程

【資料 4-1-4】副学長、学部長、大学院研究科長、大学各種委員会委員長（含、各種所長）・各種常任委員及び大学院各部会選出規程

【資料 4-1-5】高千穂大学連合教授会運営規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教学領域に関する大学の意思決定については、学則第 50 条第 2 項において、次のように規定されている。「連合教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。（1）学生の入学、卒業及び課程の修了、（2）学位の授与、（3）教育職員の採用希望科目に関する事項、（4）教育職員の任用・昇格に関する事項、（5）教育課程の変更に関する事項、（6）各学部の教育内容・方法に関する事項、（7）学生の賞罰に関する事項」。

又、同条第 3 項において、「連合教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。（1）学生の大学生活に関する事項、（2）奨学制度に関する事項、（3）学生のマネー指導に関する事項、（4）学生の就職指導に関する事項、（5）その他教育研究に関する重要事項」と定めている。

よって、大学の意思決定制度は明確に整備され、教学領域における学長と連合教授会構成員の責任・権限関係は明白であり、その機能性も図られている。更に、学則第 52 条において連合教授会に関する運営規程についても定めることが条文化されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-6】高千穂大学学則 【資料 F-3】と同じ

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学園寄附行為第17条第2・3・4・5・6項にみるとおり、専任教育職員・専任事務職員に対する人事権（募集・採用・異動・配置・昇進・退職）は理事会に帰属し、全ての専任組織構成員の配置も役割も本寄附行為に則り実施されている。

又、教学部門及び、事務部門における機能（役割）も学内関係諸規程により明文化され、理事長・学長と調整を図りつつ運営されている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料4-1-7】学校法人高千穂学園寄附行為 【資料F-1】と同じ

【資料4-1-8】全学組織図 【資料1-2-9】と同じ

【資料4-1-9】高千穂学園事務組織規程

【資料4-1-10】高千穂学園事務分掌規程

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

上記寄附行為及び学則に従い、理事長・学長及び連合教授会・事務部門構成員による各々の責任と権限についての認識を更に、高めつつ、教学領域に関する更なる機能性を実現できるように努める。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

専任・任期付教育職員・兼任講師の採用手続き過程（専任・任期付教育職員については公募）及び、昇格審査について、又、大学院修士課程及び、博士後期課程における講義・演習担当教員としての資格要件については明確に規程化されている。各々の規程にみるとおり、本学における教育職員に対する採用手続き過程及び、昇格、更には教員評価基準の運用は適切に行われている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料4-2-1】高千穂大学教員資格審査規程

【資料4-2-2】高千穂大学大学院担当教員業績審査規程

【資料4-2-3】高千穂大学任期付教員に関する規程

【資料4-2-4】任期付教員の処遇に関する規程

【資料4-2-5】高千穂大学特任教授規程

【資料 4-2-6】 評価に関する方針

【資料 4-2-7】 専任・任期付教育職員採用手続過程

【資料 4-2-8】 兼任講師採用手続過程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育職員の資格・能力向上への取り組みについては、個々の専任・任期付教育職員の研究者としての学内的専門能力の向上に関する施策として、①年間上限 20 万円の国内学会出張費（実費支給）、②年間上限 20 万円の研究室備付図書費（実費支給）及び、③年間 20 万円の研究費（全額支給）を提供している。尚、④海外学会出張制度も準備されている。又、教学行政上の研修としては、主に日本私立大学協会主催による教務・学生・就職部課長担当者研修会に、長年に亘り、原則教員 1 人、事務職員 1 人計 2 人の者が参加している。

更に、FD については、大学に FD 委員会、大学院に FD 作業部会を設け、特に「授業評価アンケート」の実施、又、結果に対する検証、個々の教員による改善報告書の提出といった作業を継続的に実施している。更に、毎年、教育に関わる諸問題への研修として FD ワークショップを開催している。

本学における FD 活動は平成 11(1999)年発足の「FD 研究会」を端緒とし、大学設置基準第 25 条の 3 の制定に伴い、平成 20(2008)年 4 月より FD 委員会が設置された。FD 委員会は、三学部所属の教員を委員として構成されており、学長と常に連携することにより、全学組織として教育内容と教育方法の改善に向けた組織的な研修及び研究を実施するための仕組みを整えている。FD 委員会が行っている大きな項目は、①「授業評価アンケート」の実施、②「FD ワークショップ」及び「FD 研修会」の計画と実施、③教員相互による「授業公開・研究授業」の実施の 3 つである。

(授業評価アンケート)

本学では教育プログラムを通じた教育目的の達成状況を評価し、各教員にフィードバックするために授業評価アンケートを実施している。このアンケートは平成 24(2012)年度から開始された。当初は秋学期配当科目を対象に年 1 回の実施にとどまっていたが、平成 26(2014)年度より春学期配当科目を調査対象に加えて年 2 回の実施とし、現在ではゼミナールを除く全ての科目・授業で実施されている。

アンケート調査の項目・内容は以下の 7 項目に大別される。

- I. 履修とシラバスについて：シラバスの活用程度と授業選択における利用[2 項目]
- II. 授業の内容について：授業内容とシラバスの一致、授業内容の難易度や進め方、課題の量、教材・黒板等の使い方の評価[7 項目]
- III. 授業・課題提出について：出欠席の頻度と課題提出の自己評価[3 項目]
- IV. 授業外の学修について：受講者の授業外学修時間[1 項目]
- V. あなたの学びについて：受講者の授業理解や関心喚起に対する自己評価[3 項目]
- VI. 授業に関する評価について：受講者の総合的満足度[1 項目]
- VII. 自由回答項目[1 項目]

これらの質問項目は、「VII. 自由回答項目（自由記述）」をのぞいて 5 段階尺度を用いて尋ねている。調査項目は平成 24(2012)年度の開始当初に 16 項目を設定し、その多くを継

続して用いてきた。これは、授業における教育内容・教育方法とそれに対応する学生の履修動機・受講態度・目標達成度・満足度について経年の変化を追跡する意図があったことによる。令和元(2019)年度春学期に、出欠席と課題提出に関する項目を2項目に分けて計17項目とした。令和2(2020)年度から令和4(2022)年度には遠隔受講の方法やツールに関する質問も追加で実施した。これは、新型コロナウイルス感染症対策として遠隔授業実施を余儀なくされる中で学生の対応状況やニーズを認識するために行ったものであるため、対面授業の復帰がなされた令和5(2023)年度にはこれら追加質問の実施を取り止めた。

授業評価アンケートは、従来、各学期末の授業時間中に無記名のマークシート式で実施されていた。ただし令和2(2020)年度春学期にコロナ禍による遠隔授業への移行の必要が急遽生じたため、マークシートに代えて Google フォームによる授業評価アンケートを導入した。同時に、学生が自身の成長実感を把握できるようにアンケートに学籍番号の記入欄を加え、学生ごとのアンケート結果を収集する仕組みに転換した。これら情報を学長(個人情報保護委員会委員長)のもとで一括して保護することで、学生が自身の学修状況を確認できるようにしつつ、教員に対する不利益を蒙らないように制度設計している。令和5(2023)年度春学期からは、基幹 LMS「T-Navi」に授業評価アンケート機能(略称 E2S)を組み込み、統合的に運用している。授業評価アンケートのオンライン化、「T-Navi」への統合には多くの利点があるが、移行に伴ってアンケート回収率が低下した点は改善すべき点であり、今後対策を講じていく。

授業評価アンケートの結果は、科目・授業時間ごとに集計され、各授業担当教員にフィードバックされる。授業担当教員はアンケート結果に対する所見及び授業改善計画を提出することが制度化されている。その際、全体の結果をとりまとめた授業評価アンケート報告書の内容が改善の方向性に重要な示唆を与えると考えている。

アンケート結果の全体平均は別表のとおりである。データは1~5の5段階尺度を平均したもので5に近づくほど高い評価となる(以下同様)。これによれば、全ての項目で4.00以上の高い評価となっている。安定して高い数値となっていることは、教員が継続的な授業改善に取り組んでいることを示している。又、アンケートを実施することで授業を構成する要素を確認しやすくなり、教員が自らの授業の改善・工夫とそれに対する評価を確認しやすくなったといえる。

授業評価アンケートの結果をとりまとめた「授業評価アンケート報告書」は、これまで順次教職員に報告・公開してきた。各授業担当教員のアンケート結果を含めた授業評価アンケート関連情報の外部(ウェブサイトを含む)公開の方法や基準については、FD委員会の中で慎重に議論を進めてきた。令和4(2022)年度末には、FD委員会が草案作成した「授業評価アンケート結果の公開ガイドライン」が決定・施行され、許諾が得られた教員分については、学務部教務課窓口でフォルダー閲覧ができるようになっている。調査結果から科目や教育プログラムごとにみればばらつきはあるものの、大学全体で見た授業改善の取り組みは着実に成果を上げていると考えられる。

尚、授業評価アンケートの詳細な結果と教員の授業改善計画については、別添資料を参照されたい。

(授業評価アンケート以外の教育内容・方法等の改善の工夫・開発)

(学部)

「授業評価アンケート報告書」による定量的なデータに基づく授業改善活動に加えて、教員相互の授業への取り組み状況を報告・検討する「FD ワークショップ」と授業及びFD 活動にかかわる諸問題についての専門家の講演・質疑応答を行う「FD 研修会」が、それぞれ年1回以上開催されている。たとえば、令和4(2022)年4月には、同年4月から施行された民法改正を踏まえて、本学法学科目担当教員による「成年年齢の引下げ 大学生への影響」を行い、当該年齢の学生指導に関する有益な知見を得た。令和5(2023)年5月には、本学学生相談室担当医師による「障害者差別解消法、大学での取り組み」を行い、学生指導及び大学運営の指針を得た。

更に、専任教員の授業を公開し、相互に見学できる「授業公開・研究授業」が平成28(2016)年度から全専任教員を対象として実施されている。例年11月下旬から12月上旬を授業公開の時期として、全専任及び任期付教員は期間内に公開する授業科目を1つ指定し、その日程を公開し、他の教員が自由に授業を見学することができるようにしている。見学を行った教員は、他の教員の授業運営上の工夫や方法について所見を記した授業見学報告書を提出する。これらの活動はFD委員会が所管し、企画・運営を行っている。

FD委員会所管以外では、学生委員会が主体となり「学生生活実態調査」を行っている。加えて、令和4(2022)年度より教務委員会が主体となり「学修行動・成果アンケート」を行っている。これらの調査・アンケートを行う際にも、令和5(2023)年度に導入した「T-Navi」上のアンケート機能(E2S)を利用できる。

他にも、令和4(2022)年度より全ての学部でティーチングポートフォリオを学内で公開し、授業や指導において行った教育努力を教員間で共有できるようにしている。

教育内容・方法等の改善の工夫としては、令和2(2020)年度以降、デジタルツールとしてGoogle クラウドルームとMicrosoft Office365を導入し、遠隔での授業実施と受講をできる手段を提供している。特に、コロナ禍対応時には、Zoomを導入し、遠隔授業、遠隔と教室でのハイフレックス授業、オンデマンド授業を可能にしている。副次的な効果として、これらの提供によって、Google フォームやMicrosoft Forms を用いて復習の機会を提供し、随時、学生の理解を確かめることができるようになった。

(大学院)

授業評価アンケート集計結果については、質問肢項目及び記述回答項目の全体を対象として、大学院FD作業部会によって検討、整理され、今後の対応、改善案も含めた報告書が作成される。この報告書は、アンケート集計結果とともに大学院研究科委員会に報告され、研究科としての改善案も含め教員間での議論の機会が設けられている。

又、通常、春学期については10月初旬、秋学期については5月初旬までには、アンケートの集計結果が個別の担当科目の結果を含め総ての科目担当教員に配布される。科目ごとに回答された記述項目についても、回答の記述がそのまま担当教員へと報告される。そして、記述回答も含む全体の集計結果は、大学院生全員に配布されている。

科目別の集計結果には、質問肢選択項目については各質問項目別の選択肢別回答割合、平均値(最高5点)、前期、前々期数値及び前2期と比較可能なグラフが掲載されている。各教員には、記述項目結果とともに、これらの集計結果がフィードバックされている。各専任教員は、これらの結果に基づき、①アンケート結果に対する全般的な見解、②改善案等を検討し、「授業改善計画」を作成することとなっている。これらは結果を受け取ってか

ら約1か月以内に学部の科目を含め、提出することとなっており、全学的な制度となっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料4-2-9】高千穂大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料4-2-10】高千穂大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料4-2-11】大学授業評価アンケート（春学期・秋学期） 【資料3-2-14】と同じ

【資料4-2-12】授業評価アンケート結果（大学院）（春学期・秋学期）

【資料3-3-4】と同じ

【資料4-2-13】授業評価アンケート改善計画書（学部） 【資料2-6-2】と同じ

【資料4-2-14】授業評価アンケート改善計画書（大学院） 【資料2-6-3】と同じ

【資料4-2-15】2022年度・2023年度FD委員会報告書

【資料4-2-16】2023年度学生生活調査報告書 【資料2-6-1】と同じ

【資料4-2-17】学修行動・成果アンケート

【資料4-2-18】ティーチングポートフォリオ

【資料4-2-19】Google クラブルーム、Microsoft Office365、Zoom 関連資料

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は長年に亘り、学部・学科の新設時は勿論のこと、教育課程の充実化に取り組んできた。この教育課程の充実化は、当然のことながら教員組織の充実化により実現できるものであり、その意味において、教育職員の採用・昇格規程も公平性・平等性原則とともに適材人事に留意し整備されてきた。又、教育職員に対する研究者・教学行政担当者としての資質・能力の向上を意図した経済的・制度的施策にも取り組んできた。この方針は、学内関係諸機関により今後も継続されることとなる。

次に、FDをはじめとする教育内容・方法等については以下のとおりに改善していく。

学部において、「学生授業評価アンケート」の評価をもとに、FD研修会での実施内容やティーチングポートフォリオを参考に改善する。授業方法においては、全ての科目でアクティブ・ラーニングのより効果的な運用を図っていく。

同時に、Google クラブルームやMicrosoft Office365、Teamsなどのデジタルツールを用いて、予習・復習をより効果的にすることによって、受講者の参加意欲や理解の向上に努めていく。

デジタルの「T-Navi」アンケート機能を用いた形式で授業評価アンケートを実施した結果、低下した回答率を上げるための方策を検討し、向上させていく。

授業評価アンケート以外では「授業公開」の運用見直しが行われる。平成28(2016)年度から継続している実施状況を整理・分析し、改善報告書やティーチングポートフォリオを活用して、改善していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

令和 4(2022)年度から学長主催の教員向けの SD ワークショップが開始され、毎年 1 回ずつ開催してきている。令和 4(2022)年 6 月に実施した第 1 回 SD ワークショップでは、学長自ら講師を務め、「教学マネジメントの目的と学生参加の意義とその可能性」と題して、大学運営における内部質保証システムの意義と実践の必要性を教職員に周知した。令和 5(2023)年 11 月に行った SD セミナーでは、大社接続事業を専門とする企業から外部講師を招き、他大学における教学マネジメントの実例を学び、本学における教学マネジメント体制構築の助けとなる理解を得た。これらの SD ワークショップ/セミナーの知見を活かし、大学運営におけるキープレイヤーとなる既存の組織を横断したワーキンググループ作りや学生との連携・協力体制作りにより全教職員が積極的かつ意識的に取り組んでいくことができる。と考える。

又、理事・監事及び、専任事務職員に対する SD は、理事長主催の下、毎年度実施されている。因みに令和 5 (2023) 年度理事会 SD のテーマは「改正大学設置基準・改正私立学校法に対する今後の学内方針について」(令和 5 (2023) 年 7 月 25 日 (火) 実施) であり、専任事務職員 SD は「大学事務組織にみる責任・権限体系の特徴及び、専任事務職員の機能」(令和 5 (2023) 年 7 月 18 日 (火)) である。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 4-3-1】 2022 年度・2023 年度 FD 委員会報告書 【資料 4-2-15】 と同じ

【資料 4-3-2】 理事会 SD 記録

【資料 4-3-3】 事務局 SD 記録

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

SD に関しては、令和 3 (2021) 年度以前まで理事長主催で実施してきた理事会 SD と全職員対象 SD の 2 種類であったが、令和 4 (2022) 年度から、新たに学長主催の教員 SD が加わることにより、同年度から従来の理事会 SD、そして、事務職員 SD と対象ごとに内容が整理される形での実施となっている。今後は各 SD 参加者からのフィードバックを有効活用するなどして、本学の全てのスタッフの SD を進めていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任・任期付教員全員に研究室を1室ずつ整備し、机・椅子・パソコン・書架・プリンター等必要物品を備え付けている。研究活動への補助として年間20万円を賞与支給時に教育研究費（渡し切り）として支給している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料4-4-1】 雑手当内規

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「高千穂大学研究倫理指針」「高千穂大学研究倫理規則」を整備し、本学に所属する全ての研究活動を行う教員、職員、学生に遵守を求めている。又、研究を倫理的及び科学的な観点から審査するため、「研究倫理審査委員会規程」を設けている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料4-4-2】 高千穂大学研究倫理指針

【資料4-4-3】 高千穂大学研究倫理規則

【資料4-4-4】 高千穂大学研究倫理審査委員会規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学教員を対象とした研究助成制度に基づいて研究助成金の配分を行っている。「図書費」は教育・研究用図書資料購入費として一人当たり年間上限20万円を補助している。

「国内学会出張旅費」は、一人当たり年間上限20万円、「海外学会出張旅費」は、A地区（主にアジア圏）一人当たり上限20万円、B地区（主にアジア圏外）一人当たり上限40万円それぞれ年間3名までを補助している。「学会年会費補助」は、一人当たり年間国内3件、海外2件を補助している。

更に、教員が専攻する学問分野の研究を深めること、及び教授能力の向上を支援する助成金制度として「教育職員の個人研究」「教育職員の海外研究出張」「教育職員の海外研修」「教育職員の内地研修」「高千穂大学研究振興基金」「教育職員に対する出版費補助」を設けている。この他に、高千穂大学総合研究所における共同研究の制度がある。

科学研究費については文部科学省及び日本学術振興会のルールに則り、適切に機関管理と経費執行手続きを行っている。又、研究者自身の研究開発環境の改善を目的として科学研究費を取得している研究者に対しては当該課題に配分された間接経費の40%の使用を認めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料4-4-5】 助成金ガイドブック 2024年度版

【資料4-4-6】 教育職員の個人研究に関する規程

【資料4-4-7】 教育職員の海外研究出張に関する規程

【資料4-4-8】 教育職員の海外研修に関する規程

【資料4-4-9】 教育職員の内地研修に関する規程

【資料4-4-10】 高千穂大学研究振興基金規程

【資料4-4-11】 教育職員に対する出版費および印刷費の補助規程

【資料4-4-12】 高千穂大学総合研究所規程

【資料 4-4-13】 教員の学会出張に関する規程

【資料 4-4-14】 競争的資金に係る間接経費の使用に関する取扱い規程

【資料 4-4-15】 科学研究費助成事業ガイドブック 2024 年度版

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

2020 年度よりコロナ禍の影響により研究活動が停滞していたが、徐々に回復しており、本学教員に対して更なる研究助成金制度の制度周知を図る。又、科学研究費については新規申請数の増加に努める。

【基準 4 の自己評価】

基準 4「教員・職員」についても基準項目 4-1、4-2、4-3、4-4 全てにおいて「評価の視点」に則り考察した結果、評価機構が定める評価基準を満たしているものと判断する。

本学での教学マネジメントの機能性は以下のとおり評価できる。平成 27(2015)年度の学則改正以来、連合教授会における学長の権限と責任がより明確に規程化され、教学領域に関する学長の業務執行が適切になされ得るよう規程が整備された。

大学の意思決定のあり方については、学則において明文化され、教学領域における責任・権限関係は明確に規程化され、連合教授会の機能的運営がなされることになる。

専任教育職員・専任事務職員に対する人事権は理事会に帰属し、専任組織構成員の配置も役割も本寄附行為に則り実施されている。又、教学部門及び、事務部門における機能（役割）も明文化され、理事長・学長と調整を図りつつ運営されている。

本学での教員の配置・職能開発等は以下のとおり評価できる。教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置は適切である。

教員の採用・昇格制度及び、研究費等補助制度、各種研修会等への参加による教育内容・方法等を改善するための資質・能力の向上方策は適切である。大学において、学生授業評価アンケートの実施、又、結果に対する検証、個々の教員による改善報告書の提出を継続的に実施している。更に、毎年、FD ワークショップを開催し、教育に関わる諸問題への研修を実施している。加えて、学生生活実態調査、学修行動・成果アンケート、ティーチングポートフォリオを実施し、デジタルツールの導入も進めている。

本学での職員の研修は以下のとおり評価できる。SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みは適切である。学長主催の教員向けの SD ワークショップと、理事長主催の理事・監事及び専任事務職員に対する SD ワークショップが毎年度実施されている。

本学での研究支援は以下のとおり評価できる。本学教員を対象とした研究助成金制度を設けて教員が専攻する学問分野の研究を深めること、及び教授能力の向上を支援している。科学研究費についても適切に機関管理と経費執行手続きを行っている。

研究倫理の確立と厳正な運用を行うために、関連諸規定を整備し、本学に所属する巫全ての研究活動を行う教員、職員、学生に遵守を求め、研究を倫理的及び科学的な観点から審査するための規程を設けている。

研究活動への資源の配分は、本学教員を対象とした研究助成制度に基づいて研究助成金の配分を行っている。

大学院においても資質・能力の向上のために、授業評価アンケートの実施、大学院 FD 作業部会及び大学院研究科委員会での検討、議論の機会を設けている。このアンケート結果のフィードバックにより、研究科委員会及び各教員個人としても教育内容・方法等の改善の工夫・開発へ向けての体制が整備されており、成果も得ている。

今後も教学マネジメントの機能性向上や職員の研修や研究の支援を通じて、本学の魅力を高める方策を実施していく予定である。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

高千穂大学(以下「本学」という)の設置者である学校法人高千穂学園(以下「本学園」という)は、寄附行為第 3 条に「この法人の運営は私立学校法その他法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。」又、第 4 条に「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、少人数教育に基づく高千穂教育によって、専門的知識と教養を身につけた、人間性豊かな人材を育成することを目的とする。」と定めている。

更に、本学園就業規則第 2 条には「学園及び職員は教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の精神を体してたがいにこの規則に従い、教育の崇高な使命を自覚し教養ある国民を育成するよう、一意専心業務に精励しなければならない。」と定めている。

本学園の役員及び、評議員は、私立学校法及び寄附行為に従い選任されている。寄附行為第 12 条に「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。」、第 16 条第 2 項に「理事会は学校法人及び、学校法人の設置する教育機関における事業計画、予算編成をはじめとする全ての業務を決定し、その執行を監督する。」と規定している。最終意思決定機関である理事会及び理事会審議議案である法人及び教学事項に関する事前検討・協議を行う「常勤理事会」、諮問機関としての評議員会を私立学校法に則り、寄附行為に基づき設置している。常勤理事会の運営については「常勤理事会規程」に定めている。

又、寄附行為及び「高千穂学園監事監査規程」に則り、監事が監査を遂行している。

尚、常勤理事会は原則毎週 1 回開催、理事会は原則毎月 1 回開催、評議員会は原則年間 3 回開催している。

更に、高千穂大学ガバナンス・コードを制定し公表しており、又、教育情報・財務情報も本学ホームページに公表している。

【エビテンス集(資料編)】

【資料 5-1-1】 学校法人高千穂学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-1-2】 高千穂大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 5-1-3】 高千穂大学大学院学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 5-1-4】 常勤理事会規程

【資料 5-1-5】 高千穂学園監事監査規程

【資料 5-1-6】 学校法人高千穂学園就業規則

【資料 5-1-7】 学校法人高千穂学園組織倫理規程

【資料 5-1-8】 高千穂大学ガバナンス・コード

【資料 5-1-9】 本学ホームページ (情報公開)

<https://www.takachiho.jp/outline/disclosure.html>

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学の使命・目的は、本学学則第 1 条第 2 項に「本学は創立者の建学の精神・教育理念を継承し、人間科学、商学および経営に関する学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的および応用能力を展開させ、国際的視野にたつ有為の人材を育成すること」と定めている。この使命・目的を実現するために、これまで第 8 期にわたる中期経営計画(各 5 年毎)を作成し、これに基づいた理事長の各年度予算編成方針と重点事項指示により、各委員会と各事務部門が協力し、事業計画書及び、予算書の作成を行っている。この事業計画書と予算書を策定するために、当該年度の実施状況を取りまとめた事業報告書を同時に作成することにより、毎年度 2 月上旬、約 1 週間～10 日間に亘り、理事会主催によるヒアリングのもと、全ての教学委員会、事務部門の点検評価が行われ大学使命・目的の実現に向けた継続的努力がなされている。

【エビテンス集(資料編)】

【資料 5-1-10】 第 8 期中期経営計画 【資料 1-2-6】 と同じ

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、省資源、省エネルギーの重要性から、使用エネルギーの節減について啓発するとともに、空調の集中管理により抑制に努めている。CO2 削減や節電対策として、5 月から 10 月まで夏季期間の室温を 28 度に設定し、クールビズについても毎年度実行している。これらの取り組みは教職員と学生の協力により効果を挙げている。

人権への配慮としては、「高千穂学園ハラスメントの防止に関する規程」により、全ての学生及び教職員が個人として尊重されるよう、修学、就労、教育及び研究のための快適な環境を維持するための必要な事項を定めている。その他、「高千穂学園公益通報者保護規程」、「高千穂学園個人情報の保護に関する規程」も整備している。

学生及び教職員等の安全確保のために「高千穂学園防災等危機管理規程」を制定し、学校現場の危機について予防管理や危機対応等の行動規範を定め、学校法人の社会的責任を果たしている。安全管理については、消防計画書に従い、火災、災害の予防ならびに生命身体安全確保及び災害による被害の軽減に努めている。防災訓練は学生、教職員一体と

なって毎年度行っている。令和5（2023）年度は2023年9月22日（金）に実施した。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-1-11】 高千穂学園ハラスメントの防止に関する規程

【資料 5-1-12】 高千穂学園ハラスメント倫理委員会規程

【資料 5-1-13】 高千穂学園公益通報者保護規程

【資料 5-1-14】 高千穂学園個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-15】 高千穂学園防災等危機管理規程

【資料 5-1-16】 避難（消防）訓練の実施について

【資料 5-1-17】 自衛消防訓練実施結果記録書

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

(1) 経営の規律及び誠実性、(2) 使命・目的の実現に向けての組織的努力、(3) 環境保全、人権、安全への配慮についても関連諸法令に準拠しつつ学内諸規程を整備し、それ等を遵守する旨、確認している。今後も経営の規律と誠実性の維持に努める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

前述のとおり、本学校法人における寄附行為は私立学校法第 36 条第 2 項に則り、第 16 条第 2 項において「理事会は、本法人及び、本法人の設置する教育機関における事業計画、予算編成をはじめとするすべての業務を決し、その事業の執行を監督する」と規定している。（平成 28 年 6 月 20 日、文部科学大臣認可の日）

又、私立学校法第 37 条第 1 項において、「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する」とされ、本学校法人寄附行為においても、第 12 条第 1 項において、同一内容にて、理事長の職務を明確にしている。（平成 28 年 6 月 20 日、文部科学大臣認可の日）

私立学校法・学校教育法等に準拠し条文化されている本法人の寄附行為及び学則等各種規程は、本学園創立者による「建学の精神・教育理念」（学則第 1 条第 1 項）、「学校法人の使命・目的」（寄附行為第 4 条）及び「大学の使命・目的」（学則第 1 条第 2 項）等を適切に実現するための学内責任・権限体系を明確にすることを目的に策定されたものである。

法人部門及び、教学部門における全ての諸活動は、この学内責任・権限体系に基づき、理事会において 5 年毎に策定される中期経営計画と、この中期経営計画のもとで各教学委員会、各事務部門共同のもと作成され、最終的に理事会・評議員会にて決定される各年度別事業計画に則り遂行されている。

特に毎週 1 回開催される常勤理事会において、中期経営計画及び、それに立脚し作成さ

れる年度別事業計画の月別執行状況について、教学部門及び法人部門ともに検討され、全ての学内業務に関する最終決定をなすために、毎月1回開催される理事会に臨むこととなる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-2-1】 学校法人高千穂学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-2-2】 高千穂大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 5-2-3】 第8期中期経営計画 【資料 1-2-6】 と同じ

(3) 5-2 の改善・向上方策 (将来計画)

上記 5-1 同様、私学高等教育機関に要請される関連諸法令に準拠しつつ、学内諸規程を整理している。理事会機能についても整備されており、今後も現行体制を継続しつつ、検討も重ねる。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学校法人高千穂学園寄附行為第12条第1項において、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と、理事長の職務は、明確に規程化されている。又、第16条第2項において、「理事会は、学校法人及び学校法人の設置する教育機関における事業計画、予算編成をはじめとする全ての業務を決し、その事業の執行を監督する」と、理事会が本学校法人の全ての業務を決し、その事業の執行を監督することも条文化されている。

この上記、両規程に基づき理事会、大学連合教授会・学部教授会・大学院研究科委員会及び事務組織の各学内諸機関が各々の機能を担いつつ、密接なコミュニケーションをとれるよう、これら学内諸組織の規程が体系的に編成されている。

理事会、大学連合教授会・学部教授会・大学院研究科委員会及び、事務組織における部長会・課長会は、各々原則月1回開催されている。この原則月1回開催される理事会・連合教授会・学部教授会・大学院研究科委員会・部長会及び課長会における審議・報告事項のうち、毎月1回開催される理事会において最終的に審議・決定されなければならない諸事案は、毎週1回開催される常勤理事会にて確認され、理事会に臨むこととなる。

常勤理事会のメンバーは、理事長及び学長と理事長の指名する理事数名から構成されている。(常勤理事会規程による)

尚、平成27(2015)年度より「大学活性化対策提案制度」を実施し、学内専任・任期付職員の方々より、大学教学領域を中心とした意見を募集することを開始した。

【エビテンス集(資料編)】

- 【資料 5-3-1】 学校法人高千穂学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 5-3-2】 常勤理事会規程 【資料 5-1-4】 と同じ
- 【資料 5-3-3】 高千穂大学学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 5-3-4】 高千穂学園監事監査規程 【資料 5-1-5】 と同じ
- 【資料 5-3-5】 「大学活性化対策提案制度」について

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

平成 28(2016)年 6 月 1 日役員改選時、監事 2 人のうち、1 人を常勤監事として任命することとした。現行常勤理事会規程では、常勤監事は正式な常勤理事会メンバーとして規程化されていないが、任意にてほぼ毎週 1 回開催される常勤理事会に出席している。前述のとおり、常勤理事会は、学内諸機関において審議される諸事項のうち、最終的に理事会において審議・決定されることとなる中期経営計画及び法人、大学における当該年度別事業計画に基づく月別執行状況に関する原案作成を主たる機能としているため、この作業内容・作業過程についての適切な判断と機能性が図られるよう努めている。

この毎週 1 回開催される常勤理事会の機能化により、法人と大学の相互チェックが図られることになる。

評議員は、寄附行為第 21 条に「評議員会は、30 人の評議員をもって組織する」と定めている。令和 5 (2023) 年度中に開催された 6 回 (通常は原則年 3 回) の評議員会の出席状況は実出席率 95.5% (委任状出席を含めると 100%) であり、適切に運営されている。

【エビテンス集(資料編)】

- 【資料 5-3-6】 学校法人高千穂学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 5-3-7】 理事会・評議員会出席状況

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

上記 5-3-①、及び、5-3-②にみるとおり、学内組織全体の管理運営、あるいは、学内各管理運営機関 (理事会・評議員会・監事) の相互チェックは、上位法規である私立学校法、学校教育法等に準拠し、学内寄附行為を明確に規程化している。かつ、本寄附行為に基づき理事会、評議員会等は適切に運営されており、今後も適切な運営に努める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園は、令和元 (2019) 年 11 月に「第 8 期中期経営計画 (2020 年度～2024 年度)」を策定し、その中で学園財政健全化の基盤は入学定員・収容定員確保による「学生生徒納付

金」に帰するとし、入学者・入園者目標を大学3学部は文部科学省認可定員の1.0倍550名から1.1倍605名、大学院修士課程は同省認可定員40名の内20名から30名、幼稚園は新入園児100名から105名と設定し、人件費比率（学園全体）は事業活動収入に対し約50%とすることとした。

この中期経営計画に基づいた単年度の予算編成方針を評議員会に諮問し、理事会にて審議決定している。各予算単位・部署は、この予算編成方針に沿った事業計画案・予算案を作成している。作成された事業計画案・予算案については、理事会主催による毎年度2月上旬、約1週間～10日間に亘り実施されるヒアリングを行い、その結果を踏まえて学園の事業計画及び予算書案が毎年度三月に開催される評議員会にて諮問され、理事会にて審議・決定されることとなる。その結果は、全専任・任期付教職員へメール配信され、周知している。

第8期中期経営計画期間の令和2（2020）年度から令和5（2023）年度の各決算において基本金組入前収支差額は収入超過、人件費比率は概ね50%以下となっており適切な財務運営を行っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料5-4-1】第8期中期経営計画 【資料1-2-6】と同じ

【資料5-4-2】2024年度予算編成方針 【資料1-2-7】と同じ

【資料5-4-3】2024年度事業計画・予算について

【資料5-4-4】エビデンス集（データ編）【表5-2】【表5-3】【表5-4】

【資料5-4-5】2024年度予算ヒアリング日程

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園の財務状況は、令和4（2021）年度末の貸借対照表関係財務比率では、純資産構成比率は89.3%であり自己財源は充実しており財政的には安定している。負債比率は11.8%と低く安定した財務基盤を確立できている。収支バランスについては、直近5年間は大学及び幼稚園において収容定員を充足したことにより安定した学生生徒等納付金収入を得ることができ、当年度収支差額は収入超過となっており、収支バランスの確保もできている。

資金運用については、「高千穂学園資金用規程」に則り、安全性を重視した運用に努めている。資産運用状況については、毎月行われる（8月除く）定例理事会に報告している。

科学研究費補助金の応募・採択状況は、令和5（2023）年度は新規採択2件、継続9件であった。

【エビデンス集(資料編)】

【資料5-4-6】エビデンス集（データ編）【表5-2】【表5-3】【表5-4】

【資料5-4-4】と同じ

【資料5-4-7】学校法人高千穂学園資金用規程

【資料5-4-8】2023年度3月度定例理事会議事録

【資料5-4-9】科学研究費採択状況

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

収支バランスについては、令和4（2022）年度入学定員割れ（約96%）となったが、経費削減に努め、収入超過は確保されている。しかし今後も入学者の定員割れが続くとすれば、収支の悪化は避けられないこととなる。

今後も安定した財務基盤の確立と収支のバランスを確保するためには、入学定員の充足が不可欠であり、そのことも踏まえて第9期中期経営計画の検討・策定を行う。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準に準拠した「学校法人高千穂学園経理規程」「学校法人高千穂学園固定資産・物品管理規程」「学校法人高千穂学園予算の執行に関する取扱基準」等諸規程に則り適切に行われている。経理処理において、不明な点や判断が難しい点があれば、公認会計士、日本私立学校振興・共済事業団等に問合せ、適切な指導・助言を受けて対応している。

予算編成については、理事会策定の予算編成方針に基づき、各予算単位・部署が原案を作成し、理事会によるヒアリングを経て学園の事業計画・予算を作成している。当初予算と著しくかい離がある決算額の科目については補正予算を編成している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-5-1】 学校法人高千穂学園経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人高千穂学園固定資産・物品管理規程

【資料 5-5-3】 学校法人高千穂学園予算の執行に関する取扱基準

【資料 5-5-4】 学校法人高千穂学園資金運用規程 【資料 5-4-7】 と同じ

【資料 5-5-5】 2024 年度予算編成方針 【資料 5-4-2】 と同じ

【資料 5-5-6】 2024 年度予算書

【資料 5-5-7】 2023 年度補正予算書

【資料 5-5-8】 2023 年度 3 月定例理事会、評議員会議事録

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査体制は、監査法人による会計監査及び監事による監査を実施している。監査法人による会計監査は毎年度 10 日程度、概ね 6 人体制で実施され、令和 5(2023)年度は 6 人、延べ 42 日実施された。5 月の決算監査時には公認会計士と理事長、監事との意見交換が行われている。

監事は、理事会、評議員会に出席し法人の財産の状況、理事の業務執行状況が適切に行われているか監査している。監事のうち 1 人は常勤であり、毎週行われる常勤理事会に出

席し、学長から教学に関する事項についても報告を受けている。監査結果については、毎年度5月に行われる理事会、評議員会において報告している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-5-9】 監査人による監査報告書

【資料 5-5-10】 監事監査報告書

【資料 5-5-11】 高千穂学園監事監査規程 【資料 5-1-5】 と同じ

【資料 5-5-12】 監査人・理事長・監事ディスカッション記録

【資料 5-5-13】 常勤理事会議事録

【資料 5-5-14】 2023 年度 5 月度定例理事会、評議員会議事録

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理、監査法人及び監事による監査は適切に行われており、今後も継続していく。加えて、内部監査の体制について検討し、監査体制を整備していく。

【基準 5 の自己評価】

中長期計画（現在、第 8 期中期経営計画（2020 年度～2024 年度））に基づき各単年度の事業計画・予算編成を行い、かつ、各単年度の事業報告・決算をもって単年度毎の組織全体における PDCA サイクルを実践している。この一連の作業は、本学寄附行為を中心とする各種諸規程に則り展開されている。すなわち、基準 5 に要請される「経営・管理と財務」についても上記 5-1、5-2、5-3、5-4 及び 5-5 にみるとおり、私学高等教育機関として適切な運営がなされていると思料する。

ただし、今日の小規模私立大学を中心とする入学定員の未充足化傾向は、本学においても同様の課題である。妙案・特効薬はあるわけではなく、入試制度の変更等、種々工夫を続けているが、今後さらなる検討を進めていくこととする。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「高千穂大学学則」第 3 条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」、又、「高千穂大学大学院学則」第 4 条に「本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。」と明示したうえ、高千穂大学自己点検評価委員会規程を制定し、内部質保証に関する全学的な方針として「高千穂大学内部質保証に関する方針」を定めるとともに、当該機能を自己点検運営委員会（常勤理事会）が担うこととしている。

この内部質保証のための恒常的な組織体制は、理事長を委員長とし、学長、常勤理事等により構成されている。

更に、高千穂大学自己点検評価委員会規程第5条第2項（ア）において、教学事項自己点検実施委員会は、内部質保証の視点から三つのポリシーを踏まえた教学 PDCA の機能性を高め、学修成果等を適切に点検・評価すると定められ、教学事項自己点検実施委員会の委員長である学長は毎週開催される常勤理事会にて、会議の内容を報告することとされている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-1-1】 高千穂大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 6-1-2】 高千穂大学大学院学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 6-1-3】 高千穂大学自己点検評価委員会規程

【資料 6-1-4】 本学ホームページ（高千穂大学内部質保証に関する方針）

https://www.takachiho.jp/library/PDF/somu/Internal_Quality_Assurance.pdf

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記「6-1 の自己判定の理由」にみるとおり、本学は理事会のもとに、(1) 自己点検運営委員会、及び、(2) 自己点検実施委員会を設け、組織全体としての内部質保証に関する組織・責任体制を構築している。更に、自己点検実施委員会の1つとして教学事項自己点検実施委員会を置き、内部質保証の1つである学生質保証に関する機能を担うこととしている。

今後も、上記両委員会の連携を図るため、更なる組織体制の整備を進めていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、以下のように実施している。

本学は「建学の精神・教育理念」、「大学の使命・目的」及び、「学部・大学院の教育目的」を念頭に5年毎の中期経営計画を策定し、この中期経営計画に基づき、年度毎の予算編成方針を作成している。

学内全ての教学系委員会及び事務部門は、1年間に亘る点検・評価を踏まえた当年度事業報告・推定決算書を作成するとともに、上記年度別予算編成方針に立脚した次年度事業計画案・希望予算案を策定する。

策定された当年度事業報告・推定決算書・次年度事業計画案・希望予算案は、毎年2月初旬より約1週間から10日間に亘り実施される理事会主催の「予算ヒアリング」において理事長、学長及び理事出席のもと、説明し、審議が行われることになる。この「予算ヒアリング」に至るまで、1年間に亘り毎週開催される常勤理事会において法人・教学全ての事項についての協議が実施され、毎月1回開催される理事会にて審議・決定されることとなる。

そのうえで、本学の事業計画・予算はこの「予算ヒアリング」における審議内容を踏まえて、毎年3月に開催される評議員会において諮問され、理事会において審議・決定されることとなる。

又、事業報告・決算については、毎年5月に行われる理事会において審議・決定されたうえ、評議員会に報告のうえ、財務情報とともに大学HPに掲載し内外に公表されている。

【エビテンス集(資料編)】

【資料 6-2-1】 第8期中期経営計画 【資料 1-2-6】 と同じ

【資料 6-2-2】 2024年度予算ヒアリング日程 【資料 5-4-5】 と同じ

【資料 6-2-3】 2023年度3月度定例理事会、評議員会議事録 【資料 5-5-8】 と同じ

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学のIRについては、理事会のもとに理事長、理事、専任教育職員、事務部門部長等で構成されるIR委員会を設け、総務課がIRに関する業務を担当している。

IR委員会は、入試形態別出席・成績状況、除籍・退学者状況等のデータを分析し、その結果を学長に報告することにより学生指導等の参考に活用している。特に、各事務部門にて保有されている教務データ、学生データ、就職データ、入試データを連結させることにより、除籍・退学率の削減、あるいは、授業内容・方法の改善等にも積極的に利用して頂く方針のもと、作業を進めている。

【エビテンス集(資料編)】

【資料 6-2-4】 IR委員会記録

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証を実現するための自主的・自律的な自己点検評価は、6-1「内部質保証の組織体制」において、既述した通り、理事会による企画・立案の下、自己点検運営委員会及び自己点検実施委員会を中心に適切実施されている。又、IR委員会において分析される各種教学系データは、特に、除籍・退学者削減対策、成績向上化対策等に活用されるよう作業を重ねている。内部質保証の主たる対象の1つである学生質保証の更なる向上に留意しつつ、今後もIR委員会による分析結果を参考とし、教学部門との情報共有に基づく連携を機能化させていくこととなる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組み

の確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルの仕組みは、図 6-3 に示すとおりであり、各機関がそれぞれの役割を果たすことにより円滑に機能している。

学部、大学院研究科は、三つのポリシーに基づき教育活動を実施し、この三つのポリシーを基本とした自己点検・評価を行っている。

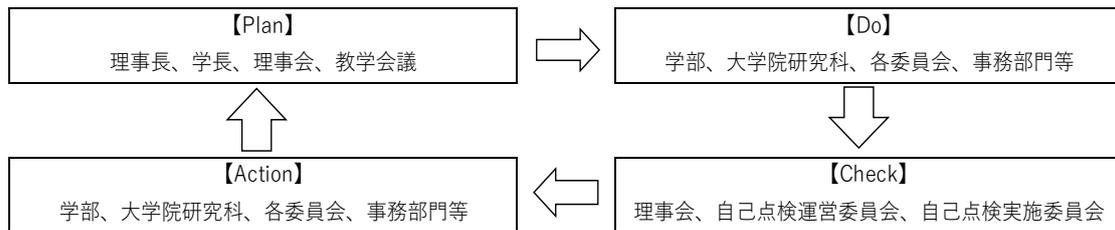


図6-3 本学のPDCAサイクル

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-3-1】 本学ホームページ（自己点検評価書）

<https://www.takachiho.jp/outline/evaluation.html>

【資料 6-3-2】 本学ホームページ（高千穂大学内部質保証に関する方針）

https://www.takachiho.jp/library/PDF/somu/Internal_Quality_Assurance.pdf 【資料 6-1-4】と同じ

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

6-1「内部質保証の「組織体制」及び、6-2「内部質保証のための点検・評価」を機能化させようための仕組みが図 6-3 に示す大学全体としての PDCA サイクルである。この PDCA サイクルにより、(1) 法人系内部質保証及び、(2) 教学系内部質保証が有機的連携を図り、私学高等教育機関としての使命を実現しており、今後もこの PDCA サイクルの更なる機能性を高める旨、検討を重ねていく。

【基準 6 の自己評価】

既述のとおり、本学の内部質保証の実施機関・目的・機能については、高千穂大学自己点検評価委員会規程を基本とし、特に学生に対する内部質保証については、本規程第 5 条第 2 項（ア）に明確に示されるとともに、このことは、高千穂大学内部質保証に関する方針及び担当委員会と連動しているものである。

又、毎週開催される常勤理事会において、法人・教学部門におけるあらゆる事案を協議し、毎月 1 回開催される理事会にて月毎の事案をまとめ審議・決定されている。この作業を 1 年間継続し、毎年 2 月に開催される理事会主催の「予算ヒアリング」にて検討のうえ、

次年度事業計画・予算、及び、当該年度事業報告・決算が審議・決定されるという組織全体としてのPDCAサイクルとともに内部質保証システムとしてのPDCAサイクルが構築されている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1. 社会貢献の推進

A-1-① 公開講座、授業公開、聴講生等

A-1-② 社会交流を目的とした寄付講座

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 公開講座、授業公開、聴講生等

本学の教育研究の成果を社会に提供する主たる方法として、公開講座、授業公開、杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会、寄付講座、聴講生制度を実施している。

・平成 29（2017）年度から令和 5（2023）年度のテーマは以下のとおりである。

（令和 2（2020）・令和 3（2021）年度はコロナ禍により開催せず）

平成 29(2017)年度「昔話の魅力」 延べ 642 人受講

平成 30(2018)年度「地域における身近な活動と身近な話題」 延べ 12 人受講

令和元(2019)年度「健康は目にきけ 「目と心の健康」」 延べ 157 人受講

令和 4(2022)年度「今、子どもの育ちと幸福を考える」 延べ 53 人受講

令和 5(2023)年度「変動の時代の金融・経済を考える」 延べ 31 人受講

・授業公開(特別総合科目)の近年のテーマは以下のとおりである。

（令和 2（2020）・令和 3（2021）年度はコロナ禍により開催せず）

平成 29(2017)年度

「春学期、心理学・脳科学の入門から発展まで：心を様々な角度から眺めるために」

延べ 420 人受講

「秋学期、心の生態学－21 世紀の心理学のフロント、心のはたらきを環境との関係のなかで考える－」

延べ 842 人受講

平成 30(2018)年度「春学期、日本経済アラカルト」

延べ 554 人受講

「秋学期、人、ヒト、ひと」

延べ 746 人受講

令和元(2019)年度「春学期、経営と情報」

延べ 465 人受講

「秋学期、会計をめぐる諸問題」

延べ 475 人受講

令和 4(2022)年度「秋学期、経済環境の変化と会計・税務」 延べ 5 人受講

令和 5(2023)年度「春学期、子どもの未来－子どもが夢を持ち続けられる社会の実現を探る－」

延べ 357 人受講

「秋学期、消費生活と法」

延べ 417 人受講

これらは、杉並区教育委員会後援講座として実施し、杉並区民を受講者として受け入れている。

又、杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会は、平成 16(2004)年 10 月に杉並区と女子美術大学・短期大学部、高千穂大学、東京立正短期大学、明治大学、立教女子短期大学の区内 5 大学・短期大学の間で「杉並区と区内高等教育機関との連携協働に関する

る包括協定」を締結した。この包括協定は、相互の人的、知的、物的資源の交流・活用を図ることで、区民の生涯学習の支援を行うとともに、教育、文化、まちづくりなどの分野で相互に協力し、地域の発展と交流、人材育成に寄与することが目的である。包括協定の締結により連携協働推進協議会を設置し、定期的に意見交換を行ない、毎年度その時々での社会の課題をテーマとした連携講座、シンポジウムを開催し、各大学の研究者が講師として担当している。

聴講生制度には近隣住民の方々が教養の修得、企業の定年退職者の方々が最近の理論を再度勉強することを目的に、平成 29(2017)年度 2 人、平成 30(2018)年度 2 人、令和元(2019)年度 2 人、令和 5(2023)年度 2 人が受講している。

公開講座は本学創立 80 周年行事として開始された。無料の公開教養講座であり受講者は 200 人を超えていたが、現在は同様の無料講座が他に多数あり受講者も、やや減少している。公開講座は、1 日 2 コマ開講し、2 日間から 5 日間の計 4 コマ～10 コマの開催としている。

一方、授業公開(特別総合科目)は毎回 150 人を超える申し込みがあり、抽選となる時もある。特別総合科目は授業科目であり、受講者にとっては約 4 か月間受講できることが魅力とのことである。今後は、内容と開催期間も検討したい。

A-1-② 社会交流を目的とした寄付講座

本学は、平成 18(2006)年に当時・社団法人日本セルフ・サービス協会のご配慮により、本学への寄付講座を開講していただいた。

その後、同協会が一般社団法人全国スーパーマーケット協会となられてからも同協会関係者のご配慮により、継続開講をしていただいている。平成 28(2016)年は寄付講座 10 周年を迎えることができた。

毎年度春または秋学期の半年間を経営学特殊講義として、「食に関わる企業活動および企業の人材活用、あるいは食に関するビジネスの発展と展開等」のテーマにより、経営者、実務者等の講義をいただき、毎回 10 人の講師、10 回の計 100 人による講演を実施している。

本講座は学生の他に区民の受講者 100 人を受け入れており、これまで 10 年間の受講者状況は以下のとおりである。

平成 24(2012)年度「延べ受講者 819 人」
平成 25(2013)年度「延べ受講者 736 人」
平成 26(2014)年度「延べ受講者 736 人」
平成 27(2015)年度「延べ受講者 580 人」
平成 28(2016)年度「延べ受講者 616 人」
平成 29(2017)年度「延べ受講者 1,148 人」
平成 30(2018)年度「延べ受講者 941 人」
令和元(2019)年度「延べ受講者 988 人」
令和 4(2022)年度「延べ受講者 844 人」
令和 5(2023)年度「延べ受講者 927 人」

一般社団法人全国スーパーマーケット協会による「寄付講座」は、地域住民の方々にも

大変好評である。又、本学が高千穂高等商業学校開設以来、今日まで長く商業教育に従事してきたことを考えると、同協会によるこの寄付講座は心より感謝申し上げる次第である。

【エビテンス集(資料編)】

【資料A-1-1】 高千穂大学公開講座

【資料A-1-2】 高千穂大学授業公開(特別総合科目)

【資料A-1-3】 聴講生に関する規程

【資料A-1-4】 杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会

【資料A-1-5】 一般社団法人全国スーパーマーケット協会「寄付講座」

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

本寄付講座においては、やや在学生の受講が少ないため(約 30 人)、今後は、講座内容に関係するゼミナール等にも働きかけ受講者の増加を図りたい。一方、公開講座は創立 80 周年を契機に開講し既に 40 年を経過している。杉並区教育委員会および杉並区民の方々からも好評を頂いており、区民の方々の要望を取り入れたテーマ設定も検討していきたいと考えている。

【基準 A の自己評価】

大学の一つの使命である社会貢献について、公開講座、授業公開などは本学創立 80 周年記念行事として開始してきた。寄付講座については、一般社団法人全国スーパーマーケット協会のご高配により毎年 1 回で 15 回に渡る実施をして、地域住民の方々から次回の要望が伝えられるなど地域との密着した関係となっている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「学校法人高千穂学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）第 4 条、「高千穂大学学則」（以下「学則」という）第 1 条に定め、遵守している	1-1
第 85 条	○	「寄附行為第」第 5 条(1)、「学則」第 4 条に定めている。	1-2
第 87 条	○	修業年限は「学則」第 17 条に定めている。	3-1
第 88 条	○	編入学は「学則」第 30 条に定めている。	3-1
第 89 条	—	修業年限未満の卒業を認めていないため該当しない。	3-1
第 90 条	○	入学資格は「学則」第 25 条に定めている。	2-1
第 92 条	○	職員組織について「学則」第 48 条に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会について「学則」第 50 条に定めている。	4-1
第 104 条	○	学位について「学則」第 22 条に定めている。	3-1
第 105 条	—	特別の課程編成は設置していないため、該当しない。	3-1
第 108 条	—	該当なし（本学は短期大学に当てはまらない。）	2-1
第 109 条	○	「学則」第 3 条及び「高千穂大学自己点検評価委員会規程」に定めている。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動等の状況については本学ホームページにて公表している。	3-2
第 114 条	○	職員組織について「学則」第 48 条に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	編入学については「学則」第 30 条及び「編入学に関する規程」に定めている。	2-1
第 132 条	○	編入学については「学則」第 30 条及び「編入学に関する規程」に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	全て学則に明記されている。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿、学業成績に関する書類、健康診断結果等を適切に管理している。	3-2
第 26 条	○	学生の懲戒について「学則」第 55 条及び第 56 条に定めている。	4-1

高千穂大学

第5項			
第28条	○	各担当部署にて備え、一定期間保管し管理している。保管期間は「高千穂学園文書取扱い規程」にて規定している。	3-2
第143条	○	「学則」第50条及び高千穂大学連合教授会運営規程に定めている。	4-1
第146条	○	「学則」第17条、第19条、第29条、第30条及び第31条、「再入学に関する規程」、編「入学に関する規程」、「科目等履修生」に関する規程に定めている。	3-1
第147条	—	修業年限未滿の卒業を認めていないため該当しない。	3-1
第148条	—	修業年限が4年を超える学部を設置していないため該当しない。	3-1
第149条	—	修業年限未滿の卒業を認めていないため該当しない。	3-1
第150条	○	入学資格について「学則」第25条に定めている。	2-1
第151条	—	該当なし（飛び級入学に関する制度はない。）	2-1
第152条	—	該当なし（飛び級入学に関する制度はない。）	2-1
第153条	—	該当なし（飛び級入学に関する制度はない。）	2-1
第154条	—	該当なし（飛び級入学に関する制度はない。）	2-1
第161条	○	編入学については「学則」第30条及び「編入学に関する規程」に定めている。	2-1
第162条	○	編入学については「学則」第30条及び「編入学に関する規程」に定めている。	2-1
第163条	○	学年の始期及び終期については「学則」第5条に定めている。	3-2
第163条の2	○	「科目等履修生に関する規程」に定めている。	3-1
第164条	—	該当なし（特別の課程は設けていない）	3-1
第165条の2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを大学全体で定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	「学則」第3条及び「高千穂大学自己点検評価委員会規程」に定めている。	6-2
第172条の2	○	教育研究活動等の状況については本学ホームページにて公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	卒業認定及び学位について「学則」第21条、第22条に定めている。	3-1
第178条	○	編入学については「学則」第30条及び「編入学に関する規程」に定めている。	2-1

高千穂大学

第 186 条	○	「編入学に関する規程」及び「転学部・転学科・転専攻・転コース」に関する規程に定めている。	2-1
---------	---	--	-----

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法及びその他の法令を遵守し、大学設置基準を基準として、向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	「寄附行為」第 4 条、「学則」第 1 条に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜については「学則」第 26 条、「大学案内」、「学生募集要項」において適切な体制を整えている。	2-1
第 3 条	○	学部・学科については「寄附行為」第 5 条(1)及び「学則」第 4 条に定めている。	1-2
第 4 条	○	学部・学科については「寄附行為」第 5 条(1)及び「学則」第 4 条に定めている。	1-2
第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	—	該当なし（学部以外の基本組織を設置していない。）	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	「学則」第 48 条、「学長選出規程」、「学長解任規程」、「副学長、学部長、大学院研究科長、大学各種委員会委員長（含、各種所長）・各種常任委員及び大学院各部長選出規程」を定め、適切な体制を整えている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要科目については、原則専任教育職員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員は配置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	設置基準に基づき配置している。	3-2 4-2
第 11 条	○	授業内容及び方法の改善を図るため、全学での FD・SD 研修や授業評価アンケート等の実施を行っている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	「学長選出規程」に定めている。	4-1

高千穂大学

第 13 条	○	「高千穂大学教員資格審査規程」第 3 条（教授）に定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	「高千穂大学教員資格審査規程」第 4 条（准教授）に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	「高千穂大学教員資格審査規程」第 8 条（兼任講師）に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	「高千穂大学教員資格審査規程」第 5 条（助教）に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	「高千穂大学教員資格審査規程」第 6 条（助手）に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学部、学科の定員については「学則」第 4 条に定めている。	2-1
第 19 条	○	「学則」第 8 条、第 9 条に定め、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当しない（連携開設科目は開設していない。）	3-2
第 20 条	○	「学則」第 8 条に定め、別表 1 に区分及び科目名を明記している。	3-2
第 21 条	○	単位について「学則」第 8 条、第 9 条に定めている。	3-1
第 22 条	○	授業期間について「学則」第 10 条に定めている。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間について「学則」第 11 条に定めている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、教育効果を十分に上げられるよう適切な人数で実施している。	2-5
第 25 条	○	各授業の方法及び内容についてはシラバスに明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目ごとにシラバスに明示している。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制は行っていないため、該当しない。	3-2
第 27 条	○	単位については「学則」第 9 条、第 14 条に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	履修要項に明記している。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は開設していないため、該当しない。	3-1
第 28 条	○	「学則」第 19 条の 2（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）に定めている。	3-1
第 29 条	○	「学則」第 19 条の 2（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）に定めている。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については「学則」第 19 条の 1 に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない（長期にわたる履修制度を設けてない。）	3-2
第 31 条	○	「学則」第 31 条及び「科目等履修生に関する規程」に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業要件について「学則」第 18 条に定めている。	3-1
第 33 条	—	該当しない（授業時間制の適用がないため。）	3-1
第 34 条	○	校地について、大学設置基準の要件を満たしている。	2-5

高千穂大学

第 35 条	○	運動場等について、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 36 条	○	校舎について、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条	○	校地の面積について、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積について、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館の資料及び図書館等について適正に備えている。	2-5
第 39 条	—	該当学部、学科の設置なし。	2-5
第 39 条の 2	—	該当学部、学科の設置なし。	2-5
第 40 条	○	設置基準に基づき整備のうえ、遵守している。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境整備に必要な経費を確保し、設備を整えている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は教育研究上適切である。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程実施基本組織を設置していない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を設けていない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設けていない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設けていない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設けていない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設けていない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設けていない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設けていない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設けていない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設けていない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設けていない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を設置していない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を設置していない。	3-1
第 45 条	—	共同学科を設置していない。	3-1
第 46 条	—	共同学科を設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同学科を設置していない。	2-5
第 48 条	—	共同学科を設置していない。	2-5
第 49 条	—	共同学科を設置していない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科等を設置していない。	1-2
第 59 条	—	学部を置くことなく大学院を置いている大学ではない。	2-5
第 61 条	—	新たな大学等を設置、又は薬学課程を設置する予定がないので、段階的整備を必要としない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位の授与については「学則」第 22 条に定めている。	3-1
第 10 条	○	学位の名称については「学則」第 22 条に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置していない。	3-1
第 13 条	○	「学則」第 18 条及び第 22 条に定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については中期計画、ガバナンス・コードを定め教育の質の向上及び運営の透明化を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法に基づき、理事、監事、評議員、職員等に特別な利益を供与していない	5-1
第 33 条の 2	○	「寄附行為」第 38 条に定めるとおり、事務局に備置き、閲覧が可能である。	5-1
第 35 条	○	「寄附行為」第 6 条に役員について定め、理事 11 人、監事 2 人を置いている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	役員は「寄附行為」第 6 条（役員）、第 7 条（理事の選任）に基づいて適切に選任され、委任については寄附行為第 18 条（業務の決定の委任）に定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については「寄附行為」第 17 条（理事会）に定めている。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については「寄附行為」第 12 条（理事長の職務）、第 13 条（常勤理事の職務）、第 14 条（理事の代表権の制限）、第 15 条（理事長の職務の代理及び代行）、第 16 条（監事の職務）に定められている。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については「寄附行為」第 7 条（理事の選任）、第 8 条（監事の選任）に定められている。	5-2
第 39 条	○	監事の兼職禁止については「寄附行為」第 8 条（監事の選任）に定められている。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については「寄附行為」第 10 条（役員の補充）に定められている。	5-2
第 41 条	○	評議員会については「寄附行為」第 21 条（評議員会）に定められている。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項については「寄附行為」第 23 条（諮問事項）に定められている。同上各号の事項については、理事長は評議員会の意見を聴いている。	5-3

高千穂大学

第 43 条	○	評議員会の意見具申等については「寄附行為」第 24 条（評議員会の意見具申等）に定められている。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については「寄附行為」第 25 条（評議員の選任）に定められている。	5-3
第 44 条の 2	○	役員为学校法人に対する損害賠償の責任について、ガバナンス・コード第 2 章 2-1 に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償の責任について、ガバナンス・コード第 2 章 2-1-定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任について、ガバナンス・コード第 2 章 2-1 に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法 44 条の 5 の規定を踏まえ、適正に対処している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更については「寄附行為」第 46 条に定められており、文部科学大臣の認可を受けることを定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については「寄附行為」第 35 条 に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告は「寄附行為」第 37 条に定めている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧は「寄附行為」第 38 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬等は「寄附行為」第 40 条及び「高千穂学園役員報酬規程」に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度は「寄附行為」第 42 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表は「寄附行為」第 39 条に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院の目的について、高千穂大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 3 条に定めている。	1-1
第 100 条	○	研究科の設置については「大学院学則」第 2 条に定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院への入学資格は「大学院学則」第 12 条に定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院修士過程への入学資格は「大学院学則」第 12 条第 1 項に定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院博士後期課程への入学資格は「大学院学則」第 12 条第 2 項	2-1

高千穂大学

		に定めている。	
第 157 条	—	該当なし（学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを実施していない。）	2-1
第 158 条	—	該当なし（学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを実施していない。）	2-1
第 159 条	—	該当する課程を設置していない。	2-1
第 160 条	—	該当する課程を設置していない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準の定める必要事項を満たすため大学院学則を定め、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院の教育目的について「大学院学則」第 3 条に定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院の入学者選抜については「大学院学則」第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条に定めている。	2-1
第 2 条	○	大学院の課程については「大学院学則」第 2 条に定めている。	1-2
第 2 条の 2	○	昼夜開講制として修士課程に夜間コースを設置している。	1-2
第 3 条	○	修士課程の目的、修業年限については「大学院学則」第 3 条に定めている。	1-2
第 4 条	○	博士課程の目的、修業年限については「大学院学則」第 3 条に定めている。	1-2
第 5 条	○	「大学院学則」第 2 条、第 3 条に定めている。	1-2
第 6 条	○	「大学院学則」第 2 条、第 3 条に定めている。	1-2
第 7 条	○	研究科と学部は適切に連携を図り、目的に相応しいものとなるように配慮している。	1-2
第 7 条の 2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	研究科以外の基本組織を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院設置基準に基づき、適性に教員及び事務職員を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2

高千穂大学

			4-3
第 9 条	○	大学院設置基準に基づき、分野に応じた必要な教員を配置している。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	授業内容及び方法の改善を図るため、全学での FD・SD 研修や大学院授業評価アンケートの実施を行っている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	収容定員については「大学院学則」第 3 条に定めている。	2-1
第 11 条	○	教育課程の編成については、大学院カリキュラム・ポリシーに基づき編成し、「大学院学則」第 6 条別表 1 に授業科目及び単位数を定めている。	3-2
第 12 条	○	授業及び研究指導についてはシラバスに明記し、指導が行われている。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導については、大学院設置基準 9 条を満たす教員により研究指導がなされている	2-2 3-2
第 14 条	○	教育方法の特例については、社会人学生の学習の便を図るため、夜間及び土曜日、日曜日に授業及び研究指導を実施している。	3-2
第 14 条の 2	○	各授業及び研究指導の方法及び内容についてはシラバスに明示している。	3-1
第 15 条	○	各授業科目の単位、授業日数、授業期間、課程の修了要件等、大学院設置基準を準用し、適切に運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件は「大学院学則」第 16 条第 1 項に定めている。	3-1
第 17 条	○	博士課程の修了要件は「大学院学則」第 16 条第 2 項に定めている。	3-1
第 19 条	○	大学院設置基準に基づき、講義室、研究室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	大学院設置基準に基づき、教育研究上必要な機械・器具等について備えている。	2-5
第 21 条	○	大学院設置基準に基づき、教育研究上必要な図書等の資料を備えている。	2-5
第 22 条	○	必要に応じて施設及び設備について学部と共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究環境整備に必要な経費を確保し、設備を整えている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科名、専攻名は教育研究上適切である。	1-1
第 23 条	—	独立大学院を設置していない。	1-1 1-2

高千穂大学

第 24 条	—	独立大学院を設置していない。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連携課程実施基本組織を設置していない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を設置していない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を設置していない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を設置していない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を設置していない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設置していない。	4-2
第 42 条	○	学会発表や論文発表等、博士後期課程修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会を設け、また情報提供している。	2-3
第 43 条	○	経済的負担の軽減を図るための措置として奨学金等について「大学院要項」に記載している。	2-4
第 45 条	—	外国に研究科を設置していない。	1-2
第 46 条	—	新たに大学院等を設置することはなく、段階的整備を必要としない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2

高千穂大学

			3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1

高千穂大学

第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の「学位授与」の要件を「大学院学則」第 16 条、第 17 条及び第 18 条に定めている。	3-1
第 4 条	○	博士の「学位授与」の要件を「大学院学則」第 16 条、第 17 条及び第 18 条に定めている。	3-1
第 5 条	○	「高千穂大学大学院学位規程」に学位審査に係る事項を定めている。	3-1
第 12 条	○	「高千穂大学大学院学位規程」に博士の学位授与の報告について定めている。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2

			6-3
--	--	--	-----

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人高千穂学園寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	大学ガイドブック		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		

高千穂大学

	高千穂大学学則 高千穂大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度学生募集要項 2024 年度高千穂大学大学院案内・募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生生活の手引き	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2024 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ	
	キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	高千穂学園規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人高千穂学園役員名簿	
	学校法人高千穂学園理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	学校法人高千穂学園計算書類（令和元年度～令和 5 年度）	
	監査報告書（令和元年度～令和 5 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	履修要項	
	シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	高千穂大学三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人高千穂学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	高千穂大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	大学履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-5】	大学ガイドブック	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-6】	大学院案内・募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-7】	本学ホームページ（大学案内） https://www.takachiho.jp/outline.html	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	本学ホームページ（教育目的と三つのポリシー 学部及び大学院） https://www.takachiho.jp/outline/policies.html	
【資料 1-2-2】	大学ガイドブック	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-3】	大学履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-4】	大学院案内・募集要項	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-5】	大学院要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-6】	第 8 期中期経営計画	
【資料 1-2-7】	2024 年度予算編成方針	
【資料 1-2-8】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-9】	全学組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-2】	高千穂大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-3】	大学ガイドブック	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-4】	大学案内	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	2024 年度高千穂大学大学院案内・募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	本学ホームページ（教育目的と三つのポリシー 学部及び大学院） https://www.takachiho.jp/outline/policies.html	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 2-1-7】	2024 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	2024 年度高千穂大学大学院案内・募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	入学試験問題管理マニュアル・入学試験問題作成上の留意事項	
【資料 2-1-10 ① ②】	入学者選抜検証資料（①2021 年度、②2022 年度）	
【資料 2-1-11】	学部別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【資料 2-1-12】	大学院研究科の志願者数、受験者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	入学前課題のご案内	
【資料 2-2-2】	2024 年度新入生オリエンテーションパンフレット	
【資料 2-2-3】	2024 年度オフィスアワー実施時間及び連絡方法	
【資料 2-2-4】	T-Navi 利用者マニュアル【保存版】	
【資料 2-2-5】	ハイブリット・サポート・システム	
【資料 2-2-6】	履修要項	【資料 F-12】と同じ

高千穂大学

【資料 2-2-7】	授業運営マニュアル（出講案内）	
【資料 2-2-8】	アドバイザー制度	
【資料 2-2-9】	高千穂大学障がい学生支援に関するガイドライン	
【資料 2-2-10】	「高千穂論叢」（紀要）	
【資料 2-2-11】	2024 年度春学期 TA・SA 担当者表	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職の状況（過去 3 年間）	【表 2-5】と同じ
【資料 2-3-2】	就職活動状況調査報告（過去 5 年間）	
【資料 2-3-3】	2023 年度高千穂大学インターンシップ実習報告書	
【資料 2-3-4】	2023 年度卒業生産業別内定者数一覧	
【資料 2-3-5】	大学院要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-6】	学生生活充実ガイド	
【資料 2-3-7】	就職支援行事年間スケジュール（過去 3 年間）	
【資料 2-3-8】	進路相談会集計表（過去 3 年間）	
【資料 2-3-9】	保護者対象就職ガイダンス資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	奨学制度に関する運用規程	
【資料 2-4-2】	海外短期・中期留学奨学金制度に関する細則	
【資料 2-4-3】	海外長期留学奨学金に関する細則	
【資料 2-4-4】	公的資格取得支援奨学金制度に関する細則	
【資料 2-4-5】	公的資格取得支援奨学生に関する内規	
【資料 2-4-6】	学費等免除奨学金制度に関する細則	
【資料 2-4-7】	学費等免除奨学金制度に関する内規	
【資料 2-4-8】	表彰規程	
【資料 2-4-9】	表彰規程に関する細則	
【資料 2-4-10】	表彰規程に関する内規	
【資料 2-4-11】	「学業成績優秀者賞」に関する細則	
【資料 2-4-12】	「小池厚之助賞」に関する細則	
【資料 2-4-13】	「学業成績優秀者賞」及び「小池厚之助賞」に関する内規	
【資料 2-4-14】	私費外国人留学生授業料減免奨学金制度に関する細則	
【資料 2-4-15】	私費外国人留学生授業料減免奨学金制度に関する内規	
【資料 2-4-16】	高千穂大学大学院奨学金規程	
【資料 2-4-17】	高千穂大学大学院私費外国人留学生授業料減免奨学生に関する内規	
【資料 2-4-18】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	【表 2-7】と同じ
【資料 2-4-19】	学生相談室、医務室等の状況	【表 2-9】と同じ
【資料 2-4-20】	学生相談室過去 5 年間の利用者数（実数・延べ数）	
【資料 2-4-21】	学生相談室のご案内	
【資料 2-4-22】	オフィスアワーについて	
【資料 2-4-23】	学生生活の手引き	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-24】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	【表 2-8】と同じ
【資料 2-4-25】	教育訓練給付金申請者数一覧	
【資料 2-4-26】	大学院案内・募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-4-27】	学友会クラブ活動の手引き 2024	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	図書館利用の手引き	
【資料 2-5-2】	閲覧座席数・図書資料所蔵数等	

高千穂大学

【資料 2-5-3】	情報メディアセンター等の状況	【表 2-12】と同じ
【資料 2-5-4】	情報メディアセンター利用の手引き 2024 年版	
【資料 2-5-5】	杉並校舎地バリアフリー状況(全体図)	
【資料 2-5-6】	杉並校舎地バリアフリー状況(写真)	
【資料 2-5-7】	学部履修者数一覧	
【資料 2-5-8】	大学院履修者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2023 年度学生生活調査報告書	
【資料 2-6-2】	授業評価アンケート改善計画書 (学部)	
【資料 2-6-3】	授業評価アンケート改善計画書 (大学院)	
【資料 2-6-4】	学生委員会議事録 (2024 年 4 月 9 日開催抜粋)	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-2】	大学履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-3】	大学院要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-4】	大学履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-5】	高千穂大学大学院学位規程	
【資料 3-1-6】	修士論文の作成及び管理細則	
【資料 3-1-7】	修士論文の提出、審査及び管理等に関する細則	
【資料 3-1-8】	博士論文の作成及び管理細則	
【資料 3-1-9】	博士論文の提出、審査及び管理等に関する細則	
【資料 3-1-10】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-11】	大学シラバス	【資料 F-12】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-2】	大学履修要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-3】	大学院要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-4】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-5】	本学ホームページ (教育目的と三つのポリシー 学部及び大学院) https://www.takachiho.jp/outline/policies.html	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 3-2-6】	高千穂大学大学院学位規程	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-2-7】	修士論文の作成及び管理細則	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-2-8】	修士論文の提出、審査及び管理等に関する細則	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-2-9】	博士論文の作成及び管理細則	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-2-10】	博士論文の提出、審査及び管理等に関する細則	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-2-11】	ゼミナールシラバス	
【資料 3-2-12】	履修系統図	
【資料 3-2-13】	学部履修者数一覧	【資料 2-5-7】と同じ
【資料 3-2-14】	大学授業評価アンケート (春学期、秋学期)	
【資料 3-2-15】	授業評価アンケート改善計画書 (学部)	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-2-16】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-17】	本学ホームページ (教育目的と三つのポリシー 学部及び大学院) https://www.takachiho.jp/outline/policies.html	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 3-2-18】	履修系統図	【資料 3-2-12】と同じ
【資料 3-2-19】	大学シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-20】	大学履修要項	【資料 F-12】と同じ

高千穂大学

【資料 3-2-21】	大学院要項	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-22】	シラバスの作成 (Web 入力) について	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	卒業生アンケート報告書	
【資料 3-3-2】	大学授業評価アンケート (春学期、秋学期)	【資料 3-2-14】と同じ
【資料 3-3-3】	授業評価アンケート改善計画書 (学部) (春学期、秋学期)	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-4】	授業評価アンケート結果 (大学院) (春学期、秋学期)	
【資料 3-3-5】	授業評価アンケート改善計画書 (大学院) (春学期、秋学期)	【資料 2-6-3】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	高千穂大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-3】	学長選出規程	
【資料 4-1-4】	副学長、学部長、大学院研究科長、大学各種委員会委員長 (含、各種所長)・各種常任委員及び大学院各部会選出規程	
【資料 4-1-5】	高千穂大学連合教授会運営規程	
【資料 4-1-6】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-7】	学校法人高千穂学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 4-1-8】	全学組織図	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 4-1-9】	高千穂学園事務組織規程	
【資料 4-1-10】	高千穂学園事務分掌規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	高千穂大学教員資格審査規程	
【資料 4-2-2】	高千穂大学大学院担当教員業績審査規程	
【資料 4-2-3】	高千穂大学任期付教員に関する規程	
【資料 4-2-4】	任期付教員の処遇に関する規程	
【資料 4-2-5】	高千穂大学特任教授規程	
【資料 4-2-6】	評価に関する方針	
【資料 4-2-7】	専任・任期付教育職員採用手続過程	
【資料 4-2-8】	兼任講師採用手続過程	
【資料 4-2-9】	高千穂大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-2-10】	高千穂大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-2-11】	大学授業評価アンケート (春学期、秋学期)	【資料 3-2-14】と同じ
【資料 4-2-12】	授業評価アンケート (大学院) (春学期・秋学期)	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 4-2-13】	授業評価アンケート改善計画書 (学部)	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 4-2-14】	授業評価アンケート改善計画書 (大学院)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 4-2-15】	2022 年度・2023 年度 FD 委員会報告書	
【資料 4-2-16】	2023 年度学生生活調査報告書	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 4-2-17】	学修行動・成果アンケート (1 年生～4 年生)	
【資料 4-2-18】	ティーチングポートフォリオ	
【資料 4-2-19】	Google クラスルーム、Microsoft Office365、Zoom 関連資料	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	2022 年度・2023 年度 FD 委員会報告書	【資料 4-2-15】と同じ
【資料 4-3-2】	理事会 SD 記録	
【資料 4-3-3】	事務局 SD 記録	

4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	雑手当内規	
【資料 4-4-2】	高千穂大学研究倫理指針	
【資料 4-4-3】	高千穂大学研究倫理規則	
【資料 4-4-4】	高千穂大学研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-5】	助成金ガイドブック 2024 年度版	
【資料 4-4-6】	教育職員の個人研究に関する規程	
【資料 4-4-7】	教育職員の海外研究出張に関する規程	
【資料 4-4-8】	教育職員の海外研修に関する規程	
【資料 4-4-9】	教育職員の内地研修に関する規程	
【資料 4-4-10】	高千穂大学研究振興基金規程	
【資料 4-4-11】	教育職員に対する出版費および印刷費の補助規程	
【資料 4-4-12】	高千穂大学総合研究所規程	
【資料 4-4-13】	教員の学会出張に関する規程	
【資料 4-4-14】	競争的資金に係る間接経費の使用に関する取扱い規程	
【資料 4-4-15】	科学研究費助成事業ガイドブック 2024 年度版	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人高千穂学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-3】	高千穂大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-4】	常勤理事会規程	
【資料 5-1-5】	高千穂学園監事監査規程	
【資料 5-1-6】	学校法人高千穂学園就業規則	
【資料 5-1-7】	学校法人高千穂学園組織倫理規程	
【資料 5-1-8】	高千穂大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-9】	本学ホームページ（情報公開） https://www.takachiho.jp/outline/disclosure.html	
【資料 5-1-10】	第 8 期中期経営計画	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-1-11】	高千穂学園ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 5-1-12】	高千穂学園ハラスメント倫理委員会規程	
【資料 5-1-13】	高千穂学園公益通報者保護規程	
【資料 5-1-14】	高千穂学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-15】	高千穂学園防災等危機管理規程	
【資料 5-1-16】	避難（消防）訓練の実施について	
【資料 5-1-17】	自衛消防訓練実施結果記録書	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人高千穂学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-2-3】	第 8 期中期経営計画	【資料 1-2-6】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人高千穂学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	常勤理事会規程	【資料 5-1-4】と同じ
【資料 5-3-3】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-3-4】	高千穂学園監事監査規程	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-3-5】	「大学活性化対策提案制度」について	

高千穂大学

【資料 5-3-6】	学校法人高千穂学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-7】	理事会・評議員会出席状況	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	第 8 期中期経営計画	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-4-2】	2024 年度予算編成方針	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 5-4-3】	2024 年度事業計画・予算について	
【資料 5-4-4】	エビデンス集（データ編）【表 5-2】【表 5-3】【表 5-4】	
【資料 5-4-5】	2024 年度予算ヒアリング日程	
【資料 5-4-6】	エビデンス集（データ編）【表 5-2】【表 5-3】【表 5-4】	【資料 5-4-4】と同じ
【資料 5-4-7】	学校法人高千穂学園資金運用規程	
【資料 5-4-8】	2023 年度 3 月度定例理事会議事録	
【資料 5-4-9】	科学研究費採択状況	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人高千穂学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人高千穂学園固定資産・物品管理規程	
【資料 5-5-3】	学校法人高千穂学園予算の執行に関する取扱基準	
【資料 5-5-4】	学校法人高千穂学園資金運用規程	【資料 5-4-7】と同じ
【資料 5-5-5】	2024 年度予算編成方針	【資料 5-4-2】と同じ
【資料 5-5-6】	2024 年度予算書	
【資料 5-5-7】	2023 年度補正予算書	
【資料 5-5-8】	2023 年度 3 月度理事会、評議員会議事録	
【資料 5-5-9】	監査人による監査報告書	
【資料 5-5-10】	監事監査報告書	
【資料 5-5-11】	高千穂学園監事監査規程	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-5-12】	監査人・理事長・監事ディスカッション記録	
【資料 5-5-13】	常勤理事会議事録	
【資料 5-5-14】	2023 年度 5 月度理事会、評議員会議事録	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	高千穂大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	高千穂大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	高千穂大学自己点検評価委員会規程	
【資料 6-1-4】	本学ホームページ（高千穂大学内部質保証に関する方針） https://www.takachiho.jp/library/PDF/somu/Internal_Quality_Assurance.pdf	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	第 8 期中期経営計画	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 6-2-2】	2024 年度予算ヒアリング日程	【資料 5-4-5】と同じ
【資料 6-2-3】	2023 年度 3 月度定例理事会議事録、評議員会議事録	【資料 5-5-8】と同じ
【資料 6-2-4】	IR 委員会記録	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	本学ホームページ（自己点検評価書） https://www.takachiho.jp/outline/evaluation.html	
【資料 6-3-2】	本学ホームページ（高千穂大学内部質保証に関する方針） https://www.takachiho.jp/library/PDF/somu/Internal_Quality_Assurance.pdf	【資料 6-1-4】と同じ

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会貢献		
【資料 A-1-1】	高千穂大学公開講座	
【資料 A-1-2】	高千穂大学授業公開(特別総合科目)	
【資料 A-1-3】	聴講生に関する規程	
【資料 A-1-4】	杉並区と区内高等教育機関との連携協働推進協議会	
【資料 A-1-5】	一般社団法人全国スーパーマーケット協会「寄付講座」	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。